

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	4
(1) 社会的背景	4
(2) 地域の状況	4
(3) 富山大学が新たに掲げるスローガンと改組再編・大学院教育改革の必要性	5
(4) 研究科及び研究科等連係課程の全体像	7
(5) 文系分野に関する社会的背景	7
(6) 人文社会芸術総合研究科の必要性, 本学の強み	14
(7) 人文社会芸術総合研究科の人材養成目的とプログラムの編成	17
(8) 各プログラムの人材養成目的, ディプロマ・ポリシー及び修了後の進路	18
(9) 研究対象とする主たる学問分野	22
2. 修士課程までの構想か, 又は, 博士課程の設置を目指した構想か	22
3. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称	23
(1) 研究科・専攻の名称及び学位の名称及びその理由	23
(2) プログラムの名称及び学位の名称及びその理由	24
(3) 学位の専攻分野の決定時期と方法	25
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	26
(1) 教育課程編成に関する方針	26
(2) 教育課程の編成の考え方及び特色	28
(3) カリキュラム・ポリシー	40
(4) 学修成果の可視化	42
5. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件	44
(1) 教育の方法と履修指導	44
(2) 研究指導科目「課題研究」の単位の考え方	47
(3) 履修方法及び修了要件	47
(4) 早期修了	49
(5) 修了までのスケジュール及び履修モデル	49
(6) 学位論文審査体制及び公表方法	50
(7) 学位論文に係る審査基準	51
(8) 研究の倫理審査体制	53
6. 基礎となる学部との関係	54
7. 多様なメディアを高度に利用して, 授業を教室以外の場所で履修させる場合	55
(1) 実施場所及び実施方法	55
(2) 学則等における規定	56

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	56
(1) 修業年限	56
(2) 履修指導及び研究指導の方法	56
(3) 授業の実施方法	56
(4) 教員の負担の程度	57
(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法	57
(6) 社会人特別選抜の実施	58
9. 取得可能な資格	58
(1) 取得できる資格	58
(2) 受験資格が得られる資格	58
10. 公認心理師養成に係る実習の具体的計画	58
(1) 公認心理師養成に関連する実習の目的	58
(2) 実習先の確保の状況	59
(3) 実習先との契約内容	59
(4) 実習水準の確保の方策	59
(5) 実習先との連携体制	59
(6) 実習前の準備状況	60
(7) 事前・事後における指導計画	60
(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	61
(9) 実習施設における指導者の配置計画	61
(10) 成績評価体制及び単位認定方法	62
11. 入学者選抜の概要	62
(1) アドミッション・ポリシー	62
(2) 入学者の選抜方法	63
12. 教員組織の編成の考え方及び特色	63
(1) 教員組織編成の考え方	63
(2) 教育上主要と認める授業科目の教員配置状況	64
(3) 教員の負担	64
(4) 教員組織の研究分野	65
(5) 教員の年齢構成	66
13. 施設、設備等の整備計画	67
(1) 校地・校舎及び研究室・講義室等	67
(2) 図書	67
14. 2以上の校地において教育研究を行う場合	68
15. 管理運営	71
(1) 学長による研究科長指名	71

(2) 研究科委員会等の研究科管理運営組織	71
(3) 教員の教育負担に対する配慮とエフォート管理	71
16. 自己点検・評価	72
(1) 実施方法及び実施体制	72
(2) 評価結果の活用及び公表	73
(3) 人文社会芸術総合研究科としての自己点検・自己評価	73
17. 情報の公表	73
(1) 大学全体の公表体制	73
(2) 人文社会芸術総合研究科としての情報発信	75
18. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	75
(1) 全学的な取組状況	75
(2) 人文社会芸術研究科としての取組	76

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

近年の ICT の目覚ましい発達により、我が国の社会や世界は、かつてない速さで変化し続けている。そうした中、「第 5 期科学技術基本計画」(2016 年 1 月 22 日閣議決定)においては、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱され、非連続なイノベーションの創出と大学院教育改革を通じたそれを支える人材の育成が示されている。そして、中央教育審議会大学分科会の「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」(2019 年 1 月 22 日)においては、「とりわけ大学院は、Society 5.0 を先導し牽引する高度な人材をはじめとする「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担う存在となる」と述べられている。

また、地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、経済問題、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題も世界全体に連鎖して発生し、一国の課題が一国に留まらない状況となっている。そうした背景から、2015 年 9 月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SDGs) が示され、我が国においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(2016 年 12 月 22 日 内閣 SDGs 推進本部決定) が定められた。指針では、国際協調主義の下、国際協力への取り組みを一層加速していくことに加え、国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題にも、国内問題として取り組みを強化するのみならず、国際社会全体の課題としても取り組む必要があると述べられている。

そして我が国は、世界有数の高齢化が進行した国であり、生産年齢人口比率も急速に減少している。一方で、健康寿命は更に延びて「人生 100 年時代」が提唱される中、年齢による就業の壁が低くなり、キャリアアップのための学び直しや高齢者の就業・社会参加の増加など新たな社会的ニーズの発生が見込まれている。

以上のような背景から、今日の社会を取り巻く課題は、広範かつ複雑であり、こうした課題を解決でき、新たな社会で必要とされる高度な能力を育成するためには、従来の教育システムだけでは不十分である。そのため、本学においても大学院の教育システムの抜本的見直しが急務である。

(2) 地域の状況

富山県は東西 90km、南北 76km 程のコンパクトな県域に、標高 3,000m の立山連峰から水深 1,000m の富山湾まで高低差 4,000m のダイナミックな風土にある。自然環境を活かして開発された水力発電によりアルミ産業などの製造業が盛んになり、日本海側有数の工業集積を誇っている。また江戸時代以来の薬の伝統は、薬業だけでなく印刷業など周辺産業を発展させてきた。

富山県では2018年に富山県総合計画「元気とやま創造計画」を策定、次の5項目を重点戦略として掲げている。①医薬工が連携した医薬品の開発、ものづくり技術の高度化、デザイン振興などによる「とやまの価値創造戦略」。②地域の文化遺産や伝統文化の保存・活用を推進する「とやまのグローバルブランド推進戦略」。③リカレント教育の推進や地域コミュニティを牽引する人材育成による「人口減少社会にしなやかに対応する人と地域の活性化戦略」。④災害対策の充実及び災害に対応できる人材を育成する「災害に強く、環境にやさしい持続可能な県づくり戦略」。⑤データサイエンスの活用及び「未病」対策等による疾患予防や健康管理を推進する「健康・元気で安心な共生社会づくり戦略」である。

富山県では「地域包括医療ケア」と称して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制を構築している。地域の医療専門職、行政担当者、住民が一体となって学び合い、地域医療の再生に向けた協力体制(コミュニティ)づくりに取り組んでいる。

富山市では人口減少と高齢化社会へ対応するため、2007年から持続可能な都市を目指してコンパクトシティ計画を推進している。中心市街地に低床式車両を用いたライトレールを整備し、自動車に依存したライフスタイルを見直し、歩いて暮らせるまちづくりを行っている。2008年には国の環境モデル都市に、2018年には「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されている。

富山県内の15市町村には豊富な文化資源がある。五箇山(南砺市)の合掌集落が世界遺産に、県内3都市の「山・鉾・屋台行事(高岡御車山祭・高岡市、城端曳山祭・南砺市、たてもん祭り・魚津市)」がユネスコ無形文化遺産に認定されている。この他に国宝1件、日本遺産3件、重要伝統的建造物群保存地区3件、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が6件ある。しかしそれらを保存・継承していく上では、後継者不足など多くの課題を抱えている。

(3) 富山大学が新たに掲げるスローガンと改組再編・大学院教育改革の必要性

本学は、1873年(明治6)設立の新川県講習所を1つの起源としつつ、富山県民と地元産業界等の強い要望により設置された「旧富山大学」「富山医科薬科大学」及び「高岡短期大学」の3国立大学を再編・統合する形で2005年に設置された大学である。このような歴史的経緯等を踏まえ、第3期中期目標期間の「3つの重点支援の枠組み」において、本学は重点支援1「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」を選び、「地(知)の拠点」として機能強化を行ってきた。また、9学部、5大学院研究科・3大学院教育部、附属病院、附置研究所を有する総合大学として、多方面にわたる地域ニーズに応えてきた。しかし、全ての組織を貫く、大きな方向性がなく、個々の組織が個別的な取り組みを行うに留まりがちであった。そうしたことから、本学では、有する分野を包括しつつ、本学の強み、さらには地域が持つ強みを活かした「“人”と“地”の健康を科学する大学」を、大学院改革のスローガンとして掲げ、全学的に再編することとした(図1)。

「人」と「地」の健康のうち、「人の健康」は、肉体的、精神的な健康に限らず社会的にも満たされ100年間を通して充実した人生を送ることができることを指す。医学・薬学により肉体的、精神的な健康を実現するだけでなく、人文科学や芸術による精神面の充実、理工学による生活の質の向上など、全学を挙げて「人の健康」の実現に取り組む。本学のある富山県は、薬業が長い伝統を持ち、地域包括医療ケアの先進県でもあり、「人」の健康」と極めて高い相互関係がある。

「人」と「地」の健康のうち、「地の健康」は、社会的、環境的、経済的な健全性・持続可能性を指す。環境問題に対する文系的・理系的・文理融合的アプローチ、経済学による格差と貧困の解消、都市・交通工学による持続性ある環境づくり、理学・工学の融合的アプローチによる持続可能なエネルギーの開発など、全学を挙げて「地の健康」の実現に取り組む。本学のある富山市は、持続可能なコンパクトシティ形成という目標を掲げ、SDGs先進都市・自治体SDGsモデル事業にも選定されるなど、「地」の健康」と極めて高い相互関係がある。

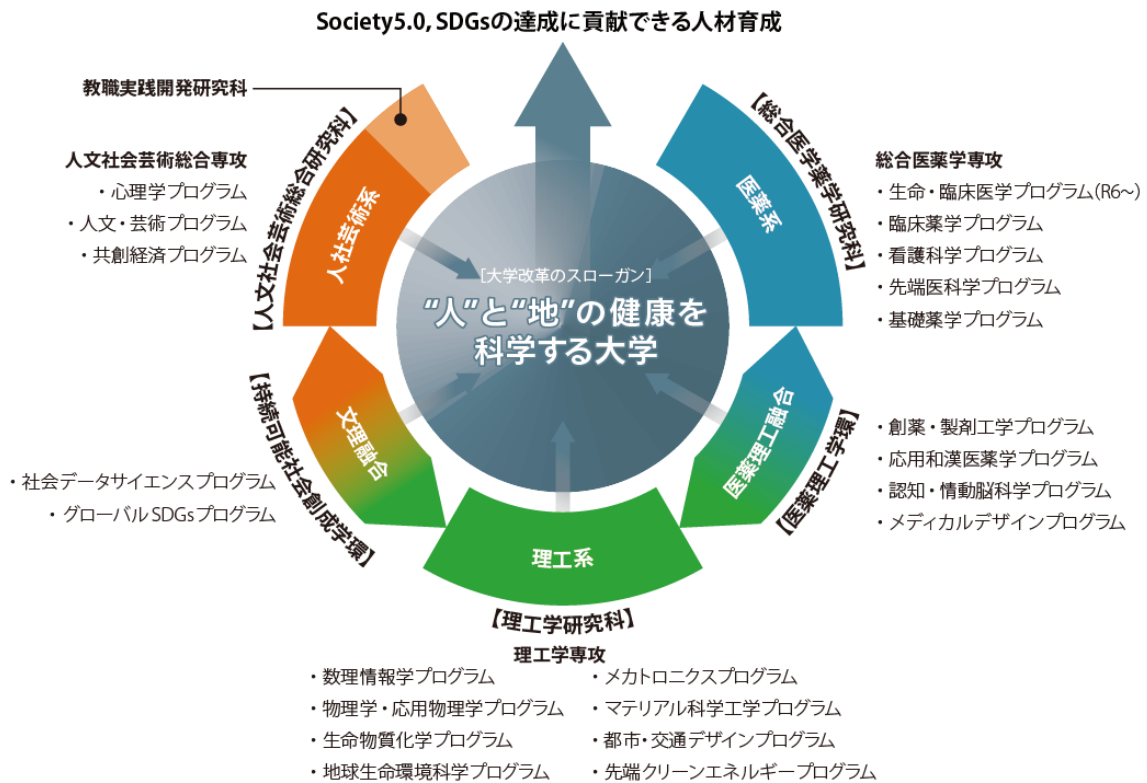


図1：富山大学が新たに掲げるスローガンと大学院再編概念図

「人」と「地」の健康」は多面的であり、人文・社会科学、自然科学の知を結集させ、様々な形で分野横断的・融合的に「人」と「地」の健康」について、教育し、研究することのできる環境を構築する必要がある。しかし、本学の大学院組織は、4研究科（修士課程6専攻）、3教育部（修士課程13専攻、博士前期・後期課程2専攻、博士課程10専攻）に分か

れており、分野横断的・融合的な取り組みは十分ではなく、専攻という細分化された組織単位が、教員・学生が所属組織外に目を向けることを阻害する要因ともなっていた。そのため、専攻という壁を事実上なくし、人文社会芸術系、医薬系、理工系の大きくくり化した3研究科3専攻へと再編する。専攻には、養成する人材像ごとにカリキュラム編成されたプログラムを設け、教員と学生の所属は1つでありながら、学生は目指す人材像ごとに専門性を伸ばすことができる仕組みとする。さらに、「“人”と“地”の健康」の実現に資する、分野横断・融合的な教育・研究を、柔軟かつ機動的に実現するため、3つの研究科を核として医薬系と理工系の緊密な連係による医薬理工学環、人文社会芸術系と理工系の緊密な連係による持続可能社会創成学環を新たに設ける。

(4) 研究科及び研究科等連係課程の全体像

1) 人文社会芸術総合研究科

幅広い分野の基盤的能力とともに、人文、社会、芸術に関わる諸分野についての高度な専門的学識、高い倫理観と豊かな創造力、領域を横断した複眼的視野を備え、新たな価値、文化、社会を創ることができる人材を育成する教育システムを構築する。

2) 総合医薬学研究科

医学・薬学・看護学分野における基盤的研究の深化とこれら分野間の連携・融合の更なる強化を図り、医学・薬学・看護学分野の枠組みを超えて協同するため、大学附属病院を教育の場として今まで以上に活用し、医学・薬学の連携を強化した教育システムを構築する。

3) 理工学研究科

理工系の大学院が理学と工学を融合させ、各々の分野の特徴を相補的・相乗的に引き出せる人材を育成する教育システムを構築する。

4) 持続可能社会創成学環

多岐にわたる複雑化した現代の課題を解決し、「持続可能な社会」を実現するために、「地域」と「地球規模」の両方の視点を持ち、高度な知識・技能（語学とデータ分析）を駆使して課題解決できる人材を育成する教育システムを構築する。

5) 医薬理工学環

医学・薬学・理学・工学を基盤として、本学の特徴と強みである「創薬・製剤工学」、「和漢医薬学」、「認知・情動脳科学」、「メディカルデザイン（医工学）」について、分野融合的かつ実践的な教育体制を構築する。

(5) 文系分野に関する社会的背景

1) 「Society 5.0」が求める人文社会芸術系人材

第5期科学技術基本計画において、政府は、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の先端技術を取り入れることでイノベーションを促進し、経済的発展と社会的課題解決

を両立させる「Society 5.0」を実現することを目標に掲げた。これを受けて内閣官房長官を議長とする統合イノベーション推進会議は 2019 年、数理・データサイエンス・AI を利活用するための環境整備を目指した「AI 戦略 2019 (以下 AI 戦略)」を策定した。戦略の筆頭には AI 時代に対応した人材育成を掲げ、そのために教育改革と研究開発体制の再構築が必要であるとしている。2025 年を目標年とし、デジタル社会の基礎知識である数理・データサイエンス・AI 教育を推進、リテラシーレベルからエキスパートレベルに至る取り組み目標を示した。大学・高等専門学校学生に対しては、文理を問わず初級レベルの数理・データサイエンス・AI を習得していること、社会人には、基本的情報知識とデータサイエンス・AI 等の実践的活用スキルを習得できる機会を、あらゆる手段を用いて提供することを目標として掲げている。

また AI 戦略では、政府は「人間中心の AI 社会原則」を取りまとめ、戦略の背景となる基本理念として、①人間の尊厳が尊重される社会 (Dignity)、②多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会 (Diversity & Inclusion)、③持続性ある社会 (Sustainability) の 3 点を挙げている。AI が進化し、高性能なアンドロイド型ロボットが普及すると労働力不足が解消される一方で、人の仕事が奪われてしまう恐れがある。データ重視の傾向が強まると、少数派の意見が尊重されない危惧がある。文系の人材には効率だけでなく、人の心や社会のあるべき姿を考えた上で、データサイエンス・AI を生かしていくこと、時として行き過ぎた取り組みを戒めるような見識が求められる。

内閣府は、第 5 期科学技術基本計画の後継として「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」の素案をまとめ、2021 年 3 月の答申に向けて調整を行なっている。第 5 期に掲げた Society 5.0 の具体化や、スピード感を持った社会実装を継続することに加え、感染症への対応、SDGs の達成を含めた人類の幸福の最大化と安心・安全に資する道標となることを基本計画としている。イノベーション力を強化、新たな社会、新たな価値創造を目指す、そのためには倫理性、社会性を含む俯瞰的視座が必要であり、自然科学のみならず、人文・社会科学を含めた「総合知」を展開できる仕組みが求められるとしている。人文・社会科学を専門とする大学には、AI を活用しつつもあくまで人間中心の社会が構築されるよう、これまでに蓄積した人文知を Society 5.0 に適応させていくことが求められる。

計画案は、多くの情報がオンライン化することによるコミュニケーションに関する課題、情報の偏りに対する情報リテラシーの必要性にも言及しているが、匿名性の高いネット空間や不安を抱えやすい感染症に対しては、心理的なケアも不可欠になる。2015 年、公認心理師法が成立し、公認心理師が国家資格になったが、人の心と社会の状況とを十分に把握した専門家は、企業や行政から学校、地域のコミュニティに至るまで、あらゆる組織でニーズがある。

また、デジタル社会の進展によってリアルな経験が減少していくことが危惧されており、直接本物に触れて感性や感覚を磨いていく Arts を活用した STEAM 教育が重要

になるとしている。製品やサービスに対するニーズが量から質へ移行している今日、芸術が育む感性や美意識は質的向上を行なっていく上で欠くことができない。また、芸術は自分なりの発想や、感覚的な思考方法を用いて常識を打ち破る潜在力を持っている。AI は大量のデータから客観的な答えを出すことは得意であるが、独創的な答えを出したり、人の気持ちを捉えるような魅力を創出したりすることは困難とされている。AI や科学分野でイノベーションを起こす上で、芸術に期待が寄せられている。一方芸術分野では、絵具を映像機器やプログラミングに置き換えることで、新たな表現が可能となる。

2) 地方に求められる変革

わが国の人口は、2008年から減少に転じた。2015年の国勢調査で日本の総人口は1億2709万人だったが、2040年には1億1092万人(87.3%)まで減少すると推測されている。富山県の人口減少は一層深刻で、2015年の106万人が2040年には86万人(81.1%)まで減少すると推測されている(国立社会保障・人口問題研究所資料)。一方、東京都は転入超過になっており、2040年の増減は102.7%(2015年比)になっている。人口減少は、経済規模を縮小させ、生活水準を低下させる。地方での人口減少は、若い世代の転出が要因の1つとなっており、高齢化にも直結している。

政府は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、2014年「まち・ひと・しごと創生法」を施行、翌年「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。地方の創生が日本の創生に直結するとして、それぞれの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指すこととした。まち・ひと・しごとの好循環を確立するため、次の4つの基本目標を定めた。① 地方における安定した雇用を創出する。② 地方への新しいひとの流れをつくる。③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

これを受けて富山大学では、富山県及び関係組織と共同して2015年度より文部科学省の「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に取り組んだ。2020年度までの6年間で卒業生・修了生の地元定着率を10%向上させることを目標に、地域志向科目を開講するなどさまざまな事業を行った。残念ながら目標値をクリアすることはできなかったが、学生の富山に対する認知度や就職先としての魅力度を高めることには成功し、S評価を得た。また、県内各所でのPBL(課題解決型授業)やインターンシップ等を通して、地域の課題に取り組む連携体制を構築することができた。地域志向科目の1つである「産業観光学」はCOC+の事業期間終了後も継続して実施され、商工会議所や企業等の協力を得て、学生は産業観光の可能性を学ぶとともにモデルプランを作成している。

産業観光は、かつての発電所や工場等の産業遺産を見せるもの、稼働している製造工場を見学させるもの、農産物の収穫と加工を体験するものなど多様な広がりを見せている。近年は、商品の付加価値を伝えるコミュニケーション手段として産業の現場を活用する企業が増えている。産業観光は地域の他の観光拠点への誘導や飲食・宿泊・土産

消費を生み出す機会となることから行政機関等でも振興している。富山県では2008年、富山県広域産業観光推進委員会をつくり、産業観光拠点となる県内約100社を掲載したガイドブックを作成した。その組織性や訪問先の多彩さで全国的なモデル事例となっている。

株式会社能作は、地域の伝統的地場産業である仏具などの鋳物製品を製造していたが、商品が時代のニーズに合わず経営が悪化した。そこで独自にマーケティングを行い、新たにインテリア小物を企画・デザインし、伝統の技を生かしつつ素材を固い銅から曲がる金属である錫に換えて商品化を行った。これがヒットして業績が回復したことから、2017年産業観光に対応した新工場を建設した。工場には見学だけでなく制作体験、商品販売、飲食、観光案内の機能を持たせた。見学を無料にしながら関連消費で収益を確保している。今では年間12万人が訪れる観光拠点として機能している。

将来が危ぶまれた製造業者が、時代のニーズに着目した企画・デザインによってオリジナル商品を開発し、下請け体質から脱却したことは、低迷が続く地場産業界に刺激を与えた。いくつかの事業所がこれに続き、新たに開発された商品が、大都市の百貨店や専門店で販売されるようになった。能作社長は、デザインを取り入れたことが成功につながったと語っており、質の高いものづくりや新しい価値を求められている今日、経営にデザインを取り込んでいくことが必須となっている。

製造業では従来、機械加工や材料工学など理系の人材が求められていたが、能作のようなイノベーションを推進していくためには、商品・土産開発やその販売、体験プログラムの企画および実施、飲食や観光案内での情報発信や接客など、多様な業務への対応が必要になってくる。また、産業観光の価値を高めていくためには、地域の文化やものづくりに関する歴史的背景などを掘り下げ、説明資料をつくることのできる学芸員のような能力も必要になる。目の肥えた客を満足させるためには、高い専門的能力と、多様な課題に柔軟に対応できる実践的能力とが求められる。さらに企業としてどのようなブランド価値を構築していくか、確かな理念のもとに要素を繋げ、俯瞰的に捉えられる「統合知」を展開できる人材が求められている。(図2)

社会が求める実践的能力：繋げて考える「統合知」

地方における活性化戦略のひとつである産業観光では、専門分野を繋げて考える「統合知」が求められている。



図2：産業観光で行われている業務と必要とされる専門性

3) 現役世代に向けたリカレント教育

高い質や新たな価値の創出が求められているのは製造業だけではない。それは卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業、不動産業などあらゆる業種で、企業の存続に直結する課題になっている。また行政等の公的組織は、地域の課題を解決すると共に、人々が観光・移住・定住したくなるような魅力を創出していかなければならない。提供しようとする商品やサービスの強みを分析し、作り手の都合ではなく、使い手の視点に立って他分野の商品と結びつけたり、届ける方法を工夫したりすることが求められる。そのためには、物事の本質を見つめる人文学、現状を的確に把握するデータサイエンス活用の統計学、柔軟な発想や組み合わせを提案できるデザイン学、計画を実現するための経済学・経営学・法学、コミュニケーションを円滑にするための心理学などをバランスよく身に付ける必要がある。

富山大学では、企業や地域の課題をデザインで解決することを学ぶリカレント教育を「富山県デザイン経営塾」として県内各地の行政等と連携して行なってきた（2006～2015年度）。また、地域の課題を自社の強みと関連づけて解決を図ることを学ぶ人材育成塾「魚津三太郎塾（2011年度～）」「とやま呉西圏域共創ビジネス研究所（2014年度～）」「たなべ未来創造塾（2016年度～）」を行っている。さまざまな業種から集まった受講生は、日常業務とは一線を画した学修機会を得て、グループワークなどを含めて事業展開に関する能力を高め、起業する事例も出ている。修了生同士がつながり

地域の活性化に取り組む成果も現れている。一連の塾は半年ほどで修了するため、さらに学びたい学生が再受講するケースもある。

富山県は2019年、県内の企業及びその従業員に対して、リカレント教育等に関する意識調査を行った。その結果、「リカレント教育を推進していくべきと思うか」との問いに対して企業は88.3%、従業員は77.1%が肯定する回答をした。一方、企業からは「従業員に学習させる時間がない」が70.2%、従業員からは「仕事が忙しくて教育を受ける余裕がない」が53.4%であった。「リカレント教育を受講したい分野」では社会人としての基礎力育成が、また「講座の内容で重視するもの」では職場で役立つ実践的な内容が、企業・従業員ともトップになった。必要性は認識されていることから、本研究科でも働きながら学べる制度を整備することや、職場での課題を研究テーマにできるなど、受講のメリットを明確に打ち出せる教育編成を行う。

本学では2018～19年男女共同参画推進事業として、ハローワーク富山などの関係機関と連携して「学び直しを通じたオーダーメイド型キャリア形成支援事業」を実施した。出産などのライフイベントを終えた女性を対象に再就業に向けたキャリアアップ講座を行ない、リカレント教育に対するニーズを収集した。「今後学びたいこと」の調査では、心理学やコミュニケーションスキルに関する回答が上位になった。富山県は2007年より「女性が輝く元気企業とやま賞」を顕彰するなど女性の就業率向上に努めている。人文社会芸術系のリカレント教育は、地域における女性の活躍を推進していく上で、欠かせない取り組みになる。

4) 人文社会科学系分野に対する指摘

文部科学省は、第3期中期目標期間に先立ち2017年6月、国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し内容を決定し、各法人に「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」を通知した。国立大学の中でも特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院について、強み・特色・社会的役割を踏まえて改革の断行を求めた。同年9月、日本学術会議幹事会での説明時に使われた資料「新時代を見据えた国立大学改革」では、当該分野に対する厳しい指摘が並んだ。日本学術会議の日本の展望委員会人文・社会科学作業分科会「日本の展望－人文・社会科学からの提言（2010年4月）」では、「教養教育と切断され社会と切断され、専門分化し閉鎖性を生み出している人文・社会科学それ自体について、人文・社会科学の研究者は、市民社会の複雑な危機を克服し持続可能な未来社会を準備するための市民的教養の形成に向けて、真摯な再検討を加えなければならない。」とし自己革新を求めた。中央教育審議会の「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（2012年8月）」では、「大学の役割と今回の答申の趣旨」に於いて大学が、「未来を見通し、これからの社会を担い、未知の時代を切り拓く力のある学生の育成や、将来にわたって我が国と世界の社会経済構造や文化、思想に影響を及ぼす可能性を持つ学術研究の推進などを通して、未来を形づくり、社会をリードする役割を担うことができる。」

と指摘している。さらに「これからの目指すべき社会像と求められる能力」として、「グローバル人材の土台として重要なのは、我が国の歴史や文化に関する知識や認識、多元的な文化の受容性、あるいは前述のような認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力である。」「汎用的能力はこのような地域社会・経済を支える人材にとっても必要不可欠である。」としている。まとめとして、特に人文社会科学系が「専門的に細分化された教育課程の問題、大学が閉鎖的で社会的要請に十分にこたえていない。」と指摘している。

資料には日本経団連の「企業の求める人材像についてのアンケート結果（2004年）」が紹介されている。質問は「企業の大学・大学院への期待」と「大学・大学院が教育面で特に注力している点」とを対にして行われている。「専門分野の知識を学生にしっかり身に付けさせること」の質問に対して企業側は31%・大学側は80%、「知識や情報を集めて自分の考えを導き出す訓練をすること」の質問に対して企業側は64%・大学側は59%、「チームを組んで特定の課題に取り組む経験をさせること」の質問に対して企業側は28%・大学側は4%、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行うこと」の質問に対して企業側は42%・大学側は30%（すべて文系学生に対する結果）となり、主要な進路先である企業と大学・大学院の間に意識差があることが指摘された。

このような指摘を受けて、第3期中期目標・中期計画期間中には全国で学部・大学院の組織改革・機能強化が行われた。大学院修士課程においても、「蛸壺化」と指摘された閉鎖性を打開し、社会の要請に応えられるよう実践的且つ横断的な教育課程をつくるため、既存の研究科を統合した再編も行われている。

富山大学は2005年10月、全国の国立大学の中で唯一3大学を統合してできた大学である。3大学をまとめることに多くのエネルギーを費やした結果、全学の機能強化や教育課程の充実に遅れをとったことは否めない。教養教育の一元化についてもキャンパスが3つに分かれていたこともあり難航した。2018年からようやく週3日間五福キャンパスで教養教育科目を開講することになった。その後は1つの富山大学としての取り組みが進み、2022年度からは週5日間全日五福キャンパスで教養教育を実施する完全一元化を決定し、準備を進めている。

2018年に機能強化を牽引する学部として新設した都市デザイン学部は、クォーター制やデータサイエンス教育を他学部にも先駆けて行い、後者は2020年度より全学で必修化している。また同学部を核として全学の学生が履修できる授業科目「全学横断PBL」も始めている。この授業には人文社会芸術系学部の学生も参加しており、多様な専門性に触れたい、他学部の学生と共に学びたいという学生の要望に応じている。SDGsをテーマとする授業を全学の教員が分担して行うなど、部局横断型教育を推進する気運が高まっている。第4期中期目標期間の開始を2022年度に控え、富山大学は1つの大学として機能強化を加速する段階にある。この機会を捉えて、人文社会科学系分野が抱えている課題を解決すべく、大学院修士課程の再編においても社会からの要請を基本として取

り組んでいる。

(6) 人文社会芸術総合研究科の必要性、本学の強み

1) 現状の課題

本学大学院の文系の研究科修士課程は、人文科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科、芸術文化学研究科の4研究科だが、一部の研究科は十分な受験者を確保できていない。受験生を確保できている場合も、その多くは中国からの留学生で、日本人学生は少ない。今後、労働力人口比率の低下に伴い学部卒業生への就職ニーズが高まると、受験者確保はより厳しい状況に陥ることが危惧される。

社会人として就業するには学士の能力があれば充分であるといった社会通念があり、学生自身もそのような認識を持つことが多いため、概ね人文社会芸術系の大学院修士課程で学ぼうとするモチベーションが低いことも受験者確保が困難な理由の一つである。

また、それぞれの研究科には多様な学問分野があり専門性を深化させてきたが、各研究科で教育課程が異なり、自己完結的な傾向が強く、研究科、専門分野の枠を超えた学修を可能とする制度が十分に整備されていなかった。五福キャンパスと高岡キャンパスとはシャトルバスで約50分かかる距離にあるという地理的な問題点もある。

修士課程修了後は博士課程へ進学することはまれで、ほとんどが就職する。企業では高度な研究力とともに、未知の専門領域にも柔軟に対応し、直面する現実の課題に対応できる実践的な能力を求めている。つまり、学部生の研究力に磨きをかけつつ、それを社会に役立てていける応用力を身に付けた人材が求められているが、それに対応できるような教育課程が組まれていない。

社会人のリカレント教育としても同様のニーズがあるが、現在の教育課程に問題があるほか、学部からの進学者及び海外からの留学生を主な教育の対象としているため、社会人の教育や学び直しの仕組みは不十分である。

2) 文系分野の強み

本学文系分野の強みとして、国立の総合大学には希少な芸術系分野をカバーしていることが挙げられる。美術、工芸、デザイン、建築、キュレーションの各分野をカバーした芸術文化学部・芸術文化学研究科がある。学部入学試験では、実技を課さない選抜方法も実施しており、他の文系や医薬理工系学生に対しても機能するアートやデザインに関する教育実績がある。後者に対しては、STEAM教育において「Arts」を担当できる。芸術系分野では、地域の伝統産業等と連携したフィールドワーク型授業、アクティブラーニング形式の授業に多彩な実績がある。芸術文化学部は、2020年4月に附属技藝院(文化財保存・新造形技術研究センター)を設置した。文化財の修復を3次元モデリングや3Dプリンタなど高度造形技術を活用して行う研究拠点となるもので、設立早々コロナ禍で必要とされる人工呼吸器の制作を工学部、医学部、附属病院と共同で行い完成させ

た。STEAM 教育に資する具体的事例を蓄積していく計画である。

人文学部・人文科学研究科は人文系の広範囲な分野をカバーしている。哲学，歴史，文学といった伝統的・基礎的な分野から，現代社会の諸問題を扱う社会学や国際関係論，さらには同程度の規模の人文系学部には比較的珍しい心理学，考古学，文化人類学，人文地理学，朝鮮言語文化，ロシア言語文化まで人文学への多様な知的関心に応えることができる。研究科では自らの専門とは異なる研究分野の指導を受けることも可能であり，専門性と学際性を備えている。

経済学部では，経済学・経営学・法学という社会科学の主要な専門分野において総合的・学際的な教育・研究が行われている。より高度で現代的な教育・研究体制を備えた経済学研究科では，学部卒業生に対して高度な専門的能力と豊かな知識を身に付けた有為な人材となれるような教育とともに，地域の社会人に対して激変する現代経済社会の課題に対応できるような専門的能力・知識を修得するための再教育が行われている。

人間発達科学研究科は，幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の教員養成を行なっているほか，心理，幼児教育（保育），スポーツ，環境，情報といった生涯学習を支援する広い意味での教育人材も育成している。人間の発達を科学するということは，既存の学問体系とは異なり，人間という複雑な存在を対象とし，発達という時系列的な変化を踏まえながら，多面的・多角的に捉えることに他ならない。人間は置かれた環境でその発達は大きく左右されるので，教育はとても重要な役割を担うことになる。人間発達科学部は，人間のより良い発達を支援する教育人材を育成する学部であるため，教育の本質を追求することも重要な目的である。具体的には専門的な知識を身に付け，教育現場をはじめ様々な経験を積みながら，教育とは何か，人が学ぶとは何かを研究し，人を教え，支援する技術を身に付けることが強みの学部である。研究科では，さらに自らの専門性を伸ばすとともに，異なる研究分野の指導も受けることができ，専門性と学際性を備えている。

3) 学部教育との関係

本学では，2022 年度に向け人間発達科学部において金沢大学との間で教員養成に関する共同教育課程の設置準備をしている。現在は一般学部として教員養成を行っている人間発達科学部を教員養成学部として再編し，地域のニーズに応えながら，主として小学校・中学校の教員を養成する計画である。人間発達科学部がこのように教員養成に特化した学部に移ることに伴い，同学部の教育心理コースを人文学部に集約し，人文学部の心理学コースの充実を図る。心理学分野では，公認心理士資格が国家資格になること，富山県内の企業や学校から心理カウンセラーのニーズが増えていること，富山県内に同資格に対応した教育機関がないことから，資格取得に向け大学院を含めて教育課程を整備する必要がある。

数理・データサイエンス・AI 教育の推進は，全国的課題となっている。本学は 2020 年

度文部科学省「大学の数理及びデータサイエンス教育の全国展開」協力校に認定され、同年度より全学の学部1年生全員にその基礎科目を必修化している。2021年度にはデータサイエンスを活用して地域課題の解決を図る寄付講座を予定し、2022年度からは経済学部データサイエンスコースの設置を準備している。データサイエンスは今後あらゆる分野で必要になると位置付けられ、国のAI戦略では大学に应用基礎、さらにはエキスパートレベルのデータサイエンス・AI能力を求めている。従って、人文社会芸術系分野においてもデータサイエンスを活用できる能力育成が必須であり、大学院でのより高度な教育課程を整備する。

各学部では、それぞれの専門分野における多様な学びを推進するため、コースを設けて学部内での横断的教育を実施している。しかし、社会における課題に対応していくためには、より広い専門分野の学識が必要になる。また、課題解決型授業についても多様な能力を持つ学生が協働することや、実現化を前提としたテーマに取り組むなど、実践的能力を強化する必要がある。

4) 大括り化した研究科の必要性

近年、医療や情報通信に関する技術は目覚ましい発展を遂げている。遺伝子を操作する治療法や新たな作物栽培、ネット上の仮想空間でコミュニケーションを代行するアバターや高齢者を介護するロボットの開発、街頭に設置したカメラやスマホの行動解析、ビッグデータを活用したサービス提供等々が現実化している。そこでは命に対する倫理観やプライバシーの保護、環境保全やダイバーシティ等、人や社会のあり方に対する基本的な考えや学識が求められる。その点に関して人文社会芸術系が果たすべき役割は大きい。しかし、本学における人文社会芸術系の規模（学生数・教員数）は医薬理工系に比べると非常に小さく、文系の知見を全学的に展開していく上で極めて脆弱である。そこで大括り化により人文社会芸術系の教育・研究力を強化する必要がある。

人文社会芸術系を文系という大きな観点で捉えた時、4研究科が扱う専門は元来親和性の高い領域であり、かつてはそれらが相乗することで優れた文化を創出してきた。文学は人文科学研究科、絵画は芸術文化学部の専門分野としているが、詩書画の技法ともにすぐれた人を三絶と呼び、また文字と絵が混在した絵巻物があるように、東アジアでそれらは一体的に捉えられてきた。2019年富山県美術館では、富山県出身の詩人・瀧口修造と画家・加納光於の出会い・交流・創造の軌跡を紹介した企画展が開催されたが、瀧口は自身でも版画を制作した。表現に対して、言語と非言語とからアプローチすることは、それぞれを深化させるとともに、融合による多様で新規性のある表現を生み出す可能性がある。

わが国は、第二次世界大戦後に欧米の優れた製品から学び、それらの課題を解決する中で世界的なものづくり国家の地位を築いた。しかし、ものが充足し、製造拠点がアジア諸国等に移る中で、より付加価値の高い、さらには新しい価値を提供する商品やサービ

スが求められている。そのためには、確かな哲学と美的感性にもとづく着想と、経済性などを含めてそれを具体化できる能力を育成する必要がある。人文・芸術・経済を相乗させ、文化性によって生活の質を向上させると同時に、経済を発展させることのできる社会を共に創るために、既存の人文社会芸術系研究科を大括り化する必要がある(図3)。

人文×芸術×経済→共創社会

人間の心理や行動特性、美意識を探索し、真に役立つサービスや経営を創出することで、
これからの社会を共に創る



図3：人文・芸術・経済を相乗させて共創社会をつくる概念図

(7) 人文社会芸術総合研究科の人材養成目的とプログラムの編成

構想する人文社会芸術総合研究科は、今日まで積み上げて来た専門的学識とこれからの多様で複雑な社会に対応できる実践的能力とを合わせ持つ人材を育成することを目的とする。そのために、従来の4研究科を1つに大括り化し、関連する専門分野と教員を有効に組み合わせて教育研究機能を最大限に発揮できるようにし、社会人が学びやすい制度も整えようというのが、本改組の骨子である。それは主に次の6点から成る。

- ・ 人文科学研究科，人間発達科学研究科，経済科学研究科，芸術文化科学研究科の4研究科を，人文社会芸術総合研究科人文社会芸術総合専攻として教育課程を統一し，教育研究指導体制を学問的体系に従って再編成し，プログラム化する。
- ・ 人文科学研究科と芸術文化科学研究科，人間発達科学研究科にある人文科学，芸術文化学の授業科目と担当教員を集約，幅広く充実した教育研究分野をもつ1プログラム

とし、学生に人間の文化に関する複合的・俯瞰的な見方を身に付けさせつつ、人文科学あるいは芸術文化学を主軸とした新たな知を生み出すことを可能とする。

- ・ 経済学研究科は、従来の経営学に芸術文化学研究科のデザイン学を融合させたデザイン経営を学修することが可能なプログラムに改変する。
- ・ 心理学のような社会からの要請が高い分野については、独立したプログラムとし、教員、授業科目の配置を強化する。
- ・ 研究科の共通科目として、人間の本質に関わるテーマ、現代社会的なテーマ、地域に関わるテーマを取り上げた授業、現代社会の課題解決・分析方法に関わるスキルを学修する授業を設定し、学生が幅広い知識と複眼的なものの見方、現代社会で求められる分析手法を身に付ける体制をつくる。
- ・ 長期履修制度、遠隔授業を充実させ、履修の際の時間と距離の制約を少なくしたり、地域と連携して、学修時間を確保する勤務制度の導入、修了後の待遇改善等を働きかけたりする。

(8) 各プログラムの人材養成目的、ディプロマ・ポリシー及び修了後の進路

わが国と地域をめぐる環境の変化が激しく、多種多様な要素が絡み合った複合的な課題を突きつけられ、必要な知識も高度化している時代にあって、次のような人材が、地域に必要とされ、地域の大学院において養成を求められていると考える。

- ・ 専門分野に関する深い学識と高い研究能力をもち、課題解決に応用することのできる実践的能力を有する人材
- ・ 他分野についても一定の知識と理解をもち、狭い専門分野にとらわれない広い視野で、複眼的に物事をとらえられる人材
- ・ 他分野のメンバーと協働し、自らの専門分野と他分野の学識を組み合わせながら、新たな知を生み出し、地域社会の現代的諸課題の解決に貢献しようとする人材
- ・ 時代の変化をとらえつつ、複合的な問題を客観的に調査・分析し、論理的思考に基づいて解決策を提示しようとする人材
- ・ 異なる価値観を尊重しつつ、高い倫理観をもって課題解決に取り組む人材

想定した人材育成像から、本研究科のディプロマ・ポリシーを次のように設定する。

人文社会芸術総合研究科（修士課程）	
人材養成 目的	人文・社会・芸術に関わる諸分野の視点から「人」と「地」の健康」を実現する高度専門家養成機関として、新たな価値，文化，社会の創造に貢献する。
養成する 人材像	幅広い分野の基盤的能力を有し，人文，社会，芸術に関わる諸分野についての高度な専門的学識，高い倫理観と豊かな創造力，領域を横断した複眼的視野を備えることにより，新たな価値，文化，社会を創ることができる人材
ディプロ マ・ポリ シー	<p><修了認定・学位授与の方針></p> <p>人文社会芸術総合研究科は，幅広い分野の基盤的能力を有し，人文，社会，芸術に関わる諸分野についての高度な専門的学識，高い倫理観と豊かな創造力，領域を横断した複眼的視野を備えることにより，新たな価値，文化，社会を創ることができる人材を養成することを目的とする。</p> <p>本研究科は，この目的に基づいて，以下に示す能力を備えた者に修士（心理学），修士（文学），修士（芸術文化学），修士（経済学），修士（経営学），のいずれかの学位を授与する。</p> <p><基盤的能力></p> <p>人文，社会，芸術に関わる諸分野についての基盤的能力や，論理的思考力及び俯瞰力を身に付けている。</p> <p><専門的学識></p> <p>自らの専門分野に関する高い研究能力，深い学識及び高度の専門性を要する職業に必要な実践的能力を身に付けている。</p> <p><倫理観></p> <p>研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p><創造力></p> <p>人文，社会，芸術に関わる諸分野において，新たな知を見出し，その知から更なる価値を生み出す能力を身に付けている。</p>

研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、各プログラムのディプロマ・ポリシーを次のように設定する。

心理学プログラム（修士課程）	
人材養成目的	<p>「人」と「地」の健康」について心の専門家の視点で地域課題を解決する。</p> <p>人間のこころのメカニズムと行動についての幅広い心理学的素養と深い専門的知識及び豊富な経験をもとに、柔軟な発想で地域社会における課題を解決する。</p>
養成する人材像	<p>心理学に関連する多様な分野に関する基盤的能力とともに、心理学の高度な専門的学識、多角的な洞察力及び専門性を要する職業に必要な実践力を有し、高い倫理観と豊かな想像力を持ち、心理学を発展させ、その成果を社会に還元することのできる能力を備えた人材を高度の専門的職業人として養成する。基盤的な心理学を活用した社会的実践のできる人材と公認心理師として社会のさまざまな場面で活躍できる人材</p>
ディプロマ・ポリシー	<p><修了認定・学位授与の方針></p> <p>本プログラムは、心理学に関連する多様な分野に関する基礎的能力とともに、心理学の高度な専門的学識、多角的な洞察力及び専門性を要する職業に必要な実践力を有し、高い倫理観と豊かな創造力を持ち、心理学を発展させ、その成果を社会に還元することのできる能力を備えた者に修士（心理学）の学位を授与する。</p> <p><基盤的能力></p> <p>心理学に関連する諸分野に関する基盤的学識や、論理的思考力及び俯瞰力を身に付けている。</p> <p><専門的学識></p> <p>心理学分野における高い研究能力、または高度の専門性を要する職業に必要な実践的能力を身に付けている。</p> <p><倫理観></p> <p>研究倫理に関する規範意識を身に付けている。また、高度の専門性を要する職業に必要な倫理規範を身に付けている。</p> <p><創造力></p> <p>心理学の基礎的、応用的、あるいは実践的に新たな知を見出し、その知から更なる価値を生み出す能力を身に付けている。</p>
修了後の進路	<p>職業：地方自治体職員（児童相談所、福祉事業所、教育委員会など）、国家公務員（総合職、家庭裁判所調査官、法務省専門職員）、病院職員、民間企業の専門職、大学職員、NPO（就労支援、障害者支援など）、スクールカウンセラー、ユースワーカー</p>

	心理学系・医学系博士課程進学 資格：公認心理師
--	----------------------------

人文・芸術プログラム（修士課程）	
人材養成目的	文化的多様性の深い理解に基づき「人」と「地」の健康」を実現する高度専門家養成機関として、新たな価値、文化、社会の創造に貢献する。
養成する人材像	幅広い分野の基盤的能力を有し、人文、芸術に関わる諸分野についての高度な専門的学識、高い倫理観と豊かな創造力、領域を横断した複眼的視野を備えることにより、新たな価値、文化、社会を創ることができる人材
ディプロマ・ポリシー	<p><修了認定・学位授与の方針></p> <p>本プログラムは、幅広い分野に関する基盤的能力を有し、人文、芸術に関わる諸分野についての高度な専門的学識、高い倫理観と豊かな創造力を備えることにより、人文、芸術に関わる諸分野を発展させ、その成果を社会に還元することのできる能力を備えた者に修士（文学）又は修士（芸術文化学）の学位を授与する。</p> <p><基盤的能力></p> <p>人文、芸術に関わる諸分野についての基盤的学識や、論理的思考力及び俯瞰力を身に付けている。</p> <p><専門的学識></p> <p>自らの専門分野に関する高い研究能力、深い学識及び高度の専門性を要する職業に必要な実践的能力を身に付けている。</p> <p><倫理観></p> <p>研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p><創造力></p> <p>人文、芸術に関わる諸分野において、新たな知を見出し、その知から更なる価値を生み出す能力を身に付けている。</p>
修了後の進路	職業：地方自治体・行政機関職員、学芸員、中学校・高校教員、大学職員、民間企業社員、アーティスト、デザイナー、文化財修復士 博士課程進学 資格：教員専修免許

共創経済プログラム（修士課程）	
人材養成目的	経済学、経営学、法学、デザイン学の視点から「人」と「地」の健康」を実現する高度職業人養成機関として、現代社会の諸課題の解決に貢献する。

養成する人材像	地域の社会人に対しては、激変する現代社会の課題に対応できるような専門的能力・知識を修得するための再教育を行うとともに、学部卒業生及び外国人留学生に対しては、高度な専門的能力と豊かな知識を身に付けた高度職業人
ディプロマ・ポリシー	<p><修了認定・学位授与の方針></p> <p>共創経済プログラムでは当該専攻の授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、かつ、研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士（経済学，経営学）の学位を授与する。本プログラムで学位を取得した者は、下記の能力を持つ。</p> <p><基盤的能力></p> <p>共創経済に関する基本的な知識と幅広い視点を修得し、経済・経営現象の全体像を体系的に把握する能力を身に付けている。</p> <p><専門的学識></p> <p>高度な経済学，経営学，法学，デザイン学の専門的な知識と技能を駆使して研究を遂行する能力を身に付けている。</p> <p><倫理観></p> <p>高い研究倫理と社会的良識を持って研究を遂行する能力を身に付けている。</p> <p><創造力></p> <p>現代社会が抱える諸課題の発見・分析・解決に役立つとともに、専攻する研究領域の発展・充実に寄与する独創的な研究を遂行する能力を身に付けている。</p>
修了後の進路	職業：民間企業社員，地方自治体・行政機関職員，大学職員，経営者 博士課程進学

(9) 研究対象とする主たる学問分野

新しい研究科で研究対象とする主たる学問分野は、「哲学」「芸術学」「文学」「言語学」「史学※1」「人文地理学」「文化人類学※1」「経済学※2」「経営学※1※2」「社会学」「心理学」「デザイン学」となる。

※1にはそれぞれ、スポーツ史，スポーツ文化人類学，スポーツマネジメントを含む。

※2には経済・経営に関連する法学を含む。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科が、即戦力となる高度専門職業人の育成に力を入れていること、既存の4研究科から博士課程へ進学した修了生が僅かであることから、現在は修士課程までの構想としている。一方で、本研究科では心理学に関する課程を充実させるとともに、リカレント教育の体制を整備することなどから、博士課程への進学を希望する学生が現れる可能性がある。研

究科設置後速やかにニーズ調査を行い、博士課程設置の可能性を探る。心理学やデザイン、都市計画、データサイエンスなどについては、本学で整備を計画している他研究科博士課程での受け入れも検討する。博士課程への希望者に対しては、進学先の情報や準備すべき学修内容を指導する体制を整備する。

3. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称及び学位の名称及びその理由

本研究科，専攻の名称並びに英語名称は，次の通りとする。

【研究科名称】

人文社会芸術総合研究科：Graduate School of Humanities, Arts, and Social Sciences

【専攻名称】

人文社会芸術総合専攻：Department of Humanities, Arts, and Social Sciences

本研究科は、本学の人文科学研究科、経済科学研究科、芸術文化学研究科が扱ってきた学問領域である人文科学と社会科学、芸術文化学を継承し、人間発達科学研究科の人文科学的・社会科学的分野も取り込んでいる。人文、社会、芸術に関わる極めて幅広い学問分野を擁しつつも、各学問分野の枠組みを越え、協働して教育研究を実施する分野横断的な体制をとる。それにより、人文、社会、芸術に関わる自己の専門分野についての高度な専門的学識を有するだけでなく、人間の文化、社会、芸術活動を総合的に俯瞰する視野を備え、現代的諸課題に適切に対処することのできる人材を養成することを目的としている。以上のことから、名称を「人文社会芸術総合研究科」とする。専攻についても1専攻として組織することから「人文社会芸術総合専攻」とした。

英語名称は、人文科学、社会科学、芸術文化学それぞれの一般的な英語名を含んだ Graduate School of Humanities, Arts, and Social Sciences 及び Department of Humanities, Arts, and Social Sciences とした。

学位については専門分野（心理学分野、人文科学分野、芸術文化学分野、経済学分野、経営学分野）を考慮したプログラムを設ける。プログラムと授与学位は次のとおりである。

設置するプログラム	修了者に授与する学位
心理学プログラム	修士(心理学)
人文・芸術プログラム	修士(文学, 芸術文化学)
共創経済プログラム	修士(経済学, 経営学)

(2) プログラムの名称及び学位の名称及びその理由

1) 心理学プログラム

Psychology Program

心理学分野

・学位 修士 (心理学) : Master of Psychology

本プログラムは、改組前の人文科学研究科及び人間発達科学部の一部を母体とし、心理学に関する基盤的能力と高度な専門的学識を備えた人材を養成する。本プログラムでは既存の人文諸科学に立脚しながら、公認心理師などの資格に代表される現代社会の課題にも対処できる心理学を研究・実践する人材養成に取り組む。心理学を中心に研究・実践しながら、他分野の研究手法や実践例も参照して心理学研究を前進させる人材も養う。授与する学位に付記する専攻分野は「心理学」とする。

「心理学」の英語名称は、「心理学」を表す一般的な Psychology を用いた Master of Psychology とする。

2) 人文・芸術プログラム

Integrated Arts and Human Sciences Program

人文科学分野

・学位 修士 (文学) : Master of Arts

芸術文化学分野

・学位 修士 (芸術文化学) : Master of Art and Design

本プログラムを修了する学生は、自らが選択し目標とする専門分野の学修に応じて「文学」「芸術文化学」のいずれかの学位を授与される。本プログラムは、改組前の人文科学研究科、芸術文化学研究科及び人間発達科学研究科の一部を母体とし、思想、歴史、社会、言語、文学等の人文科学に関わる諸分野、美術・工芸、デザイン、建築デザイン、キュレーション等の芸術文化学に関わる諸分野に関する基盤的能力と高度な専門的学識を有し、人間の文化に関わる現代的諸課題を複眼的・俯瞰的にとらえ、適切に対処できる人材を養成する。

本プログラムは、体系的に統合・編成された広範囲に及ぶ人文科学及び芸術文化学に関わる教育研究分野をもつ。その強みを活かし、相互補完的でプログラム内諸分野を横断した教育研究指導体制をとることにより、人文科学あるいは芸術文化学の枠組みを超えた学際的な研究を可能とし、また専門性を深化させる研究にも分野の枠組みにとらわれない多面性と広がりをもたせることを目指している。

以上のような学際性と専門性の両方をねらうのが本プログラムであるが、「文学」あるいは「芸術文化学」の含む学問分野の範囲は広く、学際的研究の場合であっても、人文科学あるいは芸術文化学を基盤としている。したがって、授与する学位に付記する専攻分野は「文学」及び「芸術文化学」とする。

学位の英語名称については、「文学」の場合、対応する英語名としてもっとも一般的な

Master of Arts とする。芸術関係の分野を学修した者に対しては Master of fine Arts を授与されることが多いが、本学の場合、デザイン等の領域も含んでいることから、「芸術文化学」の英語名は、純粋芸術に特化しない Master of Art and Design とする。

3) 共創経済プログラム

Co-creation Economy and Innovation Program

経済学分野

・学位 修士（経済学）：Master of Economics

経営学分野

・学位 修士（経営学）：Master of Business Administration

本プログラムは、改組前の経済学研究科及び芸術文化学研究科の一部を母体とし、経済学・経営学・法学という社会科学の主要な分野に関する基盤的能力と高度な専門的学識を有し、広く人間の経済的・社会的活動を俯瞰する視野を備え、現代的諸課題に適切に対処できる人材を養う。同時に、地域社会や地域企業の活性化に取り組むための重要な機能としての経営・マネジメントを軸に、経営学と芸術文化学、スポーツマネジメントやデザイン経営に関わる融合的教育も行い、学際的な知識を活かし、新規事業を具体化する人材を養うことも対象としている。特にデザイン責任者が経営チームに参画することやデザイナーが事業戦略の最上流から参画することを通じて、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用するデザイン経営を実践できる人材の育成も行う。人口・労働力の減少局面を迎えた日本経済の再生の切り札として、デザイン経営を礎にした政策提言（※）もされており、今後、デザインを経営に活かせる修士号取得者の需要は増えていくことが予想される。

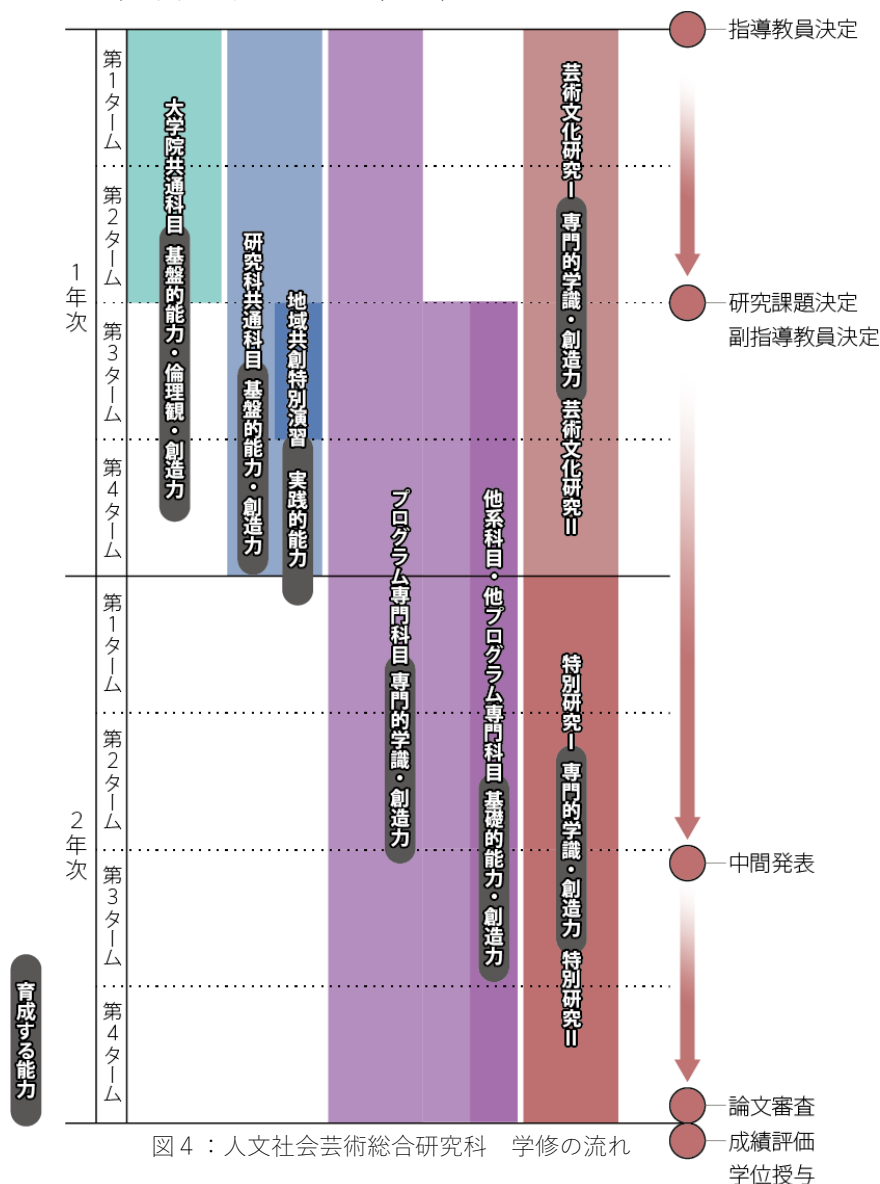
（※）「デザイン経営宣言」経済産業省・特許庁 産業競争力とデザインを考える研究会 2018年5月23日
以上のことから、授与する学位に付記する専攻分野は「経済学」「経営学」とする。

「経済学」「経営学」の英語名称は、これらの学位を表すものとしてそれぞれ一般的な Master of Economics, Master of Business Administration とする。

（3）学位の専攻分野の決定時期と方法

本研究科では、養成する人材像に対応してプログラムを設け、学位の専攻分野を定めている。入学者選抜はプログラムごとに行い、入学志願者は出願に当たってプログラムを選択する。入学志望者には、本学のウェブサイト等において情報提供を行うとともに、選択するプログラムの事前相談に応じ、出願時には研究希望調書及び研究希望分野等を提出させる。入学後、新入生オリエンテーションで、学生と該当する研究希望分野の教員との面談を行い、研究分野を確認の上、主指導教員を決定する。学生には、主指導教員と相談の上、授業科目の履修計画及び研究計画を立てさせ、仮研究テーマ、目指す学位を決める。研究テーマ及び目指す学位は、学修状況をみて1年次第3ターム開始前に正式に決定する。2年次から、本格的な修士論文・修了制作の研究指導である「課題研究」が始まるが、その前の1年次第4タ

ームの最後に、これまでの単位修得状況及び研究の方向性の確認を行う。2年次第2タームには、修士論文・修了制作の進捗状況の確認を行い、第3タームの頭に中間発表を行う。第4ターム終了時に、修得単位が30単位以上となり、提出された修士論文・修了制作の内容が学位に適合する場合に、学位を授与する。(図4)



4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成に関する方針

1) 全学的方針

本学は、「地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的発展に寄与する」ことを理念としている。

富山大学大学院では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実験・実習・実技の様々な方法・形態等により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その評価は各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

2) 人文社会芸術総合研究科としての方針

人文社会芸術総合研究科では、人文社会科学系分野の課題として指摘されている閉鎖性を打開し、地域からの要請や社会的状況を踏まえた上で、これからの時代に貢献できる人材を育成する教育課程を構築する。

2020年はCOVID-19の感染拡大が大学教育だけでなく、経済や生活のあり方まで変え、2021年になっても新たな課題が生まれている。また、地球温暖化の影響が指摘される中、これまでにないような大型の台風が上陸して深刻な被害を与えている。2021年1月、富山では120cmを超える積雪という36年ぶりの大雪があったが、予測不可能な課題は感染症や自然災害だけではない。1995年、パソコンという情報機器を大きく普及させたWindows 95が発売され、それから12年後にはSFの世界で描かれていた掌に収まる情報機器が、スマートフォンという形で実現した。今日では電気モーターで走行する車をスマートフォンで操作できるようになっている。予想を超えた技術革新やそれに伴う社会変革が起こっている。

中央教育審議会では、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申・2018年11月）」でこのような予測不可能な時代に向けて、大学は専門性を求めるだけでなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付けた「21世紀型市民」を育成すべきであるとしている。このことは政府が掲げる「統合知」を展開できる人材とも共通する。

文部科学省は、大学院に求める人材養成機能として、研究者養成と高度専門職業人養成を挙げているが、中央教育審議会の答申は今後の大学院が担うべき人材養成機能として、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成、の4つに整理している。

本研究科では地域のおかれた社会状況などを分析した上で、幅広い教養を身に付け、地域の課題やこれから直面するであろう未知の社会課題に対応できる人材育成を目標とする。まず④の人材像が挙げられるが、高度で知的な素養を有するためには、学部教育から時間をかけて取り組んできた専門分野の研究を深化させる必要がある。博士課程に進む研究者育成を主眼とするわけではないが、専門分野の研究を通じて系統的に学ぶこと、対象の本質に迫り、考える力を鍛えることは重要である。人文社会芸術総合研究科では、専門分野に関する研究を深化させることと、その学識を社会に展開していく実践的能力を育成

することを二本の柱として教育課程を編成する。なお、資格取得を目指す分野においては②の高度専門職業人を育成する教育課程を整備する。(図5)

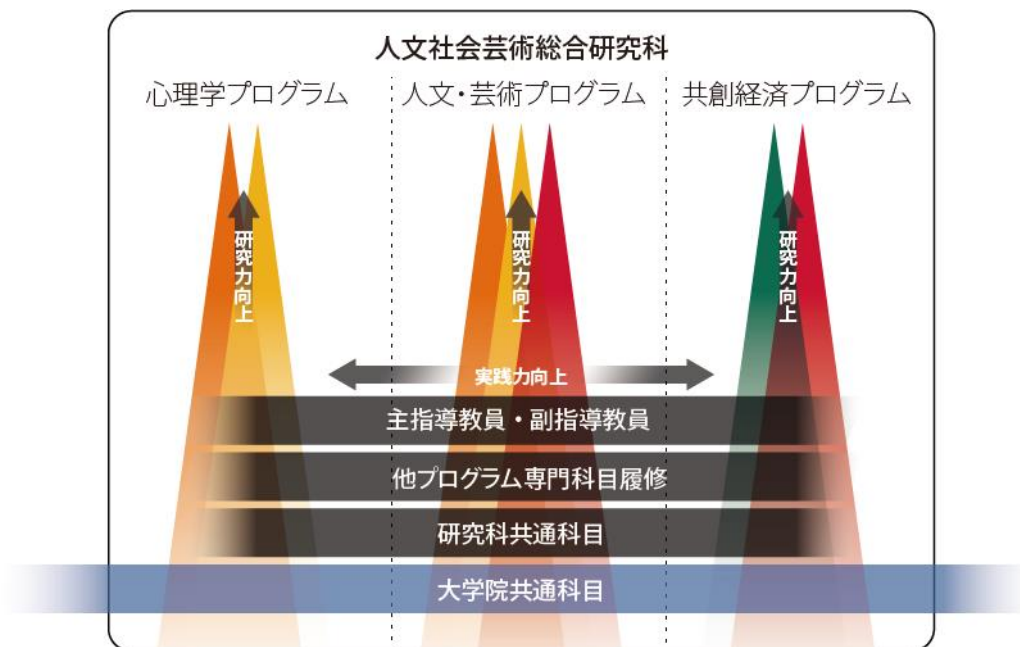


図5：専門分野に関する研究力の向上と、実践的能力の育成とを育成する研究科の方針概念図

(2) 教育課程の編成の考え方及び特色

学士課程を卒業した学生は、それぞれの専門分野の学識や技術を高めることを修士課程への進学動機としていることから、専門分野をより深化・習熟・発展させる教育課程を準備する。進学元となる学部での専門的学修を継続できる科目を準備すると共に、学部ではできなかった学際的研究を奨励し、その学生ならではの研究を支援、既存の研究を革新していける教育課程を目指す。

一方、修了後はほとんどの学生が就職することから、企業や行政等社会の現場で学生たちの能力が生かされるよう、社会の要請に対応した実践的能力も育成する。授業では異なる専門分野の学生が共同して、現実の課題に取り組むなど、模擬的に社会経験を蓄積し、実践的な汎用力を身に付ける。

中央教育審議会答申では、激しい変化に対応できる普遍的な力を育成するため「単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力」、すなわち「コンピテンシー」が必要であるとしている。コンピテンシーは OECD（経済協力開発機構）が組織した DeSeCo が提唱している。コンピテンシーの中で「特に人生の成功や社会の発展に有益であること、さまざまな文脈の中でも重要な要求（課題）に対応するために必要なもの、特定の専門家ではなくすべての個人にとって重要であると

いった性質を持つとして選択されたもの」を「キー・コンピテンシー」と定義づけている。本研究科では、ディプロマ・ポリシーを土台に、実践的な能力育成に関するキー・コンピテンシーを特に「実践コンピテンシー」として取り出し、次に挙げる6つの力とする。

<実践コンピテンシー>

- ①起動力：課題解決または価値創造に向けた取り組みを、強い動機付けをもって始めようとする力。人文社会芸術系諸分野に関する基盤的学識によって涵養する人間力に基づく普遍的理念と美的感性によって着眼する能力。
- ②分析力：取り組みを行うための条件を絞り込む調査・分析力。データサイエンスを活用して方向性を特定する力。
- ③提案力：営利・非営利、組織形態等を問わず、取り組みを実現するために、それぞれの専門的知識・技術を活かしまとめる立案力。
- ④調整力：提案に対する多様な意見聴取を行い、それらをもとに調整し、実現可能な取り組みにまとめあげる力。
- ⑤実行力：責任感を持って取り組みを推進していく行動力。
- ⑥評価力：倫理観を持って取り組みを社会的な観点から批判的、俯瞰的に捉える力。

実践コンピテンシーは、研究科共通科目の一部でまず育成することを図る。なかでも地域共創特別演習（PBL）は6つの実践コンピテンシーを同時に養う科目として、特に設けたものである。研究科共通科目での導入結果をみて、他の科目においても導入する可能性を検討する。（図6）

実践的能力を育成する循環

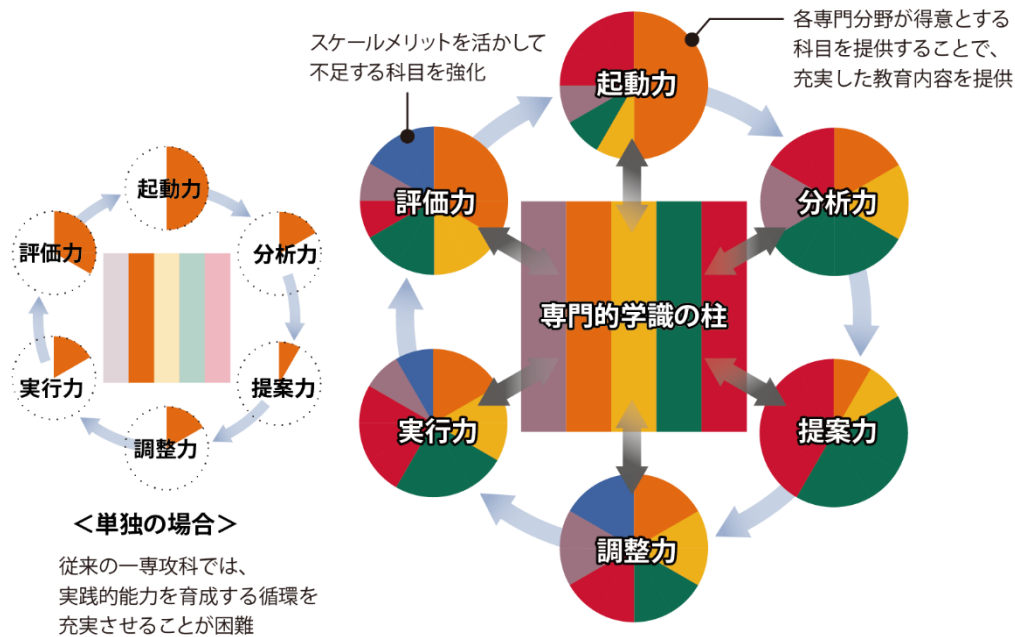


図6：実践的能力を育成する循環

人文社会芸術総合研究科においては、①大学院共通科目、②研究科共通科目、③プログラム専門科目の科目区分を設ける。プログラム専門科目は、心理学プログラム、人文・芸術プログラム、共創経済プログラムの科目区分を設ける。加えて、各学位別に履修モデル(資料1)を提示する。単位には、必修、選択、自由の種別を、授業形態には、講義、演習、実験・実習を設ける。

1) 大学院共通科目

「大学院共通科目」は大学院生の汎用的能力を高めるため全学共通で設定されており、本研究科は「研究倫理」、「科学技術と持続可能社会」を必修科目とする。これ以外に選択科目として「地域共生社会特論」、「研究者としてのコミュニケーション:基礎と応用」、「アート・デザイン思考」、「英語論文作成Ⅰ」、「英語論文作成Ⅱ」、「データサイエンス特論」、「大学院生のためのキャリア形成」及び「知的財産法」が開設され、本研究科では選択科目から2単位以上履修することとする。

2) 研究科共通科目

研究科共通科目は、人文、社会、芸術に関する幅広い知識と複眼的なものの見方を学生に身に付けさせること、同時に学際教育・研究を推進することを目的とした科目である。すべて選択科目で、1単位科目の「地域づくり特論」、「現代心理学特論」、「日本文芸原典研究」、「コミュニティビジネス特論」、「人文・社会の数理」と、2単位科目

「地域共創特別演習 (PBL)」があり、4単位以上履修することとする。

「地域づくり特論」

まちづくり・地域づくりは様々な学問分野で取り上げられる研究分野、実践活動である。近年、地域に関するさまざまなデータが得られるようになり、エビデンスに基づく地域づくりが可能となりつつある。ビッグデータを活用した地域づくりから、都市農村社会やコミュニティビジネスまで、すべて地域づくりといえる。この授業では地域づくりをビッグデータである地理空間情報とともに、人々の個性的なデータからさまざまな分野で活用される地域分析手法を学ぶ。

「現代心理学特論」

人文社会芸術総合研究科に共通して理解しておくべき、人間の普遍的・基礎的な心理メカニズムについて、現代心理学的な観点から解説する。心理学の研究領域は極めて広範囲に及ぶが、本講義では、現代において特に関心が寄せられているテーマを取り上げて解説する。具体的には、人間の意識や認知のメカニズムといった普遍的問題に対して、現代ではどのような実証(実験)的研究が行なわれているかを概観し、基礎的な理解を深める。

「日本文芸原典研究」

日本文芸、特に近世の文芸と挿絵の関係性について原典資料の検討を通して理解を深める。本授業では江戸時代に生まれた多様な文芸のなかでも、現代の漫画の源流ともいえる黄表紙や文中に絵文字が登場する仕方咄、トリックアートのような寄せ絵から浮世絵に至るまで江戸庶民の遊び心が横溢したさまざまなイラストを備えた作品を取り上げ、翻刻と注釈、挿絵の分析を行うとともに、書誌・出版・作者・画工・時代的背景といった多様な観点から検討を加え、文芸作品における「視覚化表現」としてのイラストレーションの効用とその意義について読み解いてゆく。

「コミュニティビジネス特論」

地域住民やNPOが身近な課題解決を行うスモールビジネスについて、本学が開講している人材育成塾で起業した修了生を講師に招くなどして、実践的に学ぶ。

「人文・社会の数理」

人文社会系の領域において必要な数学について学ぶ。

「地域共創特別演習 (PBL)」(実践コンピテンシー:起動力, 分析力, 提案力, 調整力, 実行力, 評価力)

地域の自治体や企業から課題を集め、その解決策を提案する。異なる専門性を持つ学生との協働を通して、自らの専門性を活かすこと、他の専門性と連携することを学ぶ。具体的な課題を取り上げることで、プロジェクト管理や実践力、責任感を養う。また取り組みを通して社会に貢献することの意義を実感し、社会性を醸成する。(図7)

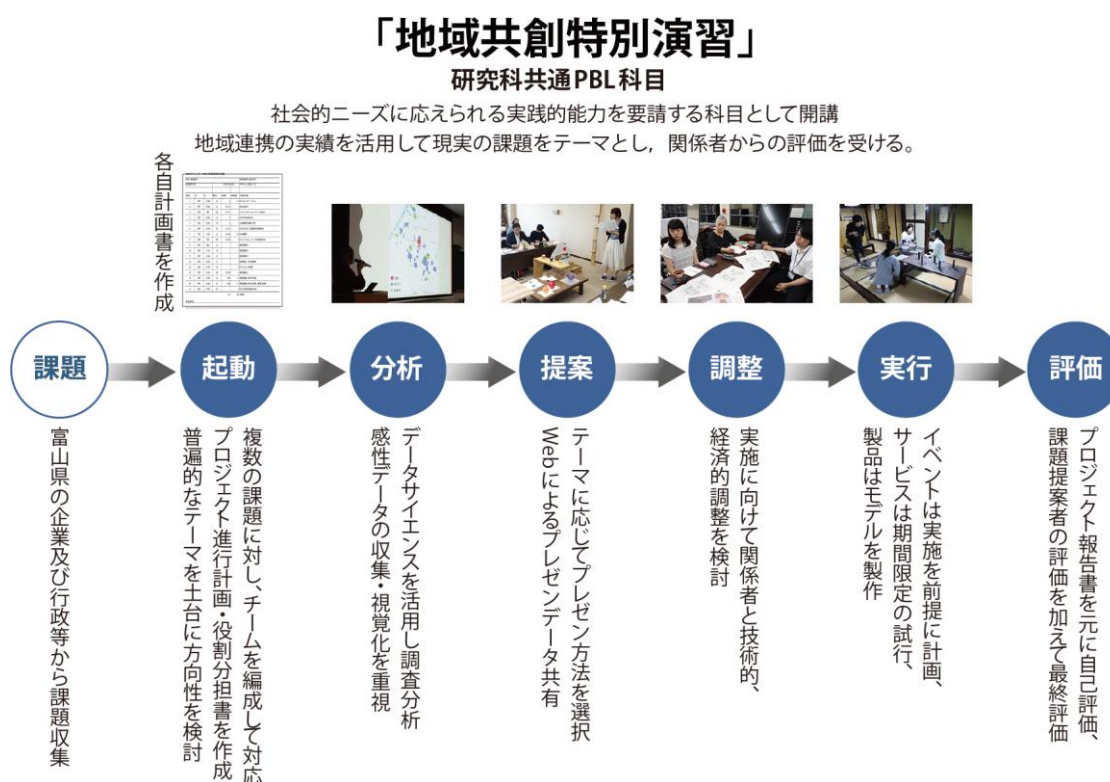


図7：実践コンピテンシーを総合的に要請する研究科共通 PBL 科目の流れ

3) プログラム専門科目

ア. 心理学プログラム

本プログラムのプログラム専門科目では、「心理学」領域を教育研究の柱となる領域とし、基礎心理学と臨床心理学に関わる専門的知識を修得させる授業を提供する。基礎心理学に関わる科目については、心理学を学術的に探究することを志向する学生が中心に履修し、臨床心理学に関わる科目については、現代社会の心理的課題を探求し、国家資格である公認心理師の受験資格を取得することを志向する学生が中心に履修する。

基礎心理学に関する科目については、1年次から心理学の個別分野の最新の研究動向の理解を段階的に積み重ね、それらに立脚しながら自己の研究を組み立て、その実験方法やデータ解析方法なども授業を重ねながら充実させていく。研究内容によっては臨床心理学の知見が必要になることも少なくないため、臨床心理学で提供する講義科目や演習科目を受講しながら、心理学に対する理解や自己の研究計画を充実させ、修士

論文の作成を行う。

臨床心理学に関する科目については、公認心理師の受験資格取得のための授業を用意している。臨床心理学を修めるためには、心理学が必要とされるさまざまな現場での実践実習が重要である。これらについて総合大学である本学の特徴を活かした附属病院での実習や本学内に設置予定の心理相談室、そして附属学校などに代表される教育施設などでの実践を実施する。ただ、大学院生はこれまで十分に各種施設での活動の経験をこれまでに十分には積んでいない。そこで、それらの場や支援を必要とする人々や支援の方法、さまざまな事例について各種の講義科目や演習科目を通じて十分な理解を醸成した後に、実践実習に学生を向かわせるカリキュラムを組んでいる。これらの施設での心理学の実習の履修時期や内容については表8のとおりである。

臨床心理学でのこれらの科目を履修し、身に付けた心理学に対する理解を踏まえて、自己の研究を組み立て、修士論文を作成する。

■基礎心理学に関する科目

- ・講義科目

 - 心理学特論 I～VI

- ・演習科目

 - 心理学特論演習 I～VIII

 - 心理学研究法 I～II

■臨床心理学に関する科目

- ・講義科目

 - 保健医療分野に関する理論と支援の展開 I～II※

 - 福祉分野に関する理論と支援の展開 I～II※

 - 教育分野に関する理論と支援の展開 I～II※

 - 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 I～II※

 - 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 I～II※

- ・演習科目

 - 心理的アセスメントに関する理論と実践 I～II※

 - 心理支援に関する理論と実践 I～II※

 - 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 I～II※

 - 心の健康教育に関する理論と実践 I～II※

- ・実習科目

 - 心理実践実習 I～II 及び A～C※

 - ※は公認心理師受験資格のための必修科目である

■特別研究

 - 課題研究 I～II

配当学年	公認心理師対応分野	M1①	M1②	M1③	M1④	M2①	M2②	M2③	M2④
実践的深化	臨床心理の中核理論と技能	心理実践実習Ⅰ（学内心理相談室） ケースフォーミュレーションおよび心理支援の基礎を修得				心理実践実習Ⅱ（学内心理相談室） ケースフォーミュレーションおよび心理支援の高度な技能を修得			
	心理支援の展開	心理実践実習A （富山市適応指導教室2か所・毎週午前3h、心理師としての心構えの形成および連携・チーム支援を修得				心理実践実習B（附属病院・2週間集中・医学科臨床実習（精神医学）に帯同し、心理師として必要な精神科の基礎を修得			
	心理臨床の諸分野	心理実践実習C（多領域実習） 附属病院実習（外来対応）月1回午前3h（2年間）＋ 多領域施設見学等実習（実習先の都合に合わせて実施） ・教育：公立中学校教育相談コーディネーター研修会陪席年2回6h×2年間 公立中学校小中連携会議陪席年1回3h×2年間 ・司法犯罪：富山少年鑑別所インターンシップ実習3日間21hほか（交渉中）							

表8 心理実践実習の配当とその内容

イ. 人文・芸術プログラム

本プログラムのプログラム専門科目では、「人文科学」領域及び「芸術文化学」領域を教育研究の柱となる領域とし、各領域の専門的知識を修得させるため、人文科学系科目と芸術文化学系科目の2つに分け授業を提供する。これは、学際的分野の研究であっても人文科学あるいは芸術文化学にあるいずれかの分野が基軸となること、また従来型の専門分野を深化させたい学生が履修計画を立てやすいようにしたことによる。プログラム専門科目は、さらに、関連する科目から構成される人文科学系8科目群及び芸術文化学系1科目群の計9つの科目群にまとめられている。修士（文学）の学位取得を目指す学生は、科目表の人文科学系からひとつの科目群を選択し、その中から8単位を選択必修とする。修士（芸術文化学）を目指す学生は、科目表の芸術文化学系から12単位以上を修得する。ただし、主として選択した科目群とは系の異なる科目（「他系科目」）あるいは他プログラムの科目については、合計6単位を上限として修了要件単位とすることができる。

人文科学系科目は、思想を主たる研究対象とする学生のための「思想文化科目群」（哲学特論・特論演習，人間学特論・特論演習），歴史を主たる研究対象とする学生のための「歴史文化科目群」（日本史学特論・特論演習，東洋史学特論・特論演習，西洋史学特論・特論演習，考古学特論・特論演習），人間の行動と社会を主たる研究対象とする学生のための「行動社会科目群」（言語学特論・特論演習，社会学特論・特論演習，国際関係特論・特論演習），人間の社会文化を主たる研究対象とする学生のための「社会文化科目群」（人文地理学特論・特論演習，文化人類学特論・特論演習，スポーツ文化史特論・特論演習，スポーツ人類学特論・特論演習），日本の言語・文学を主たる研究対象とする学生のための「日本語文化科目群」（日本語学特論・特論演習，漢文学特

論), 朝鮮・中国の言語文化を主たる研究対象とする学生のための「東アジア言語文化科目群」(朝鮮言語文化特論・特論演習, 中国語学特論・特論演習), 英米の言語文化を主たる研究対象とする学生のための「英米言語文化科目群」(英語学特論・特論演習, 英文学特論・特論演習, イギリス言語文化特論・特論演習, アメリカ文化特論, アメリカ言語文化特論・特論演習), ドイツ, フランス, ロシアのヨーロッパの言語文化を主たる研究対象とする学生のための「ヨーロッパ言語文化科目群」(ドイツ言語文化特論・特論演習, フランス言語文化特論・特論演習, ロシア言語文化特論・特論演習)がある。

芸術文化学系科目は、「芸術文化科目群」として、ファインアートを主たる研究対象とする学生のための科目(平面表現特別演習, 立体表現特別演習, デジタルアート特論演習等), 伝統工芸を主たる研究対象とする学生のための科目(漆工芸特別演習, 木工芸特別演習, 金属工芸特別演習等), デザインを主たる研究対象とする学生のための科目(デザインマネジメント特論演習, デザイン特別演習等), 建築デザインを主たる研究対象とする学生のための科目(建築計画特論, 建築設計特論, 建築再生設計特論等), 地域文化資源を主たる研究対象とする学生のための科目(文化資源特論, 風景資源特論, 伝統文化特論等), キュレーションを主たる研究対象とする学生のための科目(美学特論演習, 日本・東洋美術史論, 現代美術特論等)がある。加えて, 修士(芸術文化学)の取得を目指す学生のための「芸術文化学研究Ⅰ, Ⅱ」は, 課題研究へ移行するための基礎力を養うための科目であり, 1年次の目標設定と研究計画立案, 研究・制作の実施を指導するものである。

学際的な教育の契機を拡大するため, より多くの分野において学べるよう, 人文科学系科目はほとんどを1単位科目としている。芸術文化学系科目については, 特に制作系の演習, 実習科目においては科目の特性上, 15回の授業が必須であるため, 2単位科目としている。これに合わせ, 芸術文化学系講義科目においても2単位科目とし, 学生が履修計画を立てやすいように配慮している。芸術文化学系科目は1週間に2回講義があるため, 濃密な学修が可能であるが, 一部の作品制作を伴う科目については, スキル向上のために長い期間での指導が必要であること, 短期間で作品等を制作することが困難であるといった理由から, 2タームに渡った科目を開設する。

「〇〇特論演習」と題された演習科目では, 「〇〇特論」と題された講義科目の内容についてより深く実践的な教育を行う。「課題研究Ⅰ, Ⅱ」は専任教員が修士論文研究・修了制作に関する指導を行う。

■人文科学系科目

思想文化科目群

哲学特論Ⅰ～Ⅳ,

哲学特論演習Ⅰ～Ⅳ,

人間学特論Ⅰ～Ⅷ,

人間学特論演習Ⅰ～Ⅳ

歴史文化科目群

日本史学特論Ⅰ～Ⅹ,

日本史学特論演習Ⅰ～Ⅳ,

東洋史学特論 I～IV, 西洋史学特論 I～XVIII, 考古学特論 I～VIII,	東洋史学特論演習 I～IV, 西洋史学特論演習 I～IV, 考古学特論演習 I～IV
行動社会科目群	
言語学特論 I～VIII, 社会学特論 I～X, 国際関係特論 I～IV,	言語学特論演習 I～IV, 社会学特論演習 I～IV, 国際関係特論演習 I～IV
社会文化科目群	
人文地理学特論 I～X, 文化人類学特論 I～VIII, スポーツ文化史特論 I～II, スポーツ人類学特論 I～II,	人文地理学特論演習 I～IV, 文化人類学特論演習 I～IV, スポーツ文化史特論演習 I～II, スポーツ人類学特論演習 I～II
日本語文化科目群	
日本語学特論 I～VIII, 日本文学特論 I～XII, 漢文学特論 I～IV	日本語学特論演習 I～IV, 日本文学特論演習 I～IV,
東アジア言語文化科目群	
朝鮮言語文化特論 I～VIII, 中国語学特論 I～IV, 中国文学特論 I～XII,	朝鮮言語文化特論演習 I～IV, 中国語学特論演習 I～IV, 中国文学特論演習 I～IV
英米言語文化科目群	
英語学特論 I～IV, 英語文学特論 I～II, 英文学特論 I～II, イギリス言語文化特論 I～VIII, アメリカ文化特論 I～II, アメリカ言語文化特論 I～IV,	英語学特論演習 I～IV, 英語文学特論演習 I～II, 英文学特論演習 I～II, イギリス言語文化特論演習 I～IV, アメリカ文化特論演習 I～II, アメリカ言語文化特論演習 I～IV
ヨーロッパ言語文化科目群	
ドイツ言語文化特論 I～VIII, フランス言語文化特論 I～VIII, ロシア言語文化特論 I～IV,	ドイツ言語文化特論演習 I～IV, フランス言語文化特論演習 I～IV, ロシア言語文化特論演習 I～IV

■芸術文化学系科目

芸術文化科目群

平面表現特別演習 A～D, 像情報処理特論, デジタルアート特論演習 A～B,	立体表現特別演習 A～D, 像情報処理特論演習, 漆工芸特別演習 A～D,
---	---

木材工芸特別演習 A～C,
材料共生学特論,
デザインマネジメント特論演習,
建築計画特論,
建築設計特論,
構造設計特論,
働態学特論,
建築再生設計特論,
建築設計実務実習 I～III,
伝統文化特論,
文化資源特論,
風景資源特論,
日本・東洋美術史特論,
現代美術特論,
芸術文化学研究 I～II

金属工芸特別演習 A～D,
材料共生学特論演習,
デザイン特別演習 A～C,
建築計画特論演習,
建築設計特論演習 A～C,
構造設計特論演習,
働態学特論演習,
建築再生設計特論演習,
美学特論演習 I～II,
伝統文化特論演習,
文化資源特論演習,
風景資源特論演習,
日本・東洋美術史特論演習,
現代美術特論演習,

■特別研究

課題研究 I, II

ウ. 共創経済プログラム

本プログラムのプログラム専門科目では、「経済学」領域、「経営学」領域及び「デザイン」領域を教育研究の柱となる領域とし、各領域の専門的知識を修得させるため、経済学系科目、経営学系科目及びデザイン系科目の3つに分け授業を提供する。そのうち、授与する学位に密接に結びついた経済学系科目及び経営学系科目においては、「基盤」、「発展」、「実践」の3つに分類している。

「基盤科目」は、経済学系、経営学系ともに学位を授与する上で重要と考えられ、専攻分野の研究の基礎となる知識・方法論を修得する科目が該当する。「発展科目」は、「基盤科目」の学修を踏まえた応用ないし関連分野を学修する科目が該当する。「実践科目」は、「基盤科目」及び「発展科目」に関連した内容を演習形式で学修する科目が該当する。

経済学系科目では、「基盤科目」として「現代経済理論特論 I・II」、「政治経済学特論 I・II」、「日本経済史特論 I・II」、「計量経済学 I・II」の8科目を開設する。このうち、修士（経済学）を授与する上で特に基盤となる、「現代経済理論特論 I・II」と「政治経済学特論 I・II」は、いずれかを必ず履修しなければならない科目である。「発展科目」には、「基盤科目」の学修を踏まえた応用ないし関連分野を学修する科目を開設するが、とりわけ財政・金融に関する応用レベルの内容を含む科目と共に、経済理論

の応用としてデータに基づく実証分析を修得するため「計量経済学特論」,「応用計量経済学特論」を開設する。

経営学系科目では、「基盤科目」として「経営学特論Ⅰ～Ⅱ」,「経営組織特論Ⅰ～Ⅱ」,「マーケティング特論Ⅰ～Ⅱ」,「財務会計特論Ⅰ～Ⅱ」,「情報システム特論Ⅰ～Ⅱ」の10科目を開設する。このうち、修士（経営学）を授与する上で特に基盤となる、「経営学特論Ⅰ・Ⅱ」は必ず履修しなければならない科目である。「発展科目」として、日本企業の海外展開や企業のマーケティング行動を分析する「国際経営特論」や「マーケティング特論」等を開設する。また、グローバル競争の現状を分析し、国際取引の現状を把握できるよう「多国籍企業特論」を開設する。さらに実践的課題の解決に役立つ「アントレプレナーシップ特論」も開設する。

デザイン系科目では、デザインを幅広く統合的に捉え、企業や組織において、戦略的に活用・統合を図ることを学ぶ「デザインマネジメント」やメッセージの伝え方を通じてデザイン思考とプレゼンテーションを学ぶ「デザイン特別演習C」、地域の文化資源を通して課題解決を行う「文化資源学特論」を開設する。

修士（経済学）の学位取得を目指す学生は、科目表の経済学系科目のうち、基盤科目から現代経済理論特論Ⅰ・Ⅱもしくは政治経済学特論Ⅰ・Ⅱを含む4単位以上、発展科目から4単位以上、実践科目から2単位以上を修得する一方、学際性を担保するため他系及び他プログラムから4単位、合わせて18単位以上修得する。

修士（経営学）の学位取得を目指す学生は、科目表の経営学系科目のうち、基盤科目から必修2単位を含む4単位以上、発展科目から4単位以上、実践科目から2単位以上を取得する一方、学際性を担保するため他系及び他プログラムから4単位、合わせて18単位以上修得する。

■経済学系科目

基盤科目

政治経済学特論Ⅰ～Ⅱ,

日本経済史特論Ⅰ～Ⅱ,

現代経済理論特論Ⅰ～Ⅱ,

計量経済学特論Ⅰ～Ⅱ,

発展科目

応用経済学特論Ⅰ～Ⅱ,

地域社会学特論Ⅰ～Ⅱ,

地域の産業と企業特論Ⅰ～Ⅱ,

中国対外経済政策特論Ⅰ～Ⅱ,

応用計量経済学特論Ⅰ～Ⅱ,

金融論特論Ⅰ～Ⅱ,

公共・政治経済学特論Ⅰ～Ⅱ,

環境産業特論Ⅰ～Ⅱ,

社会調査法特論Ⅰ～Ⅱ,

地域経済のマクロ分析特論Ⅰ～Ⅱ,

社会保障特論Ⅰ～Ⅱ,

金融の計量経済分析特論Ⅰ～Ⅱ,

財政学特論Ⅰ～Ⅱ,

国際経済学特論Ⅰ～Ⅱ,

政治制度・政策過程特論 I～II,
刑事訴訟法特論 I～II,

刑事法特論 I～II,
刑法特論 I～II

実践科目

政治経済学演習 I～II,
現代経済理論演習 I～II,
環境産業演習 I～II,
社会調査法演習 I～II,
地域システム演習 I～II,
地域経済のマクロ分析演習 I～II,
社会保障演習 I～II,
応用計量経済学演習 I～II,
金融論演習 I～II,
公共・政治経済学演習 I～II,
政治学・政策過程演習 I～II,
刑事訴訟法演習 I～II,

応用経済学演習 I～II,
日本経済史演習 I～II,
地域社会学演習 I～II,
地域の産業と企業演習 I～II,
地域活性化演習 I～II,
中国対外経済政策演習 I～II,
計量経済学演習 I～II
金融の計量経済分析演習 I～II,
財政学演習 I～II,
国際経済学演習 I～II,
刑事法演習 I～II,
刑法演習 I～II

■経営学系科目

基盤科目

経営学特論 I～II,
マーケティング特論 I～II,
情報システム特論 I～II

経営組織特論 I～II,
財務会計特論 I～II,

発展科目

国際経営特論 I～II,
多国籍企業特論 I～II,
スポーツマネジメント特論 I～II,
管理会計特論 I～II,
オペレーションズ・リサーチ特論 I～II,
経営数学特論 I～II,
民法Ⅱ特論-A～-B,
国際私法特論 I～II,
商法特論 I～II,
会社法特論 I～II,

消費者行動特論 I～II,
アントレプレナーシップ特論,
原価計算特論 I～II,
コストマネジメント特論 I～II,
数理計画法特論 I～II,
民法Ⅰ特論-A～-B,
民法Ⅲ特論-A～-B,
労働法特論 I～II,
税法特論 I～II,
金融取引法特論 I～II

実践科目

経営組織演習 I～II,
国際経営演習 I～II,
消費者行動演習 I～II,
情報システム演習 I～II,

組織と人材のマネジメント演習 I～II,
マーケティング演習 I～II,
多国籍企業演習 I～II,
スポーツマネジメント演習 I～II

原価計算演習 I～II,
財務会計演習 I～II,
オペレーションズ・リサーチ演習 I,
経営数学演習 I～II,
民法 II 演習-A～-B,
国際私法演習 I～II,
商法演習 I～II,
会社法演習 I～II,

管理会計演習 I～II,
コストマネジメント演習 I～II,
数理計画法演習 I～II,
民法 I 演習-A～-B,
民法 III 演習-A～-B,
労働法演習 I～II,
税法演習 I～II,
金融取引法演習 I～II,

■デザイン系科目

デザインマネジメント特論演習,
文化資源特論,

デザイン特別演習 A～C,
文化資源特論演習,

■特別研究

課題研究 I, II

(3) カリキュラム・ポリシー

本研究科では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実習・実技等の方法・形態により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その評価は各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。ディプロマ・ポリシーに掲げた4つの能力についての、より具体的な学修内容は、以下の通りである。

<基盤的能力>

研究科共通科目の単位を4単位（心理学プログラムでは2単位）以上修得する。

<専門的学識>

「特論」で、自らの専門分野の専門的な知識や方法論などを学び、「特論演習」で、専門に特化した文献・史料などの高度な読解力及び実験や調査の手法、資料の分析方法、作品制作のための技法等を修得する。

<倫理観>

研究倫理に関する規範意識を、他分野の事例も参照しつつ、それぞれの専門における事例に基づき学修する。

<創造力>

主として、「課題研究」における主指導教員を中心として、複数の教員による多面的指導を通して、新たな知見の獲得、価値の創造に導く学修を行う。

各プログラムのカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

1) 心理学プログラム

本プログラムでは、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実習の形態で実施し、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。心理学が取り組む現代的な課題について幅広い知識を体系的に身に付けるとともに、実践的な手続きについても演習や実習を通じて身に付けることができる教育課程を編成する。その評価は各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

<基盤的能力>

研究科共通科目の単位を2単位以上修得する。

<専門的学識>

公認心理師施行規則に定められた科目を中心に、専門的知識及び技能を身に付ける。または、2年次以降の「特論」で、心理学分野の専門的な知識や方法論などを学び、「特論演習」で、文献・資料などの高度な読解力、実験、調査、及び検査の手法、データの分析方法等を修得する。

<倫理観>

研究倫理に関する規範意識を、他分野の事例も参照しつつ、心理学分野における事例に基づき学修する。

<創造力>

「課題研究」においては、主指導教員を中心として、複数の教員による多面的指導を通して、新たな知見の獲得、価値の創造に導く学修を行う。

2) 人文・芸術プログラム

本プログラムでは、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。

<基盤的能力>

研究科共通科目の単位を4単位以上修得する。

<専門的学識>

「特論」で、自らの専門分野の専門的な知識や方法論などを学び、「特論演習」で、専門に特化した文献・史料などの高度な読解力及び実験や調査の手法、資料の分析方法、作品制作のための技法等を修得する。

<倫理観>

研究倫理に関する規範意識を、他分野の事例も参照しつつ、それぞれの専門における事例に基づき学修する。

<創造力>

主として「課題研究」における主指導教員及び他分野教員による多面的指導を通して、新たな知見の獲得、価値の創造に導く学修を行う。

3) 共創経済プログラム

本プログラムでは、修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた4つの能力を修得できるよう共創経済プログラムに関わる専門分野（経済学、経営学、法学、デザイン学）の体系的な学修を可能とする教育課程を編成する。

<基盤的能力>

複雑で多様な現代社会の現象を捉える上で必須の多角的で幅広い視点を身に付けるため、経済学、経営学、法学、デザイン学の各専門分野の基礎的概念、理論、学説及び方法論を学修する。

<専門的学識>

高度な専門的能力を身に付けるため、専攻分野の研究に必要な文献購読及び調査・分析の知識と技能を学修する。

<倫理観>

研究者が一連の研究活動（課題設定、調査設計、データ解析、文献・資料の引用、成果発表など）を遂行する上で遵守すべき研究倫理を学修する。

<創造力>

独創的で有用な研究成果を生み出す能力を身に付けるために、現代社会が直面する様々な課題の発見・分析・解決に必要な知識と技能を学修する。

(4) 学修成果の可視化

本研究科では、学生が授業で身につけた能力を確認するために、ディプロマ・ポリシー及び実践コンピテンシーに掲げている各能力を指標としたレーダーチャートを作成する（図8, 9）。1年次第2ターム終了時より半年ごとに提供する。

1) ディプロマ・ポリシーの学修達成度に関する可視化

ディプロマ・ポリシー（以下DP）に掲げる基盤的能力、専門的学識、倫理観、創造力の4項目について、その学修の達成度を可視化する。本学で使用している学務システムの機能を活用し、各授業の成績評価のGPから、あらかじめ設定した各能力の重み付けを用いて達成度を算出する。どの科目で、どのような能力を評価するかは、次表を目安として設定する。ひとつの科目で複数のDPを養成し、それを確認する試験やレポートを科して成績評価を

行った場合は、成績評価の配点を基準に DP の重み付けを行う。

<事例 1>

大学院共通科目「研究倫理」において、授業の 100%を研究倫理に関わる内容とし、研究倫理に関する試験を実施して評価した場合は、DP の重み付けは研究倫理を 100%として登録する。

<事例 2>

大学院共通科目「研究倫理」において、授業の 70%を研究倫理に関わる内容、30%をその背景を理解するための社会状況に関する内容とし、研究倫理に関する試験を配点 70 点、社会状況に関する小レポートを実施して配点 30 点で評価場合は、DP の重み付けは研究倫理を 100%、基盤的能力を 30%として登録する。

評価する能力	評価する根拠
A 基盤的能力（基礎的学識，論理的思考力・俯瞰力）	大学院共通科目，研究科共通科目，専門以外の他専門科目の GP
B 専門的学識（研究能力，実践的能力）	研究科共通科目「地域共創特別演習 (PBL)」及び，プログラム専門科目の GP
C 倫理観	大学院共通科目「研究倫理」「知的財産法」及び倫理観を評価指標とする科目の GP
D 創造力	すべての科目の中で，創造力を問う評価を行っている科目の GP

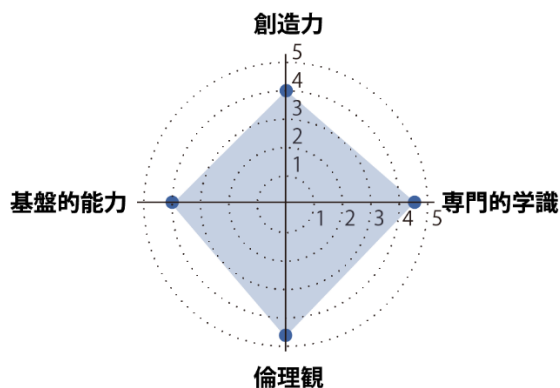


図 8：ディプロマ・ポリシーの学修達成度を表すレーダーチャート

2) 実践コンピテンシーの学修達成度に関する可視化

実践コンピテンシーに掲げる起動力，分析力，提案力，調整力，実行力，評価力の 6 項目について，その学修の達成度を可視化する。評価対象科目は，研究科共通科目「地域共創特別演習 (PBL)」及びプログラム専門科目の特別研究「課題研究 I・II」とする。その他の

科目においても、実践的能力の育成を主体とする科目があれば、登録を受け付ける。各授業では、次表のような評価表を作成、各能力は成績評価の方法と対応させて重み付けを行う。レーダーチャートは、重み付けが最も大きくなった評価軸を最高の 5 点として作成する。次表の事例では、科目の積算値が最高の 60%となった提案力を 5 点として作画する。

評価項目	起動力	分析力	提案力	調整力	実行力	評価力	計
地域共創特別演習 (PBL)	20%	10%	20%	20%	20%	10%	100%
課題研究 I	30%	30%	10%	10%	10%	10%	100%
課題研究 II	0%	10%	30%	20%	20%	20%	100%
⋮							
合計	50%	50%	60%	50%	50%	40%	

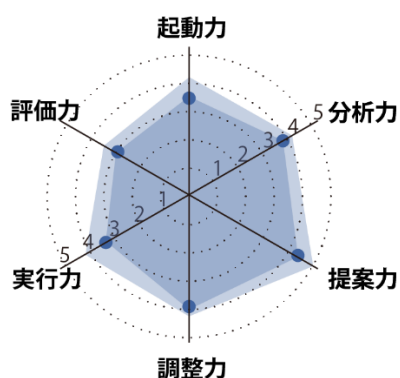


図 9：実践コンピテンシーの学修達成度を表すレーダーチャート

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育の方法と履修指導

大学院では、授業を短期間で集中的に行うことで教育効果を高めるとともに、留学やボランティアなど自主的な活動を実施しやすいようクォーター制（4学期制）を導入する。週一回の講義科目の場合、1タームを8週間で完結させる。標準修業年限は2年とする。

社会人や海外留学生希望学生に対しては、富山大学大学院学則に則り、研究科委員会の審議を経て長期履修を認める。

1) 大学院共通科目の実施体制

大学院共通科目の実施については、全学組織である教育・学生支援機構の大学院教務専門会議が主体となってカリキュラム編成を行っている。大学院共通科目の円滑で効果的な実施に当たって、次のルールを設けている。

①開講時期

大学院共通科目は、大学院において普遍的な能力を身に付けるための授業科目であることから、原則として1年次の第1ターム又は第2タームにおいて開講する。

②授業方法

全てのキャンパスの学生及び働きながら学ぶ社会人の履修を考慮し、原則として双方向型及びオンデマンド型の遠隔授業として開講する。ただし、教育上必要がある場合は、同時配信型の遠隔授業、集中講義型の対面授業等、多様な学生の履修に配慮した方法で開講することができる。

③開講曜日及び時限

原則として双方向型及びオンデマンド型の遠隔授業で実施することから、開講曜日及び時限は特に定めない。ただし、同時配信型の遠隔授業の開講時限については、多様な学生の履修に配慮することとする。

2) 研究科共通科目の実施体制

研究科共通科目は、学際教育・研究の推進、他分野への理解の深化を目的に、研究科委員会において教育課程編成方針に基づいた科目編成を決定し、学術研究部会議を通じて各学系に所属する教員に依頼する。担当となった教員は、授業のねらいとカリキュラム上の位置づけ、達成目標、授業計画、授業外学修、成績評価の方法などを明記したシラバスを作成する。学生は原則として、1年次に履修することとする。入学直後の説明会で研究科共通科目に関する説明を行う他、学生からの質問等に対応するため、オフィスアワーを設ける。

研究科共通科目では、専門の異なる学生が混在する中で学べるようクラス編成やグループ編成を行い、共同して取り組む課題やディスカッション形式の授業形式によって、他分野への理解、コミュニケーション力、調整力を高める。

本研究科は、専門分野が異なる4研究科を大括り化した教育組織のため、研究科共通科目では前提となる知識や技術が不足する学生が混じる場合がある。担当教員は、補足資料を準備する、レベルに応じた課題設定を行う、学生からの質問等に十分に答える時間を確保するなどして対応する。

本研究科の授業は五福キャンパスと高岡キャンパスとで実施するが、リカレント教育を推進するため、研究科共通科目は可能な限り遠隔で行う。授業用サーバやコミュニケーションを円滑に行えるシステムを導入して、距離の問題を克服する。

3) 複数指導体制

本研究科では、入学直後に各学生がどのような研究や作品制作に興味を持ち、将来どのような職種に就きたいと考えているかを聴取したうえで主指導教員を決定する。指導教員は、聴取内容をもとに、学生の興味や目標を実現するために最も関連が深いテー

マで研究を行っている専任教員から選出する。学生は指導教員の研究室、ゼミの配属学生となり、その研究室・ゼミにおいて修士論文研究・修了制作に関する指導を受ける。

指導教員は修士課程 1 年次の履修開始時に配属学生と面談を行い、年度を通じての授業履修計画について助言を行い、さらに研究計画の方向性についても詳細に打ち合わせを行う。この助言に基づき、配属学生は授業履修計画を立てる。

修士課程 1 年次の学生は、講義、演習科目を通して、人文社会芸術系領域における専門的学識を学修するとともに、指導教員の助言や授業等における専門分野での学びを通して修士論文の研究テーマを設定する。修士論文研究・修了制作のテーマは標準的には 1 年第 3 ターム開始時には設定し、本研究科へ報告する。本研究科は、各学生の研究テーマと関連性の深い研究を行っている教員から当該学生の研究指導を行う主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人を選出する。

原則的に主指導教員は 1 年次からの指導教員とするが、学生の興味や目標が変わった場合は別の教員を選出することも可能とする。また、副指導教員は 1 年次の研究テーマの決定までに、専攻内の教員から選出するものとするが、必要がある場合は、本学大学院の他の研究科から選出することができる。学生は、指導教員の指導下で修士論文研究・修了制作を実施する。副指導教員は、中間発表や最終審査会において意見を述べるほか、研究の進行に応じて、学生の求めに応じて指導を行う。

例えば、修士（文学）の取得を目指す人文科学分野の学生の場合、デザイン系教員の指導を受けることで、プレゼンテーション力を高めることが可能である。ファインアート領域において修了制作をして修士（芸術文化学）の取得を目指す芸術文化学分野の学生の場合、副指導教員として哲学や美学の人文系教員による制作背景への有用な示唆を受けることができる。なお、芸術文化学分野の制作を主にする学生には、副論文制作と審査を修了要件とするため、副指導教員の指導はそれぞれの専門を深めるために重要である。そのため、学部で学んだことをベースとして専門を深めることが可能であり、それぞれの分野のプロフェッショナルを世の中に輩出することができる。

修士課程 2 年次の学生は、講義科目、「課題研究 I・II」、及び修士論文研究・修了制作のテーマに最も関連性の深い特論・演習科目を履修し、修士論文等を作成する。

学生は、標準的には 2 年間の修業年限の最終タームに修士論文又は特定の課題についての研究成果を本研究科に提出する。本研究科が選出した審査委員 3 人以上の審査を受け、さらに公開の場で修士論文・作品を発表する。審査委員の選出方法は後述の学位論文審査体制に記載した通りとする。修了要件を満たしていると認定された場合、当該学生には学位が授与される。

我々を取り巻く社会は近年急速に変化しており、先端的な研究を修士論文研究において行うために本研究科の教員が研究していない分野の知識が必要となることがある。そのため、本研究科では、本学大学院の他の研究科等及び他大学の授業科目の履修を認める。ただし、それらの授業科目を履修することによって本研究科で受ける教育に支障

が出ないよう、事前に指導教員と相談し、研究科長の許可を得ることとする。

4) プログラムの決定に関する指導

本研究科は、養成する人材像ごとにプログラムを設けている。プログラムごとに入学者選抜を行い、入学時にプログラムを決定する。そのため、入学志願者は出願に当たってプログラムを選択することになるが、本学のウェブサイト等において情報提供を行うとともに、指導を希望する教員等による事前相談を随時受け付ける。

ア. 心理学プログラム

入学時点で心理学プログラムを選択することで、プログラムは決定する。心理学プログラムの中で基礎心理学を志向するか、臨床心理学を志向するかについては、学部での履修科目にも依存する。学部卒業までに、公認心理師受験資格に必要な学部生向けの科目の履修が完了している場合に限り、公認心理師受験資格に必要な授業のうち、心理実践実習を受講することができ、臨床心理学を深めることができる。基礎心理学を志向する場合は心理実践実習を受講することができない。

イ. 人文・芸術プログラム

入学時点で人文・芸術プログラムを選択することで、プログラムは決定する。

ウ. 共創経済プログラム

入学時点で共創経済プログラムを選択することで、プログラムは決定する。

(2) 研究指導科目「課題研究」の単位の考え方

本研究科では、1年次は主として修士論文あるいは修了制作の基礎力を養う期間ととらえ、指導教員による指導の下、大学院共通科目により大学院で必要な基礎的な能力を、研究科共通科目により幅広い知識と複眼的なものの見方を、プログラム専門科目により専門的知識と方法を、学生に身に付けさせることとしている。2年次より、「課題研究」として本格的な修士論文作成あるいは修了制作のための指導を開始する。「課題研究」は2タームごとにまとめ、通年で行う。2つの課題研究をあわせて、学修時間は各学生の全学修活動のおよそ7分の1を占めると考えられることから、単位数は修了要件合計単位数(30単位以上)の7分の1(4単位)とする。

(3) 履修方法及び修了要件

1) 心理学プログラム

修了に必要な単位数は、大学院共通科目については必修科目2単位を含む4単位、研究科共通科目については2単位とし、「修士(心理学)」については、課題研究4単位を含む

心理学プログラム専門科目 24 単位以上を修得し、30 単位以上とする。その上で、必要な研究指導を受け、論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

2) 人文・芸術プログラム

修了に必要な単位数は、大学院共通科目については必修科目 2 単位を含む 4 単位、研究科共通科目については 4 単位、人文・芸術プログラム専門科目については特別研究 4 単位を含む 22 単位以上を修得し、30 単位以上とする。その上で、必要な研究指導を受け、本プログラムの目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することを修了要件とする。

「修士（文学）」の場合は、人文・芸術プログラム専門科目の人文科学系科目の科目群 1 つを主として選択する。主として選択した科目群からは 8 単位以上を修得する。

「修士（芸術文化学）」の場合は、人文・芸術プログラム専門科目の芸術文化学系科目の芸術文化科目群を主として選択する。主として選択した科目群からは 12 単位以上を修得する。

ただし、主として選択した科目群とは系の異なる科目（「他系科目」）あるいは他プログラムの科目については、合計 6 単位を上限として修了要件単位とすることができる。

なお、芸術文化学研究 I・II は特別研究である課題研究 I・II へ移行するための基礎力を養うための科目として設定しており、必修科目にはしないものの、作品制作等のスキルの修得に時間を要するため、主として芸術文化学系科目を履修する学生は、必ず履修するよう指導する。

3) 共創経済プログラム

修了に必要な単位数は、大学院共通科目については必修科目 2 単位を含み 4 単位、研究科共通科目については 4 単位、共創経済プログラム専門科目については特別研究 4 単位を含み 22 単位以上修得し、30 単位以上とする。その上で、必要な研究指導を受け、論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

「修士（経済学）」の場合は、共創経済プログラム専門科目の経済学系の科目のうち、基盤科目から現代経済理論特論 I・II もしくは政治経済学特論 I・II を含む 4 単位以上、発展科目から 4 単位以上、実践科目から 2 単位以上を修得する。

「修士（経営学）」の場合は、共創経済プログラム専門科目の経営学系の科目のうち、基盤科目から必修 2 単位を含む 4 単位以上、発展科目から 4 単位以上、実践科目から 2 単位以上を修得する。

なお、「修士（経済学）」「修士（経営学）」のいずれの場合も、他系科目及び他プログラム科目から 4 単位以上を修得する。

(4) 早期修了

研究科長は、研究科に1年以上在学し、必修科目6単位を含めて30単位以上修得し、優れた研究業績を上げた者について、研究科委員会の意見を聴いて課程の修了の承認を学長に求めることができる。

(5) 修了までのスケジュール及び履修モデル

1) 心理学プログラム

本プログラムでは、1年次第1ターム・第2タームに、分野横断的教育として大学院共通科目、研究科共通科目を学修し、問題解決の基礎力と俯瞰的視野を身に付ける。大学院共通科目「研究倫理」では、研究不正に対する基本方針や指針、ルールを学び、研究者・高度専門職業人として備えるべき倫理観、行動規範を身に付ける。

入学前に学部で公認心理師受験資格に必要な授業を修得している場合、1年次第1タームから臨床心理学を専門とする授業群を履修することができる。特に1年次第1タームから2年次第4タームまで継続的に隣地実習である心理実践実習で附属病院等の学外実習を行う。実習に臨むために医療や福祉、教育の現場での心理学の活用について講義や演習で学ぶ。その後、2年次第1タームから課題研究を通じて、指導教員を中心とした指導体制で臨床事例をもとに研究課題に取り組む。

公認心理師を志向せずに基礎心理学を学ぶ場合は、1年次第1タームから順次心理学特論や特論演習、心理学研究法を積み重ねて心理学に関する知識や研究手法を身に付け、指導教員との相談のうえで研究を進めていく。その際、必要に応じて臨床心理学の講義を履修し、学際的な研究を志向する場合は他プログラムの関連分野の授業を履修する。2年次第1タームから課題研究を通じて、指導教員を中心とした指導体制で研究課題に取り組む。

2) 人文・芸術プログラム

本プログラムでは、入学時のオリエンテーションにおいて学際教育・研究を説明、推奨する。その後、指導教員と仮研究テーマを決定後、履修計画を策定し、前学期第1から第2タームで主に大学院共通科目、研究科共通科目を学生に履修させる。それにより、問題解決の基礎力と俯瞰的視野を身に付けさせるとともに、学際教育・研究を支援する。併せて社会や地域の課題についての講演、演習等を受講させ、研究テーマ決定の参考とさせる。学生は1年次の夏頃までに研究テーマを確定させ、履修する授業計画に基づき、取得を目指す学位を指導教員と相談した上で学位論文の作成に向け研究活動を進めることとする。研究科全体では、教員や2年次の大学院生の研究発表会、論文研究の中間発表会などの機会を通じ、他領域や学際教育・研究に目を向けるよう支援する。

専門分野の専門的学識、方法論、作品制作の技法等は、1年次第1タームから2年次第4タームまでに開講される、プログラム専門科目の「特論」と「特論演習」を履修す

ることにより、身に付ける。

2年次に履修する「課題研究」により、主指導教員を中心とする複数指導体制のもと各自の研究テーマに沿って学位論文（修士論文）の作成、修了制作を行う。

3) 共創経済プログラム

本プログラムでは、1年次第1ターム・第2タームに、分野横断的教育として大学院共通科目、研究科共通科目を学修し、問題解決の基礎力と俯瞰的視野を身に付ける。大学院共通科目「研究倫理」では、研究不正に対する基本方針や指針、ルールを学び、研究者・高度専門職業人として備えるべき倫理観、行動規範を身に付ける。研究科共通科目の「地域共創特別演習（PBL）」では、課題発見と問題解決能力の向上を図る。

1年次第1タームから2年次第4タームまで、プログラム専門科目の「特論」と「演習」を履修することにより、専門分野（経済学、経営学）での知見を深めるとともに、各自の研究テーマの深化に役立てる。

2年次に履修する「特別研究」では、主指導教員を中心とする複数指導体制のもと各自の研究テーマにそって学位論文（修士論文）の作成を行う。

(6) 学位論文審査体制及び公表方法

1) 心理学プログラム

学位論文の審査委員は、人文社会芸術総合研究科委員会において選出する。学位論文の審査を受けようとする学生は、修士の学位論文の審査を申請し、学位論文を指定された期限までに提出する。審査委員は、論文内容に関連する科目を担当する教授、准教授、講師から3人以上を選出するものとし、うち1名は指導教員とする。論文審査委員のうち1名は、当該学生の研究分野やプログラムと異なる分野を専門とする教員から選出する。それぞれが異なる分野の教員を審査委員に加えることによって、学際的な意見交換が進み、幅広い社会の要求に対応したものとして成果をまとめさせることが可能となる。

学生は、論文審査委員が学位論文を受理した後、公開の場において学位論文を発表する。学位論文の発表後、審査委員が学位論文審査及び学位論文に関連する分野について最終試験を行う。

2) 人文・芸術プログラム

学位論文の審査委員は、人文社会芸術総合研究科委員会において選出する。なお、特定の課題についての研究の成果にあつては、特定課題研究報告書（作品及び制作意図や背景、制作過程や素材、技術などについて記述した副論文）をもって学位論文に替える。学位論文の審査を受けようとする学生は、修士の学位論文の審査を申請し、学位論文を指定された期限までに提出する。審査委員は、論文内容に関連する科目を担当する教授、准教授、講師から3人以上を選出するものとし、うち1名は指導教員とする。論文審査委員のうち

1名は、当該学生の研究分野と異なる分野を専門とする教員から選出する。それぞれが異なる分野の教員を審査委員に加えることによって、学際的な意見交換が進み、幅広い社会の要求に対応したものとして成果をまとめさせることが可能となる。

学生は、論文審査委員が学位論文を受理した後、公開の場において学位論文・作品を発表する。学位論文・作品の発表後、審査委員が学位論文審査及び学位論文に関連する分野について最終試験を行う。

3) 共創経済プログラム

学位論文の審査委員は、人文社会芸術総合研究科委員会において選出する。学位論文の審査を受けようとする学生は、修士の学位論文の審査を申請し、学位論文を指定された期限までに提出する。審査委員は、論文内容に関連する科目を担当する教授、准教授、講師から3人を選出するものとし、うち1名は指導教員とする。他の2名は、当該学生の研究分野と異なる分野を専門とする教員から選出する。異なる分野の教員を審査委員に加えることによって、学際的な意見交換が進み、幅広い社会の要求に対応したものとして成果をまとめさせることが可能となる。

学生は、論文審査委員が学位論文を受理した後、公開の場において学位論文を発表する。学位論文の発表後、審査委員が学位論文審査及び学位論文に関連する分野について最終試験を行う。

(7) 学位論文に係る審査基準

1) 心理学プログラム

1. 修士論文

修士論文は、学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す新規性を有していなければならない。

論文審査に当たっては、以下の評価項目を考慮しつつ、総合的な評価を行う。

①研究課題の設定

学術的、社会的に有益な研究課題が明確に設定され、表現されているか。

②先行研究の理解と提示

当該分野の先行研究に対して、必要十分な調査が行われているか。また、論旨を展開する上で適切に言及されているか。

③研究方法

研究目的に沿った適切な研究方法がとられているか。

④論証方法や結論の妥当性と意義

問題設定から結論に至る論旨が、論理的に展開されているか。また、当該分野において新規性を持った学術的貢献及び社会的貢献が認められるか。

⑤論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が的確で、学術論文としての体裁が整っているか。

2) 人文・芸術プログラム

1. 修士論文

修士論文は、学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す新規性を有していなければならない。

論文審査に当たっては、以下の評価項目を考慮しつつ、総合的な評価を行う。

①研究課題の設定

学術的、社会的に有益な研究課題が明確に設定され、表現されているか。

②先行研究の理解と提示

当該分野の先行研究に対して、必要十分な調査が行われているか。また、論旨を展開する上で適切に言及されているか。

③研究方法

研究目的に沿った適切な研究方法がとられているか。

④論証方法や結論の妥当性と意義

問題設定から結論に至る論旨が、論理的に展開されているか。また、当該分野において新規性を持った学術的貢献及び社会的貢献が認められるか。

⑤論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が的確で、学術論文としての体裁が整っているか。

2. 特定の課題についての研究の成果

「特定の課題についての研究の成果」は、学位申請者が主体的に取り組んだ作品と副論文からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す新規性を有していなければならない。

「特定の課題についての研究の成果」の審査に当たっては、以下の評価項目を考慮しつつ、総合的な評価を行う。

①研究課題の設定

学術的、社会的に有益な研究課題が明確に設定され、表現されているか。

②先行研究、作品の理解と提示

当該分野の先行研究、作品に対して、必要十分な調査が行われているか。また、これから得た知見が作品制作に活用されているか。

③研究、制作方法

研究目的に対し適切な研究制作方法がとられているか。

④作品の制作方法、技術力と意義

出来上がった作品が、設定課題に応える十分な表現になっているか。また、当該分野において、新規性を持った技術的、芸術的貢献及び社会的貢献が認められるか。

⑤副論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が的確にされ、学術論文としての体裁が整っているか。

3) 共創経済プログラム

修士論文審査に当たっては、以下の評価項目を考慮しつつ、総合的な評価を行う。

①研究課題の設定

学術的、社会的に有益な研究課題が明確に設定され、表現されているか。

②先行研究の理解と提示

当該分野の先行研究に対して、必要十分な調査が行われているか。また、論旨を展開する上で適切に言及されているか。

③研究方法

研究目的に沿った適切な研究方法がとられているか。

④論証方法や結論の妥当性と意義

問題設定から結論に至る論旨が、論理的に展開されているか。また、当該分野において新規性を持った学術的貢献及び社会的貢献が認められるか。

⑤論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が的確にされ、学術論文としての体裁が整っているか。

(8) 研究の倫理審査体制

大学院生には、研究倫理に関して e-learning を課している。また、情報セキュリティと著作権に関する研修も実施している。

修士論文に関しては、提出された論文が当該分野の研究倫理に即したものになっているかを審査する。

また、本研究科では、学生が修士論文研究を行う際に人間もしくは動物を被験者・被検体として実験を行う場合がある。これらの活動に対して本学には次のような規則を定めている。

人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為に関しては「富山大学医の倫理に関する規則」（資料2）がある。また、人間を対象とする研究（医療を目的とした研究を除く。）に関しては「富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則」（資料3）の規則がある。さらに、動物実験に関しては「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則」（資料4）がある。動物実験のうち遺伝子改変を伴うものに関しては「国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則」（資料5）がある。

本研究科では、学生が人間もしくは動物を被験者・被検体として実験を行う可能性がある場合、実験を開始する前に指導教員が当該学生に上記規則のうち該当するものに関する講習会及び e-ラーニングを必ず受講させる。またそれぞれの規則によって規制され

ている実験を開始する前に、それぞれの規則が定める所定の手続き方法によって実験計画書を各規則の管理委員会に提出し、承認を得てから当該実験に着手するようにする。

6. 基礎となる学部との関係

人文社会芸術総合研究科の基礎には、本学の人文学部、人間発達科学部、経済学部、芸術文化学部がある。人文学部では、哲学、人間学、日本史、東洋史、西洋史、考古学、心理学、国際関係論、社会学、人文地理学、文化人類学、言語学、日本語教育学、日本語学、日本文学、朝鮮言語文化、中国言語文化、イギリス言語文化、アメリカ言語文化、ドイツ言語文化、フランス言語文化、ロシア言語文化を扱っている。人間発達科学部では、教育心理、学校教育、発達福祉、地域スポーツ、環境社会デザイン、人間情報コミュニケーションを扱っている。経済学部では、経済学、経営学、法学を扱っている。芸術文化学部では美術・工芸、デザイン、建築デザイン、地域キュレーションを扱っている。

この内、人間発達科学部は、2022年度を目標年として金沢大学との共同教育課程を設置準備している。これに伴い、心理系の教育資源を人文学部と統合する予定である。経済学部は、2022年度にコースを再編し、社会データサイエンスコースの新設を計画している。

本研究科では、既存学部の専門領域を連携し、社会的要請に基づいて心理学プログラム、人文・芸術プログラム、共創経済プログラムを設定している。

心理学プログラムには、人文学部及び現人間発達科学部からの進学を見込んでいる。

人文・芸術プログラムには、心理学分野を除く人文学部と芸術文化学部の学生に加え、現人間発達科学部で地域スポーツを学んでいた学生の進学を見込んでいる。

共創経済プログラムには、経済学部及び芸術文化学部でデザインを学んでいた学生及びその卒業生の進学を見込んでいる。

既存の学部と構想する研究科の接続関係は図10に示すとおりである。

＜学部からの接続関係＞

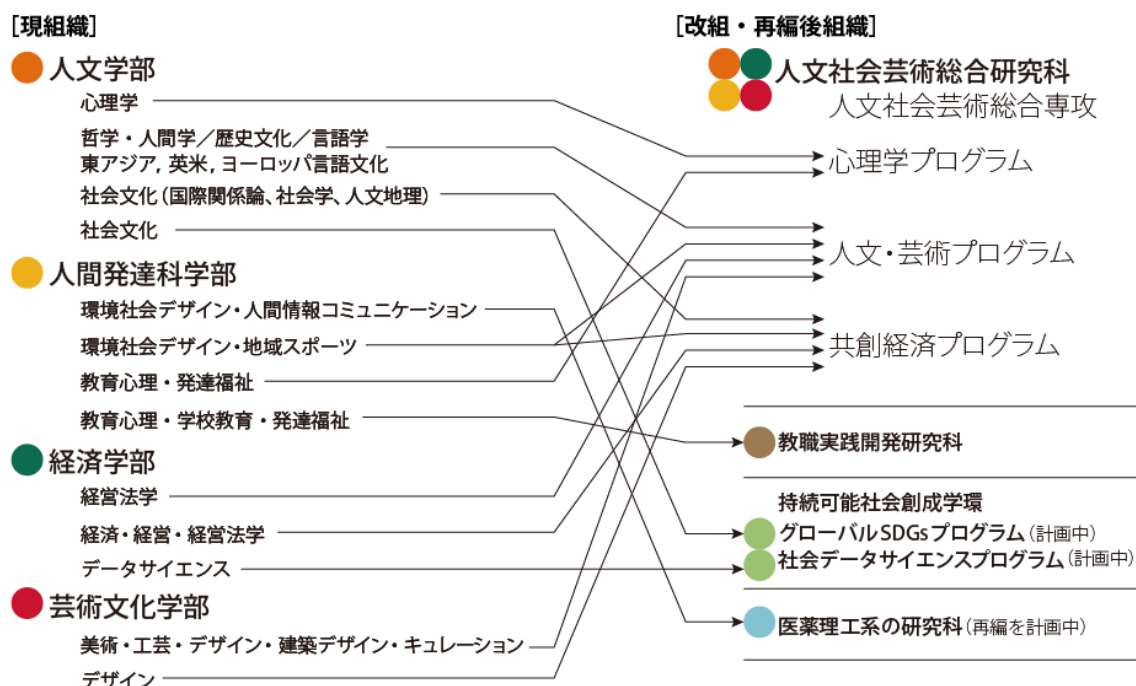


図 10：基礎となる学部から接続関係図

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

(1) 実施場所及び実施方法

本研究科では企業等に勤務し通学困難な社会人を受け入れるため、遠隔授業を積極的に取り入れる。実施方法は、文部科学省告示第51号「大学設置基準」第25条第2項（「大学院設置基準」第15条）の要件を満たすものとし、例えばZoom等のWeb会議アプリケーションを利用してオンラインで、オンラインが難しい場合はオンデマンドで授業を行う。

遠隔授業においても、設問への解答、添削指導、質疑応答等、対面授業と同等の十分な指導を行う。そのために、学生が講義視聴直後に、教員あるいは指導補助者と双方向で対話する時間を設ける。さらに、必要に応じて当該科目の実施ターム中に、追加の指導を電子メール等で行う。

各授業科目の成績評価は原則としてターム末試験によるものとする。ただし、通常授業で、複数回にわたり実施するテスト、レポート課題で代用することも可とする。試験については可能な限り講義室で対面により行うが、一部の口頭試験等、対面でなくとも成績評価を正当に行うことができる場合（例えば、参照する文献の制限がないもの、調査学修に関する質問など）は、その限りではない。

また、同一科目において、対面で受験した学生と遠隔で受験した学生に不公平な評価が行われないよう留意する。成績評価方法は当該授業のシラバスに明記する。

(2) 学則等における規定

上述の多様なメディアを高度に利用した授業の実施に関しては、「富山大学大学院学則」及び「富山大学学則」の下記の条項により規定していることから、講義、演習科目を中心に単位修得を認めることとする。

○ 富山大学大学院学則

(授業の方法)

第23条の2 授業の方法については、本学学則第61条第1項から第3項までの規定を準用する。

○ 富山大学学則

(授業の方法等)

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科では、学部卒業後すぐに進学する学生のみならず、社会人も受け入れ、社会人学生が在職のまま学修し、高度の専門的知識と能力を獲得する機会を提供する。そのため、大学院設置基準第14条に基づく以下の教育方法を実施する。

(1) 修業年限

修士課程の修業年限は2年とする。申し出があった場合、事前に履修計画を確認し、個別審査を行った上、修士課程は3～4年間の長期履修を認めることとする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、履修科目及び研究活動全般について学生の相談に応じ、学生の学修及び研究の遂行に必要な助言を行う。

(3) 授業の実施方法

大学院共通科目については、双方向型及びオンデマンド型で履修する。研究科共通科目及びプログラム専門科目については、原則として本学の五福キャンパス及び高岡キャン

パスで授業を実施し、学生はこれらキャンパスに通学して対面で授業を履修することとする。ただし、企業等に勤務する社会人であっても可能な限り標準修業年限内に修了できるよう、インターネット等を介した多様なメディアを高度に利用した遠隔授業を受講できるようにする。また、必要に応じてそれら学生の休業期間等を活用した集中講義等を実施する。

(4) 教員の負担の程度

本学の大学院においてはクォーター制（1カ年当たり4期）で授業を実施する。従来のセメスター制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため、学生の履修進度と教員の教育業務に係る負担の両方を考慮した柔軟なカリキュラムを編成することができる。また、各教員のエフォートを各教員が所属する学系の学術研究部で管理し、教育業務に係る負担が一部の教員に集中しないように調整する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法

本研究科が教育研究を行う五福キャンパス及び高岡キャンパス（次章に詳述）には表11の通り図書館及び情報処理施設が設置されており、学生はいずれのキャンパスにおいても文献調査、データ解析等の学修活動をいつでも容易かつ十分に行うことができる環境が整っている。

校地	設置部局	利用可能時間帯	備考
五福キャンパス	附属図書館中央図書館	平日 8:45～22:00 土日10:00～17:00 図書：約106万冊 雑誌：約2万種	図書：約113万冊 雑誌：約2万1千冊
高岡キャンパス	附属図書館芸術文化図書館	平日 8:45～20:00 土 10:00～16:00 図書：約7万1千冊 雑誌：約1千種	
五福キャンパス	人文学部教育用端末室	24時間	パソコン：53台
	現人間発達科学部教育用端末室	24時間	パソコン：39台
	経済学部教育用端末室	24時間	パソコン：49台
高岡キャンパス	芸術文化学部教育用端末室	平日 7:00～22:00 土日祝9:00～17:00	3室：合計110台 (46台,44台,20台)

表11：図書館及び情報処理施設

(6) 社会人特別選抜の実施

本研究科では多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。社会人は企業等に在籍のまま大学院に受け入れることができるよう配慮する。そのため、社会人特別選抜を実施する。

社会人特別入試

入学者の選抜は、小論文、面接試問の結果及び提出書類の記載事項等を総合して判断する。なお、提出書類には研究希望調書（「卒業論文等従来の研究主題と研究内容の概略」及び「入学後の研究計画」）が含まれる。

9. 取得可能な資格

(1) 取得できる資格

人文・芸術プログラム

・教員専修免許

中学校教諭専修免許状（国語、地歴・公民、英語）

高等学校教諭専修免許状（国語、地歴・公民、英語）

(2) 受験資格が得られる資格

心理学プログラム

・公認心理師

人文・芸術プログラム

・建築士資格に係る実務経験要件（1年または2年）

10. 公認心理師養成に係る実習の具体的計画

公認心理師資格取得に際して、公認心理師法施行規則第2条に規定する基準を満たす実習の実施計画を以下に示す。なお、令和4年度には富山大学五福キャンパス内に新たに心理相談室（仮称）を設置し、資格取得に必要な心理実践実習の一部はここで実施する。また、公認心理師養成の体制を構築する人員として、専任教員5名（教授1，講師4）と授業担当を兼担する2名（教授1，講師1）が公認心理師の資格を保有している。

(1) 公認心理師養成に関連する実習の目的

富山県内にある病院や少年鑑別所、適応指導教室等において実習を行い、公認心理師として必要とされる臨床心理学的援助サービスの知識・技能を教育・医療・福祉・司法領域などの現場で展開できる能力、教育・医療・福祉・司法領域などにおける臨床心理援助サービスの能力を養成することを目的とする。

(2) 実習先の確保の状況

本実習では富山大学附属病院での医学科臨床実習（精神医学）への帯同及び神経精神科外来での実習，富山市適応指導教室での実習，ならびに富山少年鑑別所，富山県教育委員会，富山市教育委員会，立山町教育委員会でのインターンシップ実習や教育相談コーディネーター事例検討会などの陪席を通じて実習を実施する。すでに学外機関からは承諾書（資料6）を得ており，さらに細部の実施体制について検討を行っているところである。

実習実施施設名	所在地	授業科目	最大受入人数
富山大学心理相談室（仮称）	富山市五福3190	心理実践実習Ⅰ 心理実践実習Ⅱ	5
富山市教育センター豊田適応指導教室	富山市豊若町三丁目12-25	心理実践実習A	各施設5
富山市教育センター婦中適応指導教室	富山市婦中町砂子田1-1		
富山大学附属病院	富山市杉谷2630	心理実践実習B	5
富山少年鑑別所	富山市才覚寺162-2	心理実践実習C	各施設5
富山大学附属病院	富山市杉谷2630		
立山町雄山中学校	富山県新川郡立山町前沢3318		
富山県教育委員会	富山市新総曲輪1-7		

(3) 実習先との契約内容

附属病院での個人情報保護や事故防止については，すでに行われている医学部医学科臨床実習と同等の対処方針で取り組む。他の施設・機関については，承諾書は得られており，その詳細については各機関と協議の上，附属病院での実習と同等に取り組む予定である。

(4) 実習水準の確保の方策

心理実践実習における各施設での実習内容については，下記に示すとおりである。

分野	実習内容	施設	最大受入人数
医療保険	病院での患者さんとの交流	富山大学附属病院	5
司法・犯罪	施設見学および事例検討	富山少年鑑別所	5
教育	児童・生徒へのチーム支援	富山市適応教室	5
教育	立山町立小中学校連携支援会議参加	立山町雄山中学校	10
教育	公立中学校教育相談コーディネータ事例検討会参加	富山県教育委員会	10

(5) 実習先との連携体制

実習施設のうち，富山大学内の施設との連携は部局間で調整済みである。また，富山県及び富山市とは包括連携協定を締結しており，連携協議会等により，実習先との協議，実習における指導方針等について，協議を行うことができる。他の施設については，実習前，実習時等に実習指導教員が訪問・帯同し，実習先との調整を行い，円滑な実習の実施に当たることとしている。実習担当教員は，実習先と連携した指導を行うために，概ね実習5回につき1回以上の巡回指導を行う。

(6) 実習前の準備状況

1) 感染症対策について

心理学プログラムで心理実践実習に参加する学生には、大学での健康診断時に麻疹、風疹、水痘、ムンプスの抗体検査を実施する。抗体陰性者に対しては必要なワクチン接種を推奨する。B型肝炎については、抗原検査を実施し、必要なものにはワクチン接種を実施する。

2) 保険の加入について

学生が行った行為により患者または利用者に傷害が発生した場合は、その補償は損害賠償責任保険制度の対象となるが、学生個人に対して訴訟が提起された場合等では、個人が負担する賠償責任は補償対象にならない。そのため実習では、学生自らに傷害が起こる事故、患者または利用者に傷害を及ぼしてしまう事故の両方に備え、すべての学生に両者を補償する保険への加入を義務付ける。本学では全学生に学生教育研究災害傷害保険と学研災付帯の賠償責任保険の加入を義務付けている。さらに必要であれば任意で学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険も案内する。

3) 学生への留意事項

以下の点について指導を行う。

実習中に知り得た利用者の個人情報、決して他人に漏らしてはならない。

自分自身で不適切な利用、持ち出しを行わない。レポートに個人が特定できる情報は記載しない。レポートの作成過程において、個人情報の記載された資料を印刷して手許に保存する、または個人用の携帯電子機器などで撮影する等の行為は厳禁する。

研修目的のために詳細な面接記録をPCで作成する場合、インターネットとの接続を解除した状態で入力する。さらに、ケース担当者が作成したファイルを研修目的で保存する場合は、個人が特定できるような固有名詞をすべて削除し、紛失盗難を防ぐため厳重に管理する。

(7) 事前・事後における指導計画

各施設についての事前・事後指導計画は、下のとおりである。

1) 保健医療分野の施設

患者との交流が生じるため、その際の留意事項等について事前指導を行う。交流を行った後、毎回、実習指導者とともに、事後指導としてリフレクションを行う。心理検査を行った場合は、1回につき約1.5時間の実習担当教員もしくは実習指導者からの事後指導を実施する。

2) 司法・犯罪分野の施設

3時間の事前指導の後、6時間×3日間の施設説明・見学及び模擬検査、模擬面接、模擬事例検討を行い、3時間の事後指導を実施する予定である（調整中）。

3) 教育分野の施設

3時間の事前指導の後、富山県教育委員会主催の公立中学校教育相談コーディネーター事例検討会に3時間×2回×2年間、及び立山町教育委員会主催の町立小中学校連携支援会議に3時間×1回×2年間参加し、それぞれ3時間の事後指導を実施する。また、3時間の事前指導の後、富山市適応指導教室で毎週3時間×1年間の実習を行い、5回につき1回1.5時間の中間・事後指導を行う。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

心理実践実習Ⅰ～Ⅱ、A～Cとして、最大6か所での実習が同時並行で行われるため、実習指導教員として、6人の教員が各担当施設を分担し、原則として実習5回につき1回以上の巡回指導を行う。ただし、週1回の実習を年間に渡り行う実習施設の巡回指導に関しては、実習担当教員による事前・事後指導を5回につき1回行った上で、巡回指導の頻度を実習施設の実情に合わせて調整することで、巡回指導による教員及び実習指導者の過度な負担を軽減するよう配慮する。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習指導者は、下記の『公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について』第22に基づいて配置する。各施設の実習指導員は実習内容にふさわしい職業分野の高い見識と十分な実務経験を持ち、学生指導に必要な能力を有している。各施設の実習指導者とは実習担当教員が個別に授業内容や指導に関する十分な打ち合わせを行うことで、実習の達成目標を共有する。以下に実習指導者の担当予定を示す。

授業	実習実施施設	実習指導者
心理実践実習A	富山市教育センター豊田適応指導教室	公認心理師有資格者 従事歴17年
	富山市教育センター婦中適応指導教室	公認心理師有資格者 従事歴13年
心理実践実習B	富山大学附属病院	医学科実習の指導者
心理実践実習C	富山少年鑑別所	鑑別所法務技官担当予定
	富山大学附属病院	心理学プログラム助教（R3年度中に着任予定）
	立山町立雄山中学校	実習担当教員の引率
	富山県教育委員会	実習担当教員の引率

実習指導者に関する事項

(1) 施行規則第3条第4項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、心理実習については、実習指導者が

当該心理実習中に実習生を指導することが困難な場合は、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）が実習施設において実習生に指導を行うこととする。可能とする。

ア. 心理実習：同時に指導を行う学生 15 人につき一人

イ. 心理実践実習：同時に指導を行う学生 5 人につき一人

（２）実習指導者は、公認心理師の資格を取得した後、法第 2 条各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。ただし、当分の間、法第 2 条各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

（10）成績評価体制及び単位認定方法

学生の評価は、心理実践実習 I～II ならびに A～C それぞれ個別に実施する。各授業の実習担当教員が実習指導者と協議の上、成績評価と単位認定を行う。評価で参照するものは実習記録ならびに事前・中間・事後指導における発表であり、それらを用いて評価を実施する。

11. 入学者選抜の概要

（１）アドミッション・ポリシー

本研究科は、人文科学、社会科学、芸術文化学についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、文化、社会の発展に寄与しようとする意欲を備えているものを受け入れる。

1) 心理学プログラム

心理学についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

2) 人文・芸術プログラム

人文科学・芸術文化学についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

3) 共創経済プログラム

社会科学についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、社会の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

(2) 入学者の選抜方法

多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試）を実施する。また、推薦入試、外国人留学生特別入試－指定校推薦－を実施する。

なお、入学者選抜はプログラムごとに行う。

1) 心理学プログラム

ア. 一般入試、社会人入試、外国人留学生入試 [前期日程] [後期日程]

イ. 外国人留学生特別入試－指定校推薦－

2) 人文・芸術プログラム

ア. 一般入試、社会人入試、外国人留学生入試 [前期日程] [後期日程]

イ. 外国人留学生特別入試－指定校推薦－

3) 共創経済プログラム

ア. 一般入試（一般学生,社会人枠,外国人留学生枠） [前期日程] [後期日程]

イ. 推薦入試（一般学生,外国人留学生）

ウ. 外国人留学生特別入試－指定校推薦－

12. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

富山大学では、柔軟な教員人事や学務の遂行を目指して2019年10月に教育研究組織と教員組織を分離し、教員組織として学術研究部が置かれた。学術研究部は概ね既存の学部に対応した分野ごとに人文科学系、教育学系、社会科学系、芸術文化学系、理学系、工学系、医学系、薬学・和漢系、都市デザイン学系、教養教育学系、教育研究推進系という11の学系に分けられている。そして、教員はこれらの学系のいずれかに所属して、従来の学部・研究科の教育にあたると共に、部局の枠組を越えて協力し合う体制を構築している。新しい人文社会芸術総合研究科においては、この体制を活用することで、異なる教育・研究分野の教員が協働して、より効果的に人材を養成することができると期待される。

全学的には学長・理事・学系長から成る学術研究部会議が置かれ、学術研究部長である学長のリーダーシップの下で、全学的な教員の人事や業績評価、研究活動等のマネジメントを統括する機能を担っている。また各学系には、学部教授会とは別に、学系に所属する教員を主として構成される学系会議が置かれており、学術研究部会議の方針・決定に従って、学系における教員人事マネジメント、研究マネジメント、予算・決算に関する事項等を審議している。

人文社会芸術総合研究科は、文学、哲学、歴史学等の人文系諸学、経済学、統計学、社会学等の社会系諸学、スポーツや美術・工芸に関わる諸学を総合した特色ある教育と研究とによって、分野横断的な幅広い知識に基づいた高い専門性や技能を培うと共に、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる実践的能力を有する職業人や教育研究者を目指す人材を育成する。こうした教育のために、人文科学系から46名、教育学系から13名、社会科学系から45名、芸術文化学系から30名、教育研究推進系から3名、計137名の教員が専任教員として担当（新任予定を除く）する予定である。

専任教員の内、52名が実務の経験を有しており、その実務経験は特に社会人のリカレント教育に有効なものとなることが期待される。

また現在の研究科や学部では社会人を受け入れ、社会と連携した授業を行っており、地域連携推進機構においては社会人を対象とした人材育成塾を実施している。これらの実績と連携を生かして、リカレント教育を重要な柱と位置付けると共に、第一線で活躍する経営者や作家をゲストスピーカーとして招く授業も準備する。

（２）教育上主要と認める授業科目の教員配置状況

人文社会芸術総合研究科の教員は、この研究科を構成する研究分野について高度の専門性を有する教員139名（うち兼担2名）から構成される。その内訳は兼担2名を除いて、教授66名、准教授50名、講師21名であり、各分野の主要教育科目を教授あるいは准教授が中心となって担当する。その内訳は、心理学プログラム（教授2名、准教授3名、講師5名）、人文・芸術プログラム（教授36名、准教授30名、講師13名）、共創経済プログラム（教授28名、准教授17名、講師3名）である。

（３）教員の負担

人文社会芸術総合研究科の教員の担当科目数については、本学全体のエフォートに関する考え方を踏まえつつ、大学院と学部とを合わせた各教員のエフォートに対する負担を勘案して調整する。

校地について本学は、富山市内にある五福キャンパスと杉谷キャンパス、高岡市内にある高岡キャンパスの3ヶ所に分かれており、人文社会芸術総合研究科に関わる分野の教育研究は、現在、人文学部・人間発達科学部・経済学部のある五福キャンパスと、芸術文化学部のある高岡キャンパスとを拠点としている。新しい大学院が設置された後も、基本的には現在と同様にこれら二つのキャンパスが教育研究拠点となる。五福キャンパスと高岡キャンパスの間は20km以上の距離があり、移動には自動車ですら約50分の時間を要する上、特に高岡キャンパス周辺の公共交通が不便であるため、公共交通を利用しての両キャンパス間の移動は困難である。これに対応するために、主に教養教育のために五福キャンパスへ移動する学生用に、三キャンパスを連絡するシャトルバスを走らせている現状である。

本研究科では、可能な限り双方向遠隔形式の授業を導入することで、このようなキャンパ

ス間の距離の問題を解消する。このことにより五福キャンパス・高岡キャンパス共に、教員が従来通りの教育研究拠点を維持しつつ、新しい研究科の職務に当たることができ、また学生が受講する授業科目によってキャンパス間を移動する必要も、基本的にはない。但し、実習・実技のために対面での実施が必要な科目も存在するので、それらについては、教員ないし学生の移動に上記のシャトルバスを利用することを基本として時間割を設定することで、教員と学生の負担をできる限り軽減する。

(4) 教員組織の研究分野

1) 心理学プログラム

本プログラムの教員組織の研究分野は、基礎心理学と臨床心理学から成る。各教員はそれらの領域内の個別の専門に特化した研究を行っており、それらを有機的に結びつけ、心理学教育と研究を充実させることができる。

■専任教員

基礎心理学：実験心理学，認知心理学，社会心理学

臨床心理学：心理療法，司法・犯罪心理学，メンタルヘルス・カウンセリング，産業臨床・認知行動論，発達心理学，福祉心理学

■兼任教員

臨床心理学：保健医療臨床，心理アセスメント

2) 人文・芸術プログラム

本プログラムの教員組織の研究分野は、大きく「人文科学系」と「芸術文化学系」の2つに分類することができる。

人文科学系においては、人文科学についての基盤的また高度な専門的学識を学修することが可能となるよう、思想、歴史、社会、言語、文学等の諸分野を包括している。より具体的には、哲学、人間学、日本史、東洋史、西洋史、考古学、言語学、社会学、国際関係論、人文地理学、文化人類学、スポーツ文化史、スポーツ人類学、日本語学、日本文学、朝鮮言語文化、中国言語文化、英米言語文化、ドイツ言語文化、フランス言語文化、ロシア言語文化等、多岐にわたる分野の教員を配置している。

芸術文化学系においては、将来の日本の芸術文化を担う人材の育成を目指し、芸術、工芸、デザイン、建築、キュレーションにおける技術や知識を教授しなければならない。特に修士論文研究・修了制作の主たる指導教員となる専任教員には、上記の教育をカバーすることが可能な、油画、日本画、彫刻、メディアアート、工芸美術、鋳金、彫鍛金、漆工芸、プロダクトデザイン、視覚伝達デザイン、デザインマネジメント、広告コミュニケーションデザイン、プロダクトデザイン、デジタルテクノロジー、建築意匠、建築計画、建築論、建築保存・再生、構造デザイン、美学、風景論、近現代美術論、東洋美術史、民俗音楽学、文化政策、人間工学、文化財科学等、多岐にわたる分野の教員を配置している。

3) 共創経済プログラム

本プログラムの教員組織の研究分野は、「経済学系」「経営学系」「法学系」「デザイン学系」の4つに分類することができる。

経済学系においては、理論経済学や地域・公共政策などの分野についての高度な専門知識を教授することが可能となるように、政治経済学、応用経済学、地域経済のマクロ分析、計量経済学、金融論、財政学、国際経済学等の教員を配置している。

経営学系においては、現代の企業経営を理解するために必要な高度の専門知識を教授することが可能となるように、経営組織、国際経営、マーケティング、財務会計、管理会計、数理計画法、オペレーションズ・リサーチ等の教員を配置している。

法学系においては、公法学、私法学の両分野において高度な専門知識を教授することが可能となるように、政治学、刑事法、刑法、民法、労働法、商法、会社法、金融取引法等の教員を配置している。

デザイン学系においては、デザイン学やデザインマネジメントに関する高度な専門知識を教授することが可能となるように、デザインマネジメント、文化資源、芸術文化学等の教員を配置している。

(5) 教員の年齢構成

本研究科の各プログラム後の完成年度（令和6年3月31日現在）の職位別専任教員年齢構成は下記のとおりである。いずれのプログラムにおいても、偏りのない適切な分布となっており、継続的に教育研究の活性化、水準の維持・向上を図ることが可能である。

なお、本学の教育職員の定年年齢は「国立大学法人富山大学職員就業規則」（資料7）の第17条第2項において、65歳と定めている。

心理学プログラム

年齢	教授	准教授	講師	助教	計
60代	0人	0人	0人	0人	0人
50代	2人	1人	0人	0人	3人
40代	0人	2人	2人	0人	4人
30代	0人	0人	3人	0人	3人

人文・芸術プログラム

年齢	教授	准教授	講師	助教	計
60代	16人	3人	0人	0人	19人
50代	20人	15人	3人	0人	38人
40代	0人	12人	6人	0人	18人
30代	0人	0人	4人	0人	4人

共創経済プログラム

年齢	教授	准教授	講師	助教	計
60代	13人	0人	0人	0人	13人
50代	14人	7人	2人	0人	23人
40代	1人	9人	0人	0人	10人
30代	0人	1人	1人	0人	2人

13. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・校舎及び研究室・講義室等

本研究科は、本学大学院の人文科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科、芸術文化科学研究科を改組再編するものである。そのため、現行の4つの研究科が使用している五福、高岡の両キャンパス全ての施設、設備が、新たに設置される本研究科に引き継がれる。その中には講義、演習、実習等を実施するための講義室、演習室、実習室と教育・研究機材が含まれている。このため、本研究科では、引き継いだ施設や設備を利用することで、計画している教育研究の全てを実施することが可能である。

(2) 図書

本学には附属図書館があり、附属図書館の施設のうち中央図書館、芸術文化図書館が本研究科の教育活動拠点である五福キャンパス、高岡キャンパスに存在する。

二つの図書館には、合計約113万冊の蔵書と約1.8万種の雑誌を収蔵（R2.3.31現在）しており、学生が心理、人文、芸術、経済や経営に関する学修活動を行うために十分なリソースが集められている。

探している文献が離れたキャンパスの附属図書館施設に収蔵している場合でも、インターネットを介して附属図書館が運営する電子ジャーナルや電子ブックリストで検索を行うことができる。学術雑誌の論文は上記電子ジャーナルのページから当該雑誌のオンラインサイトにジャンプすることにより、当該記事のPDF版別刷を入手できる。

本研究科では企業等に勤務する社会人学生を積極的に受け入れる。社会人学生が企業勤務等の理由で頻繁に本学に通学できない場合でも、学生が本学の総合情報基盤センターに申請することでVPN接続が可能となり、あたかも大学キャンパスで活動しているのと同じ状態で上記電子ジャーナル及び上記電子ブックリストを利用できる。このようなサービスによって、全学生がオンラインで学修や研究を行うことができる体制が整っている。

蔵書冊数 令和2年3月31日現在

区分	和書	洋書	合計
中央図書館	743,846	317,983	1,061,829
医薬学図書館	119,368	99,343	218,711
芸術文化図書館	57,647	13,375	71,022
合計	920,861	430,701	1,351,562

雑誌所蔵種類数 令和2年3月31日現在

区分	和雑誌	洋雑誌	合計
中央図書館	12,794	4,822	17,616
医薬学図書館	2,247	2,214	4,461
芸術文化図書館	822	213	1,035
合計	15,863	7,249	23,112

電子ジャーナル(利用可能タイトル数)

	令和元年度
本学で利用可能な タイトル数 (純タイトル数)	14,350
中央図書館	9,032
医薬学図書館	13,650
芸術文化図書館	8,332

14. 2以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科では本学の五福キャンパス及び高岡キャンパスにおいて教育研究を行う（図11, 12）。心理、人文、経済、経営に関連する教育を五福キャンパス（富山市五福3190）で実施する。これは、改組前の人文科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科の各研究科の教育リソースを活用して講義、演習、実習等を履修させる必要があり、さらに当該科目の担当教員の多くが五福キャンパスを本務先としているためである。講義は人文学部棟、現人間発達科学部棟、経済学部棟中心に行い、心理の実習は主に人文学部棟、杉谷キャンパス（富山市杉谷2630）にある附属病院で行う（杉谷キャンパスは五福キャンパスから約6kmの距離）。

五福キャンパスの経済学部棟には収容人数100～347人の大規模講義室を4室有しており、本研究科及び学内の総合医薬学研究科、理工学研究科に属する学生が一堂に会しても授業の実施が可能である。

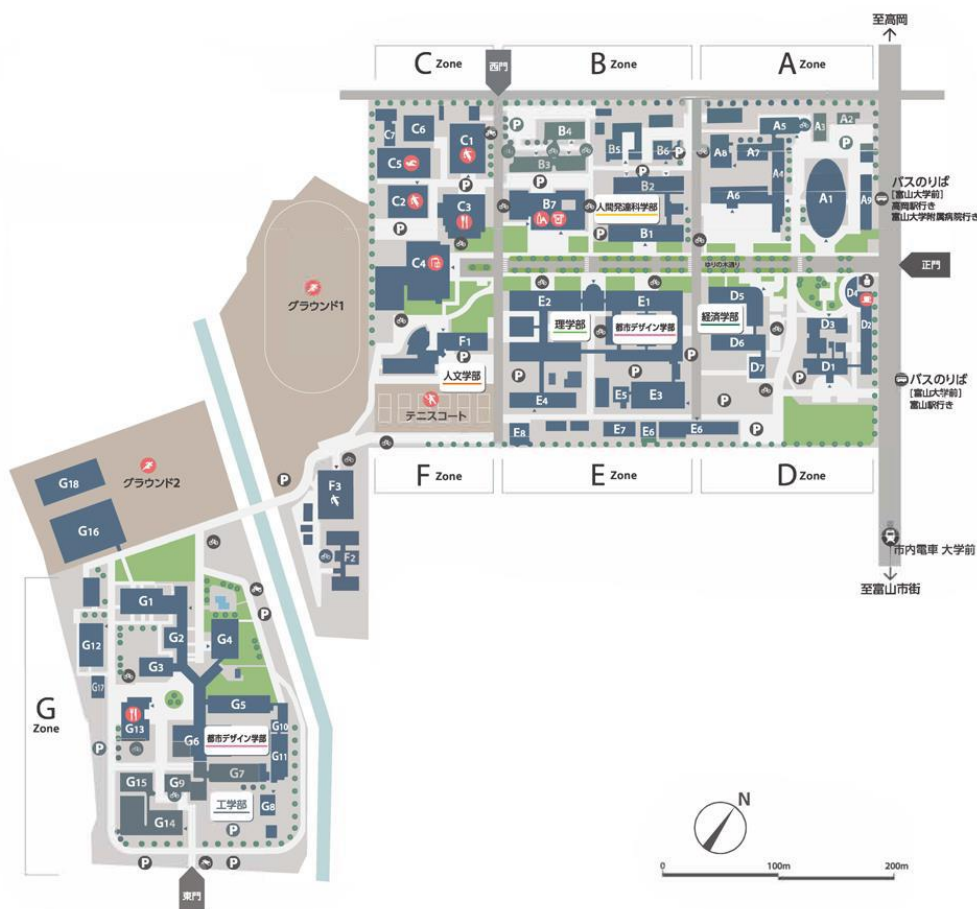


図11：五福キャンパス建物配置

A4-8：共通教育棟， B1-6：現人間発達科学部棟， D5-7：経済学部棟， F1：人文学部棟

一方、芸術文化に関する教育は高岡キャンパス（高岡市二上町180）で実施する（図12）。これは、学生に芸術文化の教育リソースを用いて演習、実習等を履修させたり、創作課題の制作等を行わせたりする必要がある、さらに当該科目の担当教員の多くが高岡キャンパスを本務先としているためである。講義は芸術文化学部の講義棟で行い、創作課題の制作は実習棟や各指導教員の研究室で行う。講義棟には収容数100人の講義室2室と収容人数40～60人の講義室4室を有しており、本研究科の学生が一堂に会しても授業の実施が可能である。

本研究科の学生は学修活動のおよそ7分の1以上を修士論文研究や修了制作に費やすことになる。そのためかなりの時間にわたって、主指導教員の研究室で活動することが予測される。また、主たる進学元が人文学部、現人間発達科学部、経済学部、芸術文化学部と考えられ、それらの学生の多くが心理、人文、経済、経営系の主指導教員の指導を仰ぎ、五福キャンパスで研究活動を行うケースが多いと考えられる。そのため、多くの学生は五福キャンパスで行われる授業には容易に出席できるものの、五福キャンパスから直線距離約20kmの距離にある高岡キャンパスに移動するためには自動車約50分間かかる（図

13)。そこで、大学院共通科目は、原則双方向型及びオンデマンド型の遠隔授業で実施し、研究科共通科目及びプログラム専門科目は、可能な限り対面又は遠隔授業等で実施する。

心理、人文、芸術、経済、経営のいずれの教育についても、企業に勤務する社会人学生に配慮した方法で授業を実施する。講義についてはインターネットを介した双方向遠隔授業及びオンデマンド配信を行う。また演習については、必要に応じて一部を社会人学生が勤務する企業において受講できるようにする。

なお、本研究科では社会人学生を受け入れることから、社会人学生が勤務先企業等において遠隔で上記の授業を受講できるよう、インターネットを介した双方向遠隔授業等を積極的に活用する。



図12：高岡キャンパス建物配置

B棟：講義棟，D棟：実習棟



図13：富山大学のキャンパスの所在地

15. 管理運営

(1) 学長による研究科長指名

本学では、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）や学校教育法の一部改正等を踏まえ、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制の構築の一環として、部局長等の選考方法について見直しを行った。具体的には、学長は、部局から2人又は3人の部局長候補者の推薦を受け、所信や面接により部局長を決定し任命することとした。

(2) 研究科委員会等の研究科管理運営組織

学校教育法に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。

研究科委員会は、本研究科に研究指導配置される教員で構成し、①入学、課程の修了その他学生の身分、②学位の授与、③教育課程の編成、④大学院担当教員、⑤その他、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

なお、可能な限り研究科長、副研究科長、プログラム長等を構成員とした代議員会に教授会の審議を付託し、柔軟な運営を行う。

また、履修方法、学生募集、FD等に関する事項を検討する教務委員会を置く。

(3) 教員の教育負担に対する配慮とエフォート管理

富山大学では、教育研究組織と教員組織を分離し、教員が一元的に所属する組織として「学術研究部」を設け、戦略的な人事計画の立案・実施と高度で特色ある分野横断的な教育研究を推進している。

学術研究部には、分野ごとに11の学系を設け、本学の教員はいずれかの学系に所属し、

その専門性に応じて学部、研究科等の教育研究組織に配置され、教育・研究等の業務に従事している。

前述の学系には、学系長を置き、学系に所属する教員の管理を行ってきたが、今回の全学的改組と研究科等連係課程実施基本組織（学環）の新設を機に、令和4年度から教員の教育負担に関する調整を、データに基づく調整とする方向で検討を進めている。

その具体的構想として、全教員に対し授業の担当状況や研究指導の状況など、教育面での負担の状況を、原則として年1回データ収集する。そのデータに基づき、学系長が学系ごとに定める基準で過重負担となっていないかをチェックし、過重負担が認められる場合は、学系長が教員と面談し、負担の調整を図る。その際、複数の組織にまたがる調整が必要な場合は、学系長が学部長、研究科長、学環長などと調整を図る。このような方法で、研究科等連係課程実施基本組織（学環）の新設による、教員への過重負担を防ぐことができる。

なお、教員のエフォート管理については、適正な労働時間数を基準に行うことが前提であり、長時間労働が常態化した状態では、業務負担の軽減という目的を達することはできない。前述の教員の教育負担については、年間所定労働時間数のうち、2～3割程度を目安に学系長が調整することで、過重労働を防止することが可能である。一方、研究活動が長時間におよぶ場合や時間外の管理運営業務により過重労働となることを防止するための方策も必要となる。そのため、本学では、毎月、全教員に対し、日々の労働時間数を記載した健康管理時間申告書の提出を義務付けている。これにより研究活動や管理運営業務に伴う長時間労働を未然に把握し、必要に応じ医師の面談を行うことで過重労働とならないように努めている。なお、健康管理時間申告書は、現在、システムによる把握に向けた準備を進めている。

また、各会議への参加など管理運営に関する業務についても、教員にとって無視できない程度の負担となっているが、この会議の一部をオンライン化することにより、建物間又はキャンパス間を移動する教員の負担を減らすことができる。

16. 自己点検・評価

(1) 実施方法及び実施体制

本学では、国立大学法人富山大学大学評価規則第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人富山大学計画・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。同委員会は、評価担当理事を委員長とし、各学部、教養教育院、生命融合科学教育部、教職実践開発研究科、附置研究所及び附属病院から選出された教授で構成されている。また、同委員会では主に、学校教育法第109条第1項に基づく組織及び運営等に係る自己点検・評価、国立大学法人評価委員会が行う中期計画・年度計画の評価に関する事項等を審議している。

そして、計画・評価委員会と各部局が密接に連携し、自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価書を作成している。

(2) 評価結果の活用及び公表

自己点検・評価結果については本学のウェブサイト等を通して大学内及び社会に対して広く公表・公開している。また、この評価を通じて、中期目標・中期計画及び年度計画の改善を検討することとしている。

(3) 人文社会芸術総合研究科としての自己点検・自己評価

本研究科の教育及び研究の質を維持・改善するため、本学教育研究評議会の管理の下、自己点検及び外部評価を行う。

自己点検においては、定量的指標として、志願倍率、入学定員充足率、外国人学生率(留学生含む)、海外渡航率、学生の論文生産性、学位授与率、就職・進学決定率、インターンシップ参加率を評価する。自己点検の結果は本学公式ウェブサイトに公表される教育研究評議会議事要旨の中に記載する。

外部評価は近隣の大学、地域の関連施設、企業、自治体等から募った第三者委員会に委ね、本研究科の教育内容や学生の研究成果が地域・全国の心理、人文、芸術、経済、経営の充実及び関連産業の発展に寄与するものとなっているか、また本研究科修了者が就職した企業や研究機関の事業に十分貢献しているか、を評価してもらう。これらの結果は本研究科ホームページ(次項)上で公表する。

自己点検及び学部評価の結果は本研究科委員会において検討し、本研究科の人材育成の方向性や方法の改善を図る。

また、当該学生の教育・研究における達成度や満足度を確認するため、修了時アンケートを実施し、その結果を踏まえて本研究科における教育・研究のさらなる充実・改善に努める。さらに、本研究科における教育・研究が就職先でどのように役立っているか、また不十分であった教育・研究内容を把握するため、修了後アンケートを定期的実施し、同様に本研究科における教育・研究のさらなる充実・改善に努める。

17. 情報の公表

(1) 大学全体の公表体制

本学は、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、広報担当理事を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

1) 大学ウェブサイトにおける情報提供

<https://www.u-toyama.ac.jp>

大学紹介、学部・大学院・施設、入試情報、教育・学生支援、研究・産学官連携、国際交流・留学等

2) 教育研究活動等の情報公開 (学校教育法施行規則第 172 条の 2)

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/education-act/>

ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報の公開

教育情報に関する公表事項

①大学の教育研究上の目的に関すること

- ・富山大学の理念と目標
- ・三つのポリシー
- ・学位授与方針

②教育研究上の基本組織に関すること

- ・各学部・研究科名, 各学科・専攻名
- ・国立大学法人富山大学学則
- ・国立大学法人富山大学大学院学則

③教員組織, 教員の数及び各教員が有する学位並びに業績に関すること

- ・富山大学研究者総覧
- ・役員・職員数
- ・教員数 (職名別・性別・年齢別)
- ・専任教員数
- ・組織図

④入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数, 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・入学者数 (学部学生の地域別入学状況)
- ・学生の定員・現員
- ・卒業・修了者数 (卒業・修了者の進路状況)
- ・就職状況 (過去 5 年間の就職状況)

⑤授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・シラバス
- ・実務経験のある教員等による授業科目の一覧 (学部)
- ・富山大学履修・成績登録等関連日程 (授業・履修・授業時間)

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・国立大学法人富山大学学位規則
- ・学位論文に係る評価基準
- ・各学部等の必修科目, 選択科目及び自由科目別の必要単位修得数 (各研究科・学環等規則)
- ・取得できる資格・免許

⑦校地, 校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・各キャンパス内の建物配置図，大学までの交通手段（アクセスマップ）
- ・グラウンド，体育館，サークル棟
- ・課外活動・学生団体（部活・サークル）
- ・保健管理センター
- ・附属図書館
- ・その他福利厚生施設の概要（生協等）

⑧授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料について
- ・授業料・入学料（入学金）
- ・寄宿料（学生寮：富山大学新樹寮 寮費について）

⑨大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・関連部署等リンク（国際機構，就職・キャリア支援センター，保健管理センター，学生相談室，学生支援センター）

さらには、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき，国立大学法人富山大学が保有する法人文書の公開を行っている（学則など各種規則，自己評価書，評価結果，監事監査及び外部監査に関する情報，中期目標・計画，年度計画，役員及び経営協議会学外委員名簿など）他，学生はインターネットを介した「学務情報システム（ヘルン・システム）」により，学籍情報照会，シラバス閲覧，履修登録，成績照会を行うことが可能であるとともに，PC やスマートフォン等から休講・補講等の情報を確認することができるよう，アプリケーション「とみだい iNfo」を公開している。

（2）人文社会芸術総合研究科としての情報発信

本学の公式ウェブサイトの中に本研究科のホームページを開設し，本研究科の公的な教育組織としての説明を果たすとともに，進学志望者に教育内容を正しく周知するため，カリキュラム，指導教員，取得できる学位，学生の進路等の情報を公開する。

18. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

（1）全学的な取組状況

本学は，教育・学生支援機構の下に，教育担当理事をセンター長とした，「教育推進センター」を設置し，大学院の教育の質保証や教育評価，全学的FDに関することを審議し，実施している。

また，大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，全学的に職務関連研修を実施するほか，大学職員に必要な知識・技能を習得させ，必要な能力及び資質を向上させるために以下の取組を実施している。

- ・個人情報保護に関する研修会（役員及び教職員を対象に個人情報保護管理への理解と意

識向上を促すために講義形式で研修を実施するもの)

- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育(非常勤職員も含めた全研究者を対象に研究者の倫理観を醸成し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止するために、CITI Japan プロジェクトによる e-ラーニングを実施するもの)
- ・情報セキュリティ研修(本学において情報システム利用ユーザ ID を使用する派遣社員を含めたすべての教職員を対象に、本学における組織的な情報セキュリティ水準の向上を促すために、e-ラーニングを実施するもの)
- ・事務系職員スキルアップ研修(事務系職員を対象に、本学職員における階層(フレッシュ～マネージャークラス)ごとに求められる必要な知識を学ぶために、e-ラーニングを実施するもの)

(2) 人文社会芸術研究科としての取組

本研究科は、人文、心理、人間発達、経済、芸術文化の多岐にわたる教育・研究分野から構成する一大研究科となることから、学生に幅広く多様な学修の機会をいかに提供すべきか、また、その成果をどのように社会貢献に結び付けるかが課題となる。そのため、修士課程の教育の質保証や教育評価、全学的FDの企画立案・実施・評価等と並行して、研究科単位、プログラム単位で教育の改善を図る必要がある。また、本研究科で行う教育・研究を推進させるため、学際研究の在り方、インターネットを活用した双方向授業システムの活用法や、大学院入学前に獲得すべき能力、学修、学士課程から修士課程への接続についても併せて検討、改善する必要がある。

については、本研究科の下にFD委員会を設置、必要に応じプログラム単位の部会を設置し、夏、冬の年2回を目途に教育・研究の改善に向け検討の場を設けると共に、母体となる人文学部、経済学部、芸術文化学部とも連携した合同FD活動を年1回程度実施する。

資料目次
(設置の趣旨等を記載した書類)

資料 1	出口別履修モデル	78
資料 2	富山大学医の倫理に関する規則	90
資料 3	富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則.....	94
資料 4	国立大学法人富山大学動物実験取扱規則	97
資料 5	国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則	106
資料 6	実習施設承諾書	111
資料 7	国立大学法人富山大学職員就業規則.....	115

人文社会芸術総合研究科 心理プログラム 出口別履修モデル（修士（心理学））

養成する具体的な人材像：心理学の科学性および実践性を修得し公認心理師や公務員心理職として心の健康に寄与する人材
研究テーマ：心の健康に関する研究、認知や感情変容に関する研究

大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
研究倫理 データサイエンス特論		現代心理学特論		専門科目		研究指導	
1 T	1 1	1	1	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開Ⅰ 心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ 心理実践実習Ⅰ（通年） 心理実践実習Ⅱ（1～2通年） 心理実践実習Ⅲ（1～2通年）	1 1 1 2 2 2 2		
2 T	1	1	地域づくり特論	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開Ⅱ 心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅱ	1 1 1		
3 T	1	1	科学技術と持続可能社会	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ 教育分野に関する理論と支援の展開Ⅰ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	1 1 1		
4 T				福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ 教育分野に関する理論と支援の展開Ⅱ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	1 1 1		
1 T				心理支援に関する理論と実践Ⅰ 心理実践実習Ⅱ（通年）	1 2	課題研究Ⅰ	2
2 T				心理支援に関する理論と実践Ⅱ	1		
3 T				家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ 心の健康教育に関する理論と実践Ⅰ	1 1		2
4 T				家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ 心の健康教育に関する理論と実践Ⅱ	1 1	課題研究Ⅱ	2
修得単位数	4	2	2	28	4		4
修得単位数合計				32		38 単位	

人文社会芸術総合研究科 人文・芸術プログラム 出口別履修モデル（修士（文学））

養成する具体的な人材像：地域の歴史的資源について調査・分析できる自治体職員，地域の歴史を深く調査・分析することができる中学校・高校教員
 研究テーマ：木曾義仲追討戦における越中の情勢

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
1 年次	1 T	研究倫理 大学院生のためのキャリア形成	1 1			日本史学特論Ⅰ 日本史学特論Ⅴ 日本史学特論Ⅸ 日本史学特論演習Ⅰ 日本文学特論Ⅰ	1 1 1 1 1		
	2 T	研究者としてのコミュニケーション	1	地域づくり特論 人文・社会の数理		日本史学特論Ⅱ 日本史学特論Ⅵ 日本史学特論Ⅹ 日本史学特論演習Ⅱ 日本文学特論Ⅱ	1 1 1 1 1		
	3 T	科学技術と持続可能社会	1	地域共創特別演習（PBL） （3-4T）		日本史学特論Ⅲ 日本史学特論演習Ⅲ	1 1		
	4 T			地域共創特別演習（PBL） （3-4T）	2	日本史学特論Ⅳ 日本史学特論演習Ⅳ	1 1		
2 年次	1 T					伝統文化特論 日本・東洋美術史特論	2 2	課題研究Ⅰ	2
	2 T								
	3 T								
	4 T							課題研究Ⅱ	2
修得単位数		4		4		18			4
								22	

修得単位数合計 30 単位

人文社会芸術総合研究科 人文・芸術プログラム 出口別履修モデル（修士（芸術文化学））
 養成する具体的な人材像：前例のない価値を作り出すメディアアーティスト、現代アーティスト作家
 研究テーマ：新しい芸術表現、新しい価値を創造したアート

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
		研究倫理 データサイエンス特論		知的財産法		地域づくり特論 人文・社会の数理		現代美術特論 デザイン特別演習 A 芸術文化学研究Ⅰ（1-2T）		研究指導	
1 年 次	1 T	1						2			
	2 T	1						2			
	3 T	1						1			
	4 T							2			
2 年 次	1 T										
	2 T										2
	3 T										
	4 T										2
修得単位数		4		4		18				4	
										22	

修得単位数合計 30 単位

人文社会芸術総合研究科 人文・芸術プログラム 出口別履修モデル（修士（芸術文化学））

養成する具体的な人材像：地域文化の振興に貢献する文化財修復士

研究テーマ：伝統技法を基軸にしたデジタルデータ活用による地域文化資源の効果的な修復方法の確立

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目	
		研究倫理 データサイエンス特論				専門科目	
		知的財産法		地域づくり特論 人文・社会の数理		研究指導	
1 年 次	1 T	1				漆工芸特別演習 A (1-2T) 芸術文化学研究 I (1-2T)	
	2 T	1				材料共生学特論 漆工芸特別演習 A (1-2T) 芸術文化学研究 I (1-2T)	2 2 2
	3 T	1	科学技術と持続可能社会	地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		文化人類学特論 III 立体表現特別演習 A (3-4T) 漆工芸特別演習 B (3-4T) 芸術文化学研究 II (3-4T)	1
	4 T			地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		文化人類学特論 IV 立体表現特別演習 A (3-4T) 漆工芸特別演習 B (3-4T) 芸術文化学研究 II (3-4T)	1 2 2 2
2 年 次	1 T					金属工芸特別演習 A	2
	2 T					文化資源特論	2 課題研究 I
	3 T						
	4 T						2 課題研究 II
修得単位数		4		4		18	4
修得単位数合計		30 単位		22		22	

人文社会芸術総合研究科 人文・芸術プログラム 出口別履修モデル（修士（芸術文化学））
 養成する具体的な人材像：クリエイティブな産業のコーディネーターとして活躍する環境デザイナー
 研究テーマ：地域色を活かしたクリエイティブな建築デザインの創出

大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目	
研究倫理 データサイエンス特論		地域づくり特論 人文・社会の数理		専門科目	
1 T	1			建築設計特論演習 A (1-2T) 芸術文化学研究 I (1-2T)	研究指導
2 T	1			建築設計特論演習 A (1-2T) 芸術文化学研究 I (1-2T)	
3 T	1			構造設計特論演習 B (3-4T) 芸術文化学研究 II (3-4T)	
4 T				建築計画特論演習 B (3-4T) 芸術文化学研究 II (3-4T)	
1 T				人文地理学特論 I デザイン特別演習 A	1 2
2 T				人文地理学特論 II	1 課題研究 I
3 T					
4 T					課題研究 II
修得単位数		4	4	18	4
修得単位数合計		30 単位		22	

人文社会芸術総合研究科 人文・芸術プログラム 出口別履修モデル（修士（芸術文化学））
 養成する具体的な人材像 : 地域の文化資源活用に貢献するキュレーター
 研究テーマ : 地域文化資源の価値評価、美術館・博物館等の利用プログラムの開発

	大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
	研究倫理 データサイエンス特論	知的財産法	地域づくり特論 人文・社会の数理		専門科目			
1 年 次	1 1	1	1 1		伝統文化特論 日本・東洋美術史特論 芸術文化学研究Ⅰ（1-2T）	2 2		
2 年 次		1			文化資源特論 芸術文化学研究Ⅰ（1-2T）	2 2		
3 年 次		1		地域共創特別演習（PBL） （3-4T）	風景資源特論 芸術文化学研究Ⅱ（3-4T）	2		
4 年 次				地域共創特別演習（PBL） （3-4T）	伝統文化特論演習 芸術文化学研究Ⅱ（3-4T）	2 2		
1 年 次					人文地理学特論Ⅰ 現代美術特論	1 2		
2 年 次					人文地理学特論Ⅱ	1	課題研究Ⅰ	
3 年 次								
4 年 次							課題研究Ⅱ	
修得単位数	4		4		18		4	
修得単位数合計	22							

修得単位数合計 30 単位

人文社会芸術総合研究科 共創経済プログラム 出口履修モデル① 経済学系

養成する具体的な人材像 : 多分野に亘るビッグデータの計量分析に基づき地域課題の把握と解決策の具体化に貢献する人材

研究テーマ : SDGs 推進とビッグデータ活用が促す地域金融の業務変革の方向性

大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導
大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		
1 年次	1 T	研究倫理 データサイエンス特論	1 1		現代経済理論Ⅰ 計量経済理論Ⅰ 金融経済理論Ⅰ 国際経済学特論Ⅰ 金融の計量経済分析演習Ⅰ 環境産業界特論Ⅰ 地域社会学特論Ⅰ マーケティング特論Ⅰ【経営学系】 金融取引法特論Ⅰ【経営学系】	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	2 T	地域共生社会特論	1	人文・社会の数理 コミュニケーションビジネス特論	現代経済理論Ⅱ 計量経済理論Ⅱ 金融経済理論Ⅱ 国際経済学特論Ⅱ 金融の計量経済分析演習Ⅱ 環境産業界特論Ⅱ 地域社会学特論Ⅱ マーケティング特論Ⅱ【経営学系】 金融取引法特論Ⅱ【経営学系】	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2 年次	3 T	科学技術と持続可能社会	1	地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		
	4 T			地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)	2	
	1 T					
	2 T					課題研究Ⅰ
	3 T					
	4 T					課題研究Ⅱ
修得単位数		4	4	18	4	22

修得単位数合計 30 単位 ※基盤科目は緑色、発展科目は青色、実践科目はオレンジ色で示す。

人文社会芸術総合研究科 共創経済プログラム 社会人履修モデル① **経済学系**

養成する具体的な人材像：**地域づくりに関連する諸分野を絶えず学び地域社会の課題抽出と改善に参画して地域のリーダーシップを果たす事のできる人材**
 研究テーマ：地域の文化資源を活かした住民参加型の産業創出に関する研究

大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		
大学院共通科目		研究科共通科目		専門科目		
大学院共通科目		研究科共通科目		研究指導		
1 T	研究倫理 データサイエンス特論	1 1		政治経済学特論Ⅰ 日本経済史特論Ⅰ 財政学特論Ⅰ 地域の産業と企業特論Ⅰ 地域経済のマクロ分析特論Ⅰ 公共・政治経済学特論Ⅰ 地域活性化演習Ⅰ【経営学系】 国際経営特論Ⅰ【経営学系】	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2 T	アート・デザイン思考	1	1 1 コミュニティビジネス特論 地域づくり特論	政治経済学特論Ⅱ 日本経済史特論Ⅱ 財政学特論Ⅱ 地域の産業と企業特論Ⅱ 地域経済のマクロ分析特論Ⅱ 公共・政治経済学特論Ⅱ 地域活性化演習Ⅱ 国際経営特論Ⅱ【経営学系】 文化資源特論【デザイン系】	1 1 1 1 1 1 1 1 2	
3 T	科学技術と持続可能社会	1	地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)			
4 T			地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)	2		
1 T						課題研究Ⅰ
2 T						
3 T						課題研究Ⅱ
4 T						
修得単位数		4	4	18	4	22

修得単位数合計 30 単位 ※基盤科目は緑色、発展科目は青色、実践科目はオレンジ色で示す。

人文社会芸術総合研究科 共創経済プログラム 出口履修モデル② 経営学系

養成する具体的な人材像：地域企業の海外展開にともなう経営課題の解決に専門的知識と実践的能力を活かし

中心的な役割を果たす国際的な舞台で活躍するグローバル人材

研究テーマ：北陸地域企業の海外展開におけるマネジメントシステムの現地化に関する研究

	大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		
	データサイエンス特論 大学院生のためのキャリア形成	1 1	現代心理学特論	1	専門科目	研究指導	
1 T					経営学特論Ⅰ マーケティング特論Ⅰ 情報システム特論Ⅰ 環境産業特論Ⅰ【経済学系】 地域の産業と企業特論Ⅰ【経済学系】	1 1 1 1 1	
2 T	地域共生社会特論	1	コミュニケーションビジネス特論	1	経営学特論Ⅱ マーケティング特論Ⅱ 情報システム特論Ⅱ 環境産業特論Ⅱ【経済学系】 地域の産業と企業特論Ⅱ【経済学系】	1 1 1 1 1	
3 T	研究倫理	1	地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		国際経営特論Ⅰ 多国籍企業特論Ⅰ 組織と人材のマネジメント演習Ⅰ 多国籍企業演習Ⅰ	1 1 1 1	
4 T			地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)	2	国際経営特論Ⅱ 多国籍企業特論Ⅱ 組織と人材のマネジメント演習Ⅱ 多国籍企業演習Ⅱ	1 1 1 1	
1 T							課題研究Ⅰ
2 T							
3 T							
4 T							課題研究Ⅱ
修得単位数	4	4	4		18		4
							22

修得単位数合計 30 単位

※基盤科目は緑色、発展科目は青色、実践科目はオレンジ色で示す。

人文社会芸術総合研究科 共創経済プログラム 出口履修モデル (デザイン経営) **経営学系**
 養成する具体的な人材像 : **企業の企画部門においてデザインを核とした新規事業の立ち上げを通じて地域社会の活性化へ貢献できる企業人**
 研究テーマ : デザイン経営を通じた地域企業のブランド価値向上と地域の活性化

大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
研究倫理 データサイエンス特論		地域づくり特論 コミュニティビジネス特論		経営学特論Ⅰ マーケティング特論Ⅰ 地域の産業と企業特論Ⅰ【経済学系】 デザイン特別演習 A【デザイン系】		1 1 1 2	
アート・デザイン思考 知的財産法		地域づくり特論 コミュニティビジネス特論		経営学特論Ⅱ マーケティング特論Ⅱ 地域の産業と企業特論Ⅱ【経済学系】 文化資源特論【デザイン系】		1 1 1 2	
		地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		アントレプレナーシップ特論 消費者行動特論Ⅰ 会社法特論Ⅰ マーケティング演習Ⅰ		1 1 1 1	
		地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		消費者行動特論Ⅱ マーケティング演習Ⅱ		1 1	
				デザインマネジメント特論演習【デザイン系】		2	
						課題研究Ⅰ	
						課題研究Ⅱ	
4		4		18		4	
修得単位数		4		18		4	
						22	

修得単位数合計 30 単位 ※基盤科目は緑色、発展科目は青色、実践科目はオレンジ色で示す。

人文社会芸術総合研究科 共創経済プログラム 社会人履修モデル② 経営学系

養成する具体的な人材像：社会のDXの進展に柔軟に対応し統計的な分析手法を駆使しつつビジネスの視点から企業の抱える課題解決へ貢献できる高度職業人
 研究テーマ：EC（電子商取引）に対応した顧客基盤の構築とマーケティング戦略

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
1 T	研究倫理 データサイエンス特論	1 1	現代心理学特論	1	経営学特論Ⅰ マーケティング特論Ⅰ マーケティングシステム特論Ⅰ 消費者行動特論Ⅰ 地域の産業と企業特論Ⅰ【経済学系】	1 1 1 1 1			
2 T	アート・デザイン思考 知的財産法	1 1	人文・社会の数理	1	経営学特論Ⅱ マーケティング特論Ⅱ マーケティングシステム特論Ⅱ 消費者行動特論Ⅱ 地域の産業と企業特論Ⅱ【経済学系】	1 1 1 1 1			
3 T			地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)		計量経済学特論Ⅰ【経済学系】 商法特論Ⅰ 消費者行動演習Ⅰ 消費者システム演習Ⅰ	1 1 1 1			
4 T			地域共創特別演習 (PBL) (3-4T)	2	計量経済学特論Ⅱ【経済学系】 商法特論Ⅱ 消費者行動演習Ⅱ 消費者システム演習Ⅱ	1 1 1 1			
1 T								課題研究Ⅰ	2
2 T									
3 T								課題研究Ⅱ	2
4 T									
修得単位数		4	4		18				4
									22

修得単位数合計 30 単位

※基盤科目は緑色、発展科目は青色、実践科目はオレンジ色で示す。

富山大学医の倫理に関する規則

平成18年 1月19日制定 平成18年 4月 1日改正
 平成19年 4月 1日改正 平成20年 4月 1日改正
 平成21年 4月 1日改正 平成22年 4月 1日改正
 平成24年10月 1日改正 平成26年 6月24日改正
 平成27年 4月 1日改正 平成28年12月 1日改正
 平成30年 3月27日改正 令和元年 9月24日改正
 令和 3年 6月10日改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 倫理委員会（第2条～第4条）
- 第3章 倫理審査委員会（第5条～第7条）
- 第4章 委員会の議事等（第8条, 第9条）
- 第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第10条～第12条）
- 第6章 専門委員会（第13条）
- 第7章 雑則（第14条～第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び富山大学臨床・疫学研究等に関する倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第2章 倫理委員会

（所掌事項）

第2条 倫理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 医の倫理の在り方について必要な事項の調査及び検討
 - (2) 本学で行う特定の医療行為に係る倫理基準等の制定・認定
 - (3) 医の倫理に係る広報・啓発・教育活動
 - (4) 患者の治療に直接関係のある医療行為（臨床研究及び病院臨床倫理委員会所掌事項を除く。）のうち、倫理的検討を必要とする実施計画に係る審査
 - (5) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討
- （組織）

第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部教授会から選出された教授 4人
（基礎系1人、臨床系2人、看護系1人とする。）
- (3) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (4) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (5) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (6) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（倫理委員会が必要と認めた場合）若干人
- (7) その他倫理委員会が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 倫理委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第3章 倫理審査委員会

(所掌事項)

第5条 審査委員会は、第1条に規定する研究等に係る実施計画（第2条第4号に該当するものを除く。）及びその成果の出版・公表予定内容を倫理的・社会的観点から審査する。

(組織)

第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部教授会から選出された教授 4人
(基礎系1人、臨床系2人、看護系1人とする。)
- (2) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (4) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (5) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（審査委員会が必要と認めた場合） 若干人
- (6) その他審査委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第4章 委員会の議事等

(議事等)

第8条 倫理委員会及び審査委員会（以下「各委員会」という。）は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第3条第1項第5号または第6条第1項第4号に掲げる委員が1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第9条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 修正した上で承認
- (3) 条件付承認
- (4) 不承認
- (5) 保留(継続審査)
- (6) 停止(研究の継続には更なる説明が必要)
- (7) 停止(研究の継続は適当でない)

2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。

3 各委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、各委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第10条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長に報告しなければならない。

3 前項の通知に当たり、審査の判定結果が前条第1項第2号から第7号までの一に該当する場合には、理由等を記入しなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第11条 申請者は前条第2項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入して、委員長に再度の審議を1回に限り申請することができる。

2 委員長は、審議終了後速やかに、異議申立に対する指針書により申請者に通知しなければならない。

(研究等実施計画の変更)

第12条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく委員長にその旨を報告するものとする。

2 委員長は、前項の変更に係る研究等実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第13条 各委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員長が委嘱する。

3 委員長が、必要と認めるときは、専門委員会委員を委員会に出席させ、調査検討事項の報告を受け、又は討議に加えることができる。

4 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(医薬品等の臨床研究及び組換えDNA実験等の取扱い)

第14条 本学附属病院において実施される医薬品等の臨床研究のうち、治験薬の取扱いについては、富山大学附属病院医薬品受託研究実施要領に定めるところによる。

2 本学において実施される生命科学領域における基礎研究等のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の取扱いについては国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則の定めるところによる。

(委員以外の出席)

第15条 各委員会及び専門委員会の委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 委員会の事務は、病院事務部病院経営企画課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は各委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前の富山医科薬科大学医の倫理に関する規程第3条の規定により富山医科薬科大学倫理委員会委員である者は、この規則の第3条第1項の規定により選出された委員とみなす。ただし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の第3条第1項第2号から第8号により選出された第6条に規定する委員は、改正後の第6条第1項の規定により選出された委員とみなし、任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、医学薬学研究部教授会医学系部会及び薬学系部会から選出された倫理委員会委員及び審査委員会委員については、医学部教授会及び薬学部教授会から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和元年10月30日までとする。
- 3 令和元年11月1日に選出される倫理委員会委員及び審査委員会委員の任期は、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則

平成27年12月17日制定

平成29年12月11日改正

平成30年3月27日改正

令和元年9月24日改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 委員会（第2条～第4条）
- 第3章 委員会の議事等（第5条～第7条）
- 第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第8条～第10条）
- 第5章 雑則（第11条～第13条）

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人間を対象とする研究（医療を目的とした研究を除く。以下「研究」という。）についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 委員会

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- （1） 倫理的・社会的観点からの研究の実施計画及びその成果の出版・公表予定内容の審査
- （2） その他前号の審査に必要な事項
（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 学部の教授又は准教授 各1人
- （2） 学外の学識経験者 若干名
- （3） その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第3章 委員会の議事等

(議事等)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第6条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。

3 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び当該研究の実施に携わる者の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

(迅速審査)

第7条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) その他委員長が認めた審査

2 前項の審査については、別に定める。

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長（附属病院における研究に関しては附属病院長。以下「学長等」という。）に提出しな

なければならない。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。
- 4 前項の通知に当たり、審査の判定結果が第6条第1項第3号から第5号までの一に該当する場合は、その理由を付さなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第9条 申請者は、前条第3項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入し、学長等に再度の審議を1回に限り申請することができる。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。

(研究の実施計画の変更)

第10条 申請者が研究の実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく学長等に報告するものとする。

- 2 学長等は、前項の変更に係る研究の実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第5章 雑則

(委員以外の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究振興部研究振興課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月11日から施行する。
- 2 この規則の施行日において委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

国立大学法人富山大学動物実験取扱規則

平成19年10月1日制定 平成19年11月15日改正
 平成20年4月1日改正 平成21年4月1日改正
 平成24年10月1日改正 平成26年6月24日改正
 平成27年4月1日改正 平成30年3月27日改正
 令和元年9月24日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 適用範囲（第4条）
- 第3章 組織（第5条～第13条）
- 第4章 動物実験等の実施（第14条～第17条）
- 第5章 施設等（第18条～第23条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第24条～第32条）
- 第7章 安全管理（第33条・第34条）
- 第8章 教育訓練（第35条）
- 第9章 自己点検・評価及び検証（第36条）
- 第10章 情報公開（第37条）
- 第11章 補足（第38条～第41条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）（以下「飼養保管基準」という。）に基づき、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省策定）（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 本学における動物実験等については、法、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（部局長、センター長、分野長など）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第4条 この規則は、本学において実施される全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先において基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(組織)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 学長が指名した理事は、本学における動物実験等の取扱いに関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理学部及び工学部から選出された教員 各1人
- (2) 医学部及び薬学部から選出された教員 各1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 1人
- (4) 附属病院から選出された教員 1人
- (5) 人間発達科学部から選出された人文・社会科学系の教員 1人
- (6) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット動物実験施設長
- (7) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットの業務に従事する教員の中から学長が指名した者 1人
- (8) 動物実験を行わない教員の中から学長が指名した者 1人
- (9) 動物に関し専門的な知識を有する学外者で学長が委嘱した者 1人

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条の委員（同条第6号の委員を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議には加わらないものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を関係者以外に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、医薬系事務部研究協力課が行う。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案及び審査の手続き)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が別に定める動物実験計画書を所属する部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者の所属する部局等の長を経て、当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験計画の変更又は追加の申請)

第15条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、委員会が別に定める動物実験計画（変更・追加）承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。

(実験計画の終了又は中止の報告)

第16条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止したときは、委員会が別に定める動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書を部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

(実験操作)

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期（人道上エンドポイントを含む。）の配慮
 - ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
- (4) 前号に定める実験を行う場合は、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第18条 管理者は、飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、委員会が別に定める飼養保管施設設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。
- 3 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第19条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 動物実験管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第20条 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、委員会が別に定める実験室設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(実験室の要件)

第21条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第22条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第 23 条 管理者は、施設等を廃止する場合、委員会が別に定める施設等廃止届を部局等の長を経て学長に届け出なければならない。

2 施設等を廃止する場合には、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第 6 章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第 24 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 25 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 26 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第 27 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 28 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 29 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 30 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 31 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第 32 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第33条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第34条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第35条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規定等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第9章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第36条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関する自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

第37条 学長は、次に掲げる本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

- (1) 動物実験等に関する規則
- (2) 実験動物の飼養保管状況
- (3) 自己点検・評価及び検証の結果の公開方法等

第11章 補足

(準用)

第38条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第39条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養若しくは保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、第27条、第28条、第30条、第33条及び第34条を除き本規則を適用しない。

(部分開示)

第40条 動物実験計画書は、開示請求があった場合、全面開示を原則とするが、やむを得ない理由により部分開示を求める場合には、動物実験責任者は、動物実験計画書提出時に開示しない箇所及びその理由を付して申し出ることとする。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 国立大学法人富山大学動物実験取扱規則（平成17年10月1日制定）
- (2) 国立大学法人富山大学動物実験委員会規則（平成17年10月1日制定）
- (3) 国立大学法人富山大学動物実験委員会五福キャンパス専門部会要項（平成17年10月1日制定）
- (4) 国立大学法人富山大学動物実験委員会杉谷キャンパス専門部会要項（平成17年10月1日制定）

附 則

この規則は、平成19年11月15日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法律」という。）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年度文部科学省・環境省令第 1 号。以下「二種省令」という。）及び関連した告示（以下「法律等」という。）に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え生物等の使用等を行う実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「部局等」とは、実験を実施しようとする各学部等をいう。

2 この規則の解釈に関する用語の意義については、法律等に定めるところによる。

(学長、理事及び部局等の長の責務)

第 3 条 学長は、本学における実験の安全管理に関し総括する。

2 学長が指名した理事は、本学における実験の安全管理に関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

3 部局等の長は、法律等及びこの規則に定めるところに従い、当該部局において行う実験の安全確保に努めなければならない。

(委員会)

第 4 条 学長は、実験について調査・審議するため、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、実験に関して学長及び部局等の長に対し意見を述べることができる。

3 学長及び部局等の長は、前項の意見を尊重し、何らかの措置を講ずるものとする。

4 委員会は、必要に応じて実験管理者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

5 委員会に関する規則は、別に定める。

第 2 章 安全主任者等

(遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者)

第 5 条 実験の安全確保について部局等の長を補佐するため、遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

2 安全主任者は、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した部局等の教員をもって充てる。

3 安全主任者は、当該部局等の長が推薦し、学長が任命する。

4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全主任者の任務)

第6条 安全主任者は、実験の安全確保に関し、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験が法律等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 実験管理者及び実験従事者に対して指導助言を行うこと。
- (3) その他実験の安全確保及び拡散防止措置に関して必要な事項の処理に当たること。

2 安全主任者は、前項に規定する任務を果たすに当たり、委員会と十分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

(実験管理者)

第7条 実験ごとに、実験計画の遂行について責任を負う者として、実験管理者を定めなければならない。

2 実験管理者は、実験従事者のうち、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した教員のうちから定めなければならない。

(実験管理者の任務)

第8条 実験管理者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験計画の立案及び実施に際して、法律等及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対し、実験の安全確保に必要な教育訓練を行うこと。
- (3) 実験の安全確保及び拡散防止措置の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、部局等の長、委員会及び安全主任者に報告すること。
- (4) 実験の終了又は中止の報告を行うこと。
- (5) その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第9条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たって安全確保及び拡散防止措置について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通、習熟し、実験管理者の指示に従わなければならない。

第3章 実験計画

(機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

第10条 機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等を所属部局等の長を経て、学長に提出し、その承認を受けなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの

決定を行うものとする。

(大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

第 11 条 大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等に加えて二種省令に定める様式により申請書を作成し、所属部局等の長を経て、学長に提出しなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの決定を行い、承認した実験計画について文部科学大臣の確認を求めるものとする。

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等の手続き)

第 12 条 遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、実験計画を作成し、所属部局等の長を経て、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て妥当と認められた場合に、当該計画の生物多様性影響評価の実施、第一種使用規程の作成等、法律等に定められた作業の実施を承認する。

3 実験管理者は、前項で承認を受けた研究計画につき、法律等で定められた生物多様性影響評価を行い、申請書及び生物多様性影響評価書を作成し、委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、提出された申請書及び生物多様性影響評価書の法律等への適合性を審議する。

5 学長は、委員会の意見を聴いて、当該申請を承認するか否かの決定を行い、承認した研究計画については、文部科学大臣に申請するものとする。

(承認通知)

第 13 条 学長は、前条の決定を行ったときは、当該部局等の長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局等の長は、安全主任者及び当該実験管理者にその旨通知するものとする。

(審査基準)

第 14 条 委員会は、法律等に定める拡散防止措置等に関する基準に対する適合性及び実験従事者の訓練経験の程度等に基づき実験計画等を審査するものとする。

第 4 章 実験の安全確保のための措置

(実験室等及び実験設備の管理及び保全)

第 15 条 部局等の長は、拡散防止措置等に係る実験室等及び実験設備を法律等に定める基準に従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。

2 実験管理者は、施設・設備について法律等に定める拡散防止措置等の基準に適合するように維持しなければならない。

(実験に係る表示)

第 16 条 実験管理者は、実験が進行中の場合又は遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物を保管する場合は、法律等で定めるところにより表示しなければならない。

(点検)

第 17 条 実験管理者は、実験室等及び実験設備の管理保全の状態を適宜点検しなければならない。

2 実験管理者は、前項の点検で異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を部局等の長を通じて学長及び安全主任者に報告するものとする。

(実験室等への立入り)

第 18 条 実験管理者は、実験関係者以外の者の実験室等への立入りについては、当該実験の程度に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

2 P3 レベル以上の実験を行う実験管理者は、実験従事者以外の者(安全主任者を除く。)を実験室等に立ち入らせたときは、管理簿に必要な事項を記入し、当該帳簿を当該実験終了後、5 年間保管しなければならない。

(実験試料等の取扱い等)

第 19 条 実験管理者は、実験従事者に対し、実験の開始前及び実験中において、常時実験に用いられる核酸供与体、供与核酸の種類、宿主及びベクター等が拡散防止措置等の条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

2 実験管理者は、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物の保管及び運搬について、管理簿に記録を作成し、保存しなければならない。ただし、P2、P2A、P2P 又は LS1 レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。

3 遺伝子組換え生物等を譲渡若しくは提供する場合は、法律等に定める情報及び当該遺伝子組換え生物等を適切に取扱うために供給することが望ましいと判断される情報を提供しなければならない。また、遺伝子組換え生物等を譲渡された際に提供を受けた情報等については、実験が終了又は中止するまで保管しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、実験従事者は、実験試料の取扱いに当たっては、法律等に定められた注意事項を遵守しなければならない。

(実験の記録及び報告)

第 20 条 実験管理者は、実験中は記録簿に実験の記録を行い、当該実験終了後5年間保存しなければならない。ただし、P2、P2A、P2P 又は LS1 レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。

2 実験管理者は、実験が終了したとき又は実験を中止したときは、速やかに所定の報告書を作成し、部局等の長を経て、学長に報告しなければならない。

第5章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第 21 条 実験管理者は、実験開始前に実験従事者に対し、法律等及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱技術
- (2) 拡散防止措置等に関する知識及び技術
- (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識

(4) 事故発生の場合の措置に関する知識

(健康管理)

第 22 条 部局等の長は、実験従事者に対し、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づき必要な健康管理を行うものとする。

2 実験従事者は、絶えず自己の健康に注意し、次の各号の一に該当するときは、速やかに部局等の長に報告するものとする。

(1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。

(2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され除去できないとき、又は感染をおこす可能性があるとき。

(3) 遺伝子組換え生物等により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

(4) 遺伝子組換え生物等により健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったとき。

3 部局等の長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査し、必要な措置を講ずるとともに学長に報告しなければならない。

第 6 章 緊急事態発生時の措置

(緊急事態発生時の措置)

第 23 条 実験管理者及び実験従事者は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちにその旨を当該部局等の長及び安全主任者に通報するとともに、災害防止のための応急の措置を講じなければならない。

(1) 地震、火災等の災害によって遺伝子組換え生物等が実験施設外へ漏出し、又は漏出するおそれのあるとき。

(2) 遺伝子組換え生物等によって人体や実験施設が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

2 前項の規定により通報を受けた部局等の長及び安全主任者は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該部局等の長にあつてはこの旨を学長に報告しなければならない。

第 7 章 雑則

第 24 条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学遺伝子組換え生物使用実験安全管理規則に基づき承認された実験計画については、この規則により承認されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

実習施設承諾書

令和3年3月3日

富山大学長 殿

実習施設 富山市豊田適応指導教室
の名称 富山市婦中適応指導教室
所在地 富山市豊若町3丁目12-25 (豊田)
富山市婦中町砂子田1-1 (婦中)
婦中ふれあい館内

代表者 富山市教育センター
所長 川端 紀代美



当施設は、富山大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

実習施設承諾書

令和3年3月3日

富山大学長 殿

実習施設
の名称

富山県教育委員会

所在地

富山県富山市新総曲輪1-7

代表者

教育長 伍嶋 二



当施設は、富山大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

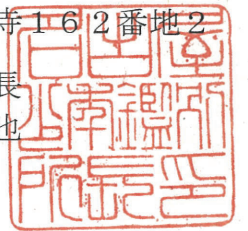


実習施設承諾書

令和3年3月 4日

富山大学長 殿

実習施設 名古屋少年鑑別所
の名称 富山少年鑑別支所
所在地 富山県富山市才覚寺162番地2
代表者 名古屋少年鑑別所長
古橋 徹也



当施設は、富山大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。



実習施設承諾書

令和3年3月3日

富山大学長 殿

実習施設 立山町教育センター
の名称 (立山町立 雄山中学校)
所在地 富山県中新川郡立山町前沢 3318
代表者 立山町教育委員会
教育長 大岩 久七
(立山町教育センター所長)



当施設は、富山大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

国立大学法人富山大学職員就業規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年10月1日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月8日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成24年10月1日改正	平成26年9月9日改正
平成27年3月25日改正	平成28年2月9日改正
平成29年3月14日改正	平成29年6月27日改正
平成30年3月27日改正	平成30年11月13日改正
平成31年1月29日改正	令和元年6月25日改正
令和元年12月24日改正	令和2年1月28日改正
令和2年10月27日改正	令和3年3月9日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 任免（第5条～第24条）
 - 第1節 採用（第5条～第7条）
 - 第2節 昇任及び降任（第8条，第9条）
 - 第3節 異動（第10条）
 - 第4節 休職（第11条～第14条）
 - 第5節 退職及び解雇（第15条～第24条）
- 第3章 給与（第25条）
- 第4章 服務（第26条～第30条）
- 第5章 知的財産権（第31条）
- 第6章 労働時間，休日，休暇等（第32条～第34条）
- 第7章 研修（第35条）
- 第8章 勤務評定（第36条）
- 第9章 賞罰（第37条～第42条）
- 第10章 安全衛生（第43条）
- 第11章 出張（第44条，第45条）
- 第12章 福利・厚生（第46条）
- 第13章 災害補償（第47条～第49条）
- 第14章 退職手当（第50条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により，国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

- 2 職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究講座教員、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、及び栄養教諭の職にある者を教育職員という
- 3 契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考による。

- 2 職員の選考について必要な事項は、別に定める「[国立大学法人富山大学職員任免規則](#)」による。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月間（教諭については1年間）を試用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に職員として不適格と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

第9条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が悪い場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務に必要な適性を欠く場合
 - (4) 職員自ら降任を希望して学長が承認した場合
- 2 前項第4号に規定する希望降任に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 異動

(配置換・出向等)

第10条 大学は、業務上必要がある場合は、職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。ただし、教育職員については、専門の異なる配置換等は本人の同意を得るものとする。

- 2 前項に規定する配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学出向規則」による。

第4節 休職

(休職)

第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き90日（結核性疾患の場合は1年）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 国又は独立行政法人と共同して、若しくはこれらからの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、大学の職務に従事することができないと認められる場合
- (6) 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (7) 教諭、養護教諭又は栄養教諭が、学長の許可を受けて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する専修免許状の取得を目的として、大学（短期大学を除く。）

の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、職務に従事することができないと認められる場合。

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(休職の期間)

第12条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号の休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で大学が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することがある。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第1項第6号及び第8号の休職の期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で大学が定める。前条第1項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

4 前条第1項第3号から第5号までの休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると大学が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することがある。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することがある。

5 大学は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることがある。この休職の期間が5年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると大学が認めたときは、必要に応じ、これを更新することがある。

(復職)

第13条 大学は、前条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。ただし、第11条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 前項の場合、大学は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第14条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第 15 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第 12 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第 16 条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 17 条 職員（特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

2 前項の定年は、年齢 60 年とする。ただし、教育職員（副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭は除く。）の定年は、年齢 65 年とする。

3 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 及び大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 7 条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員の定年は、年齢 70 年とし、定年退職日に退職するものとする。

(定年の特例)

第 18 条 大学は、前条の規定にかかわらず、定年に達した職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると学長が認める場合は、定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、1 年を超えない範囲内で行うものとし、当初の定年退職日から 3 年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、3 年を超えて更新することができる。

4 教育職員の定年の特例について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則」による。

(再雇用)

第 19 条 第 17 条の規定により退職した職員（定年年齢が 60 歳の者に限る。）で再雇用を希望する職員は、別に定める「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」又

は「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」により再雇用する。ただし、特に重要な職を任じた職員は、別に定める「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」に基づき再雇用する。

(解雇)

第 20 条 大学は、職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合には、解雇する。

2 大学は、前項のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

(1) 勤務実績が著しく悪い場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合

(5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

(6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に在職し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

(7) 執行猶予が付された禁錮以上の刑に処せられた場合

(8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3 解雇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(解雇制限)

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）に基づく傷害補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間

(2) 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」第 22 条第 6 号及び第 7 号の規定による休暇を取得している期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 22 条 第 20 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第 39 条第 5 号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後の責務)

第 23 条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第 24 条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 職員が、第 22 条の解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、大学は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がなされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。

4 証明書には退職若しくは解雇された者又は解雇を予告された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給与

(諸手当)

第 25 条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任生活手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、安全衛生管理手当、認定看護師等手当、医師指導手当、教員特別業務手当及び外部資金獲得手当とする。ただし「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」の適用者にあつては別に定める。

3 給与（期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び外部資金獲得手当を除く。）は、その月の全額を毎月 17 日に支給するものとし、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において毎月 17 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、15 日に、支給日が土曜日に当たるときは、16 日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18 日に支給する。

4 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日（この項において、6 月 30 日及び 12 月 10 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

5 外部資金獲得手当は、3 月 10 日に支給する。ただし、支給日（3 月 10 日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

- 6 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員給与規則」、
「国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則」、
「国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」による。

第4章 服務

（誠実義務）

第26条 職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第27条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

（職員の倫理）

第28条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」による。

（ハラスメントに関する措置）

第29条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「国立大学法人富山大学ハラスメントの防止等に関する規則」による。

（兼業）

第30条 職員は、次に掲げるもので大学の許可を受けた場合は、兼業を行うことができる。

- (1) 職員の専門分野に関し、有用な知見が得られるもの
- (2) 地域社会へ貢献するもの
- (3) 産学官連携を推進するもの
- (4) 学術の発展に寄与するもの
- (5) その他前各号に準ずるもの

2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学役職員兼業規則」による。

第5章 知的財産権

（知的財産権）

第31条 職員の知的財産権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職

務発明規則」及び「国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則」による。

第6章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間等)

第32条 職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。

(育児休業等)

第33条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児短時間勤務又は育児部分休業の適用を受けることができる。

3 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第34条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

第7章 研修

(研修)

第35条 大学は、職員の研修機会の提供に努めるものとし、職員は、その機会を活用し、研究と修養に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な研修を命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則」による。

第8章 勤務評定

(勤務評定)

第36条 大学は、職員の勤務成績について公正な手続きにより評定を実施する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める「国立大学法人富山大学職員表彰規則」により、これを表彰する。

(懲戒)

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

(1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。

- (2) 職務上の義務に違反したとき。
 - (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
 - (4) 承認を受けずに遅刻，早退，欠勤する等勤務を怠ったとき。
 - (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
 - (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
 - (7) 前各号に準ずる行為があったとき。
- 2 職員の懲戒について必要な事項は，別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

(懲戒の種類・内容)

第 39 条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ，将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させるほか，給与を減額する。この場合において，減額は，1 回の額は平均賃金の 1 日分の 2 分の 1，1 か月の額は当該月の給与総額の 10 分の 1 の範囲内とする。
 - (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか，1 日以上 3 月以内の期間を定めて出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし，勧告に応じない場合は，懲戒解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において，所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第 20 条に規定する手当を支給しない。
- 2 前項第 1 号から第 3 号までの始末書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 再審査の請求がない場合 懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内
- (2) 再審査の請求がある場合で，当該請求が却下された場合 却下の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内
- (3) 再審査の請求がある場合で，当該請求が受理され，再審査の結果，最初の処分が妥当と認められた場合 最初の処分が妥当と認められた旨の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内
- (4) 再審査の請求がある場合で，当該請求が受理され，再審査の結果，最初の処分決定の修正又はこれに代わる新たな処分決定により，譴責，減給又は出勤停止となった場合 新たに懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日以内

(管理監督責任)

第 40 条 管理監督下にある職員が第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は，当該管理職員を管理監督責任により懲戒することがある。ただし，管理職員がこれを防止する方法を講じていた場合においては，情状により懲戒を免ずることがある。

(厳重注意)

第 41 条 大学は，第 38 条第 1 項各号に準ずる者についても，服務を厳正にし，規律を保持する必要があるときは，厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第 42 条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は，第 38 条，第 39 条又は第 40 条の規定による懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させ

るものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第43条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学安全衛生管理規則」による。

第11章 出張

(出張)

第44条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、大学に報告しなければならない。

(旅費)

第45条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学旅費規則」による。

第12章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第46条 職員の宿舎の利用については、別に定める「国立大学法人富山大学宿舎規則」による。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第47条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第48条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第49条 前2条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員災害補償規則」による。

第14章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員退職手当規則」による。

附 則
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則
この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 12 月 24 日改正附則)

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年3月9日から施行する。ただし、医学系所属（ただし、附属病院に診療科及び中央診療施設等をもつ講座に限る）の教育職員の特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職特別勤務手当については、第25条第3項の規定にかかわらず、その月の初日から20日分までを翌月17日に支給し、21日から末日分までを翌々月17日に支給する。
- 2 前項ただし書きの適用については、令和4年3月31日までとする。